

令和7年度 第9回 浜松市中央区協議会西地域分科会

日時：令和7年12月3日（水）
午後1時30分～3時（予定）
会場：舞阪支所 1階 ホール

次 第

1 開会

2 会長あいさつ

3 区長あいさつ

4 議事

- (1) 【答申事項第2号】(仮称)浜松市立舞阪こども園の設置並びに浜松市立舞阪幼稚園、
浜松市立舞阪第1保育園及び浜松市立舞阪第2保育園の廃止について

☞ 資料1 (P. 1)

- (2) 【協議事項第10号】浜松市生涯学習推進大綱（案）のパブリック・コメントの実
施について ☞ 資料2 (P. 3)

- (3) 【協議事項第11号】浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）のパブリ
ック・コメントの実施について ☞ 資料3 (P. 13)

- (4) 【協議事項第12号】令和8年度区政運営方針の基本方針（案）について

☞ 資料4 (P. 55)

- (5) 【協議事項第13号】浜松市「休日の部活動の地域展開」に関するガイドライン（案）
の策定について ☞ 資料5 (P. 61)

5 地域課題の意見交換 ☞ 資料6 (P. 107)

- (1) 道路沿いの雑草対応について ☞ 資料7 (P. 113)

【令和7年度 地域課題（まとめ）】 P.5

6 推薦会からの報告について

7 閉会

(案)

第 1 1 号様式

差替

諮問事項に対する答申書

中央区協議会西地域分科会

| | |
|------|---|
| 件名 | (仮称) 浜松市立舞阪こども園の設置並びに浜松市立舞阪幼稚園、浜松市立舞阪第 1 保育園及び浜松市立舞阪第 2 保育園の廃止について |
| 諮問内容 | (仮称) 浜松市立舞阪こども園の設置並びに浜松市立舞阪幼稚園、浜松市立舞阪第 1 保育園及び浜松市立舞阪第 2 保育園の廃止について |
| 答申 | 令和 7 年 1 1 月 5 日付けで諮問のありました下記について、審議した結果、承認します。 記 ・(仮称) 浜松市立舞阪こども園の設置並びに浜松市立舞阪幼稚園、浜松市立舞阪第 1 保育園及び浜松市立舞阪第 2 保育園の廃止について |
| 備考 | |

第9号様式

区 協 議 会

| 区 分 | □諮問事項 ■協議事項 □報告事項 | | |
|------------------------------------|--|-----|-------------------------|
| 件 名 | 浜松市生涯学習推進大綱（案）のパブリック・コメントの実施について | | |
| 事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等) | <p>○背景・経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「浜松市生涯学習推進大綱」は、平成2年10月に策定し、政令市への移行を踏まえて平成21年3月に改定したが、改定後16年が経過している。 ・この間、少子・高齢化や人口減少の更なる進行、地域と学校との連携の推進、デジタル化の進展など、社会情勢が大きく変化している。 ・市民一人ひとりが、それぞれの希望に応じて夢や好奇心を持って自発的に学び活動する生涯学習は、幸福を実感できる豊かな暮らしの実現のために重要となっている。 ・今後の本市の生涯学習施策の役割や方向性を示すとともに、市民や生涯学習推進の担い手となる様々な主体が生涯学習に取り組む際の指針となるよう、「浜松市生涯学習推進大綱」を改定するもの。 | | |
| 対象の区協議会 | 中、東、西、南、北、浜北地域分科会・天竜区協議会 | | |
| 内 容 | <p>大綱案について説明するもの。なお、区協議会でいただいた意見は、パブリック・コメントの意見として取り扱う。</p> <p>【目指す姿】 「学びを通して市民一人ひとりの幸福度が向上するまち・浜松」</p> <p>【基本的な方向性】</p> <p>I いつでも、だれでも、希望に応じて学ぶことができる環境づくり</p> <p>II 学びを生かし、発展させることができる仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な方向性 I の取り組みとして、①学習情報の提供、②学習機会の充実、③学習環境の向上を、基本的な方向性 II の取り組みとして、①参加・活動の場の拡大、②人材の育成を掲げ、施策を推進していく。 | | |
| 備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など) | <ul style="list-style-type: none"> ・意見募集期間 ：令和7年11月19日(水) ～令和7年12月19日(金) ・市の考え方公表：令和8年2月予定 ・改定及び公表 ：令和8年3月予定 | | |
| 担当課 | 創造都市・ 文化振興課 | 担当者 | 鈴木 啓友 電話 457-2413 |

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

浜松市生涯学習推進大綱(案)

に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。
浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「浜松市生涯学習推進大綱(案)」とは

本市の生涯学習施策の役割や方向性を示すとともに、市民の皆さんや生涯学習推進の担い手となる様々な主体が生涯学習に取り組む際の指針となるよう策定するもので、前回の改定から16年が経過していることから、社会情勢の変化等を踏まえ、内容を改定します。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和7年11月19日(水)～令和7年12月19日(金)

3. 案の公表先

創造都市・文化振興課、市政情報室、区役所、行政センター、支所、協働センター、ふれあいセンター、中央図書館、市民協働センター(中央区中央一丁目)、パブコメPRコーナー(市役所本館1階ロビー)にて配布
浜松市ホームページ(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>)に掲載
【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、住所*、氏名または団体名*、電話番号を記入して、次のいずれかの方法で提出してください。

※住所および氏名または団体名が未記入の意見には、本市の考え方は示しません。

・個人情報とは、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。

(意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。)

| | |
|---------------------------|--|
| ①直接持参 | 創造都市・文化振興課(市役所本館3階)まで書面で提出 |
| ②郵便【はがき、封書】 (最終日の消印有効) | 〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2 創造都市・文化振興課あて |
| ③電子メール | shogaigk@city.hamamatsu.shizuoka.jp |
| ④FAX | 050-3730-2887(創造都市・文化振興課) |

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和8年2月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

市民部創造都市・文化振興課(TEL 053-457-2413)

下記の資料をご覧のうえ、ご意見をお寄せください

●パブリック・コメント実施案件の概要

●意見提出様式（参考）

●浜松市生涯学習推進大綱（案）

| | | | |
|----------------------|-------|---|---------|
| 改定に当たって | | P | 1 |
| 第1章 生涯学習とは | | P | 2～P 3 |
| 第2章 改定の背景 | | P | 4～P 7 |
| 第3章 浜松市生涯学習推進大綱の目指す姿 | | P | 8～P 14 |
| 【付属資料】 | | P | 15～P 17 |

パブリック・コメント実施案件の概要

| | |
|-----------------------------|---|
| 案件名 | 浜松市生涯学習推進大綱（案） |
| 趣旨・目的 | <ul style="list-style-type: none"> 本市の生涯学習施策の役割や方向性を示すとともに、市民の皆さんや生涯学習推進の担い手となる様々な主体が生涯学習に取り組む際の指針となるよう、「浜松市生涯学習推進大綱」を改定するものです。 |
| 策定（見直し）に至った背景・経緯 | <ul style="list-style-type: none"> 「浜松市生涯学習推進大綱」は、平成2年10月に策定し、政令市への移行を踏まえて平成21年3月に改定しましたが、改定後16年が経過しています。 この間、少子・高齢化や人口減少の更なる進行、地域と学校との連携の推進、デジタル化の進展など、社会情勢が大きく変化しています。 市民一人ひとりが、それぞれの希望に応じて夢や好奇心を持って自発的に学び活動する生涯学習は、幸福を実感できる豊かな暮らしの実現のために重要となっています。 |
| 立案した際の 実施機関の考え方 及び論点 | <ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の理念や目的、効果など、生涯学習の意義を伝えるとともに、本市の事業内容や窓口などを紹介することで、生涯学習に取り組む意識の醸成を図ることを目指します。 |
| 案のポイント （見直し事項など） | <p>○目指す姿と基本的な方向性の設定</p> <p>【目指す姿】</p> <p>「学びを通して市民一人ひとりの幸福度が向上するまち・浜松」～人や地域とのつながりの中で、豊かさと安心感を得られるまち～</p> <p>【基本的な方向性】</p> <p>I いつでも、だれでも、希望に応じて学ぶことができる環境づくり</p> <p>II 学びを生かし、発展させることができる仕組みづくり</p> <p>○施策の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本的な方向性Iの取り組みとして、①学習情報の提供、②学習機会の充実、③学習環境の向上を、基本的な方向性IIの取り組みとして、①参加・活動の場の拡大、②人材の育成を掲げ、施策を推進していきます。 |
| 関係法令・ 上位計画など | <p>関係法令：社会教育法、教育基本法、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律</p> <p>上位計画：浜松市総合計画</p> |
| 計画・条例等の 策定スケジュール （予定） | <p>令和7年11月19日 案の公表、意見募集開始</p> <p>令和7年12月19日 意見募集終了</p> <p>令和8年2月 意見募集結果及び市の考え方の公表</p> |

パブリック・コメント意見提出様式

～あなたのご意見をお待ちしています～

| | |
|-------------------|-----------------------------|
| ※ご住所 (所在地) | |
| ※お名前 (法人名・団体名) | |
| 電話番号 | |
| 案の名称 | 浜松市生涯学習推進大綱 (案) |
| 意見募集期間 | 令和7年11月19日(水)～令和7年12月19日(金) |
| 意見欄 | |

- ・ ※ご住所およびお名前が未記入の意見には、実施機関の考え方は示しません。
- ・ 個人情報、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。
- ・ この様式は参考です。任意の様式でも提出していただくことができますが、その場合でも、上記と同様の内容について記入をお願いします。
- ・ この様式は、市ホームページからもダウンロードできます。

【提出先】 創造都市・文化振興課あて

住所 : 〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2

FAX : 050-3730-2887

E-mail : shogaigk@city.hamamatsu.shizuoka.jp

～どうやって意見を書いたらいいの？～

「もっとこうしたらどうか」「もっとこうしてほしい」など、計画や条例の案を見て思ったこと、感じたことを箇条書きや文章にまとめてください。

どうやって書いたらいいか分からない場合には、以下の書き方例を参考にしてみてください。

<書き方例>

- ページにある「〇〇〇〇」という言葉は分かりにくいので、「□□□□」に変えてはどうでしょうか。
- ページの「△△△△」については、「■■■■■」という内容を追加したほうがよい。その理由は……だからである。
- ページに書いてある目標件数ですが、「〇〇件」では少ないので、「□□件」にすべきだと思う。
- ページの「△△△△」という文章は具体的にどういう意味なのか。また、専門用語が多く使われているので、計画の中に用語解説をつけるべき。

出世大名
家康くん



皆さんからの
ご意見
お待ちしております
おるのじゃ！

©浜松市

生涯学習は、すべての人々がより豊かな人生を送ることができるよう、個人の自発的意思に基づいて行うことを基本として、生涯を通じて行うものです。

近年の社会の大きな変化の中で、市民一人ひとりが、それぞれの希望に応じて夢や好奇心を持って自発的に学び活動する生涯学習は、幸福を実感できる豊かな暮らしの実現のために重要となっています。

そこで、このたび「浜松市生涯学習推進大綱」を改定し、市民の皆さんが生涯学習に取り組む際の新たな指針としてお示するとともに、この大綱を基に、市民の皆さんの幸福度の向上に向け、施策を進めてまいります

1. 浜松市生涯学習推進大綱の目指す姿

学びを通して市民一人ひとりの幸福度が向上するまち・浜松

～人や地域とのつながりの中で、豊かさと安心感を得られるまち～

生涯学習に取り組むことは、個人の幸福度だけでなく、共に学ぶ仲間同士の幸福度の向上にも寄与します。そして、広がったつながりが地域社会全体を支えることで安心感が生まれ、それがさらに個人の幸福度を向上させます。

浜松市は、生涯学習の推進により、市民一人ひとりの幸福度の向上を目指します。

2. 基本的な方向性

目指す姿の実現に向けて2つの方向性を定め、施策を推進していきます。

I いつでも、だれでも、希望に応じて学ぶことができる環境づくり

①学習情報の提供

- 様々な情報媒体の活用や関係部署との協力、県や市民団体、NPOなどとの連携により、情報提供の充実に努めます。
- 協働センターなどの担当者が適切な情報提供やアドバイスを行えるよう、対応力の向上を図ります。



②学習機会の充実

- 市民一人ひとりの「自己啓発と生活向上のための学習」と「地域づくりに貢献する学習」の機会の充実に努めます。
- 特に関心の高い健康分野や情報活用については、内容の充実に図ります。
- 市内の大学や放送大学などと連携し、学び直しの機会を拡充します。

③学習環境の向上

- ・専門性が高く、地域の教育力向上に重要な役割を担っている図書館や博物館・美術館、浜松科学館の学習の場としての役割をさらに充実させます。
- ・協働センターなどの学習拠点については、地域要望に応じた生涯学習講座や自主事業の開催を進めるとともに、地域内の各団体の連携強化を図ります。
- ・老朽化した施設については、耐震性の向上やユニバーサルデザイン化を推進し、誰もが安心して利用できる環境を整備するとともに、計画的な改修により長寿命化を図り、既存施設の有効活用を進めます。



Ⅱ 学びを生かし、発展させることができる仕組みづくり

①参加・活動の場の拡大

○人材発掘、人材登録体制の整備

- ・自治会、ボランティア団体、NPO、企業等と連携し、地域の人材を発掘します。
- ・知識や技能を持つ人と、それを求める人を結びつける人材登録制度を整備します。

○学習成果を発揮する機会や場づくりと啓発活動

- ・学びを適切に生かすことができるよう、地域の学習拠点等で市民が講師や指導者として活躍する場を設けます。
- ・高齢者や団塊世代の知識・経験を次世代に伝える機会を創出することで、生きがいや地域のつながりづくりにつなげていきます。
- ・学習成果を発揮することの意義について啓発活動を行い、地域の理解と協力を得られるよう努めます。

○地域づくりの意識高揚

- ・学習者同士の交流や情報交換の機会を設け、コミュニティの形成を促進します。また、地域社会の活動への参加意識を高めることで、コミュニティの再生を目指します。



②人材の育成

- ・スポーツや環境など、様々な分野でリーダーを養成するとともに、リーダーの活躍できる場を提供していきます。
- ・多様なボランティアを養成する事業を実施するとともに、活動の場を提供していきます。

浜松市地球温暖化対策実行計画

(区域施策編)[2026](案)

に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。

浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）[2026]（案）」とは
浜松市域から排出される温室効果ガスを、市民・事業者・市が、それぞれの役割のもと、連携して削減するための計画です。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和7年11月19日（水）～令和7年12月19日（金）

3. 案の公表先

産業部カーボンニュートラル推進課、市政情報室、区役所、行政センター、支所、協働センター、ふれあいセンター、中央図書館、市民協働センター（中央区中央一丁目）、パブコメ PR コーナー（市役所本館1階ロビー）にて配布
浜松市ホームページ（<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>）に掲載
【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、住所*、氏名または団体名*、電話番号を記入して、次のいずれかの方法で提出してください。

※住所および氏名または団体名が未記入の意見には、本市の考え方は示しません。

・個人情報、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。

（意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。）

| | |
|---------------------------|--------------------------------------|
| ①直接持参 | 産業部カーボンニュートラル推進課 （市役所本館6階）まで書面で提出 |
| ②郵便【はがき、封書】 （最終日の消印有効） | 〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2 |
| ③電子メール | ene@city.hamamatsu.shizuoka.jp |
| ④FAX | 050-3730-8104 （産業部カーボンニュートラル推進課課） |

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和8年3月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

産業部カーボンニュートラル推進課

(TEL 053-457-2502)

浜松市パブリック・コメント制度（案公表及び意見募集）様式 目次

下記の資料をご覧のうえ、ご意見をお寄せください

- パブリック・コメント実施案件の概要
- 浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）[2026]（案）
- 意見提出様式（参考）

パブリック・コメント実施案件の概要

| | |
|----------------------------|---|
| 案件名 | 浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）[2026]（案） |
| 趣旨・目的 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条に基づく「地方公共団体実行計画」に位置付けています。 ・ 「浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）[2026]」は、2035 年度及び 2040 年度の温室効果ガスの削減目標や、市民・事業者・市が、それぞれの役割のもと、連携して削減目標を達成するための施策を定めた計画です。 |
| 策定（見直し）に至った背景・経緯 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 2012 年 3 月の「浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」策定以降、2017 年 4 月、2021 年 4 月、2024 年 4 月の改定に続き、今回で、4 回目の改定です。 ・ 国の「地球温暖化対策計画」の改定や、「第 7 次エネルギー基本計画」、「GX2040 ビジョン」の策定を踏まえて、2035 年度・2040 年度の温室効果ガスの削減目標や、目標達成のために取組む施策などを策定します。 |
| 立案した際の 実施機関の考え方 及び論点 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 国は 2025 年に「地球温暖化対策計画」を改定し、基準年度比 2035 年度 60%、2040 年度 73%削減する目標を設定しました。本市でも 2035 年度・2040 年度の目標を設定するにあたり、国の目標を上回るよう設定しました。 ・ 市では“企業の成長”、“市民の暮らしの向上”、“都市の持続的発展”を実現するための手段として“脱炭素”に取り組んでいます。これを「浜松版グリーントランスフォーメーション」と定義し、目標達成に向けた取組として推進します。 ・ 温室効果ガス削減目標を達成するため 4 つの基本方針を掲げるとともに、市民・事業者・市が、それぞれの役割のもと、連携して温室効果ガス削減に取り組む体制としました。 |
| 案のポイント （見直し事項など） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行計画が 2024 年 4 月に策定されていることから、今回は現行計画をアップデートして策定します。 <p style="margin-left: 20px;">【削減目標】 本市における温室効果ガス排出量を 2035 年度において 2013 年度比で 63%、2040 年度において 75%削減する目標としました。</p> <p style="margin-left: 20px;">【緩和策】 基本方針 1 徹底した省エネルギーの推進 エネルギー使用に伴う二酸化炭素を削減するため、市民、事業者、市が一体となって徹底した省エネルギーに取り組みます。</p> |

| | |
|--------------------------------------|---|
| | <p>基本方針 2 再生可能エネルギーの最大限の導入・活用 太陽光発電をはじめ風力発電やバイオマス発電、小規模水力発電など地産の再生可能エネルギーの最大限の導入を図り、エネルギー自給率の向上及び再生可能エネルギーの地産地消を推進します。</p> <p>基本方針 3 グリーンイノベーションの推進 環境と経済の双方が両立し、持続的な好循環を生み出す「グリーンイノベーション」を推進し、脱炭素につながる新技術・サービスなどを官民連携により創出します。</p> <p>基本方針 4 温室効果ガスの吸収・排出抑制 森林の適切な管理やアマモの再生などにより二酸化炭素吸収源の確保を推進すると同時に、温室効果の高いメタンや一酸化二窒素、代替フロンなどの排出抑制も推進していきます。</p> <p>【適応策】 本計画は、気候変動適応法第 12 条に基づく「地域気候変動適応計画」として位置づけます。</p> <p>【推進体制】 推進体制は、市、事業者、市民が、それぞれの役割のもと、連携して緩和策や適応策に取り組む体制とします。</p> |
| <p>関係法令・ 上位計画など</p> | <p>○関係法令 地球温暖化対策の推進に関する法律 気候変動適応法</p> <p>○上位計画 浜松市総合計画</p> <p>○関連計画 第 3 次浜松市環境基本計画</p> |
| <p>計画・条例等の 策定スケジュール (予定)</p> | <p>案の公表、意見募集 令和 7 年 11 月 19 日 (水)</p> <p>意見募集の終了 令和 7 年 12 月 19 日 (金)</p> <p>市の考え方の公表 令和 8 年 3 月予定</p> <p>施行時期 令和 8 年 4 月予定</p> |

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



浜松市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)

[2026]

(案)

抜粋版

2026(令和8)年〇月



計画の構成

序章 計画の基本的事項

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の対象とする温室効果ガス
- 4 計画の基準年度
- 5 計画の期間
- 6 計画の対象地域

第1章 地球温暖化の現状と国内外の動向

- 1 地球温暖化とは
- 2 地球温暖化によって引き起こされる現象
- 3 気候変動対策
- 4 世界の地球温暖化の動向と現状
- 5 日本の地球温暖化の動向と現状
- 6 本市の地球温暖化の動向と現状

第2章 温室効果ガス排出量などの現状

- 1 本市の温室効果ガス排出量の現状
- 2 本市の再生可能エネルギー由来の電力発電量の現状
- 3 本市の電力自給率の現状

第3章 2050年カーボンニュートラルの実現

- 1 2050年カーボンニュートラル実現に向けたチャレンジ
- 2 浜松市域“RE100”

第4章 2050年カーボンニュートラル実現に向けた取組

- 1 浜松版グリーントランスフォーメーション
- 2 脱炭素経営とデコ活

第5章 温室効果ガス排出削減量などの目標

- 1 2040年度温室効果ガス排出削減目標の設定
- 2 部門別の温室効果ガス排出削減目標
- 3 再生可能エネルギー由来の電力発電量目標の設定
- 4 電力自給率目標の設定

第6章 緩和策（温室効果ガス排出量削減に関する施策）

- 1 2040年度目標達成のための施策の体系
- 2 目標を達成するための施策
- 3 カーボンニュートラルに向けたロードマップ

第7章 適応策（浜松市気候変動適応計画）

- 1 適応策とは
- 2 国、静岡県気候変動適応に関する動向
- 3 本市の気候変動適応に関する動向
- 4 本市の適応策

第8章 計画の推進

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進捗管理・チェック

第2章 温室効果ガス排出量などの現状

1 本市の温室効果ガス排出量の現状

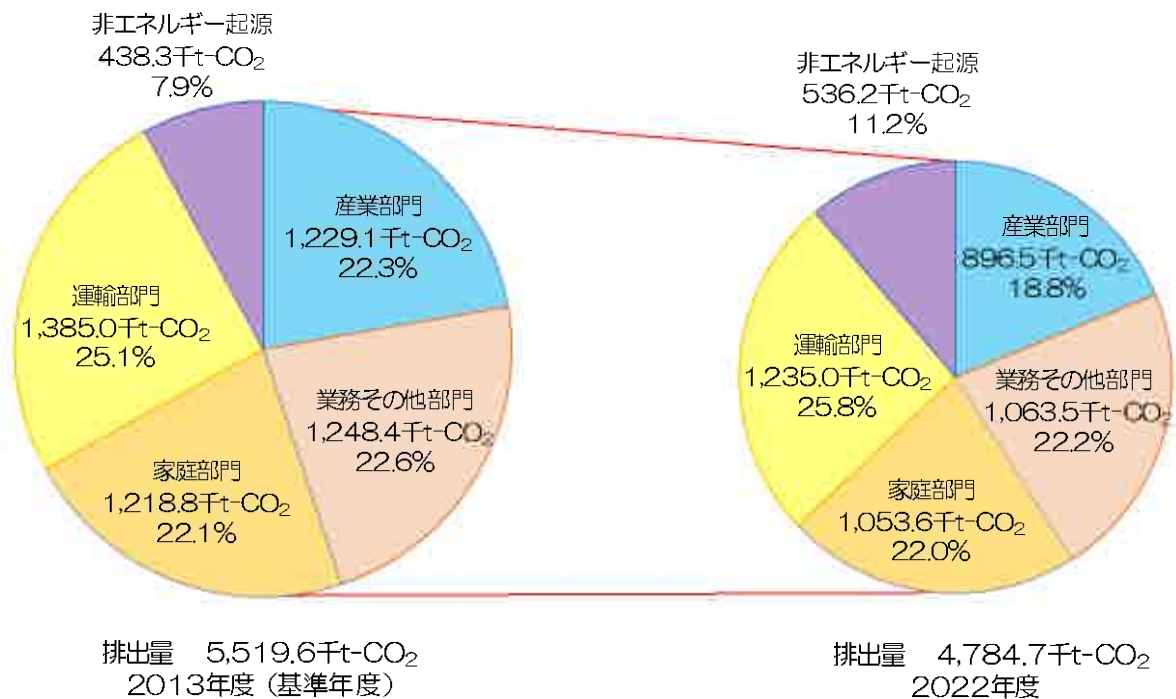
2013年度（基準年度）の温室効果ガス排出量は5,520.1千t-CO₂でした。

温室効果ガス排出量の中で、二酸化炭素（CO₂）が最も多く占め、部門ごとの排出割合は、産業部門（エネルギー転換部門を含む）が22.3%、業務その他部分が22.6%、家庭部門が22.1%、運輸部門が25.1%を占めていました。

一方、2022年度の温室効果ガス排出量は、4,784.7千t-CO₂であり、基準年度比で13.3%減少しています。森林等による二酸化炭素吸収量345.3千t-CO₂を含めた温室効果ガス排出量は、4,439.4千t-CO₂であり、基準年度比で19.6%減少しています。

2022年度の部門ごとの排出量（排出割合）は、産業部門が896.5千t-CO₂（18.8%）、業務その他部分が1,063.5千t-CO₂（22.2%）、家庭部門が1,053.6千t-CO₂（22.0%）、運輸部門が1,235.0千t-CO₂（25.8%）でした。

2022年度時点の2013年度（基準年度）からの削減量は、産業部門で332.6千t-CO₂（▲27.1%）、業務その他部門で184.9千t-CO₂（▲14.8%）、家庭部門で165.2千t-CO₂（▲13.6%）、運輸部門で150.0千t-CO₂（▲10.8%）となり、産業部門での取組が進んでいる状況です。



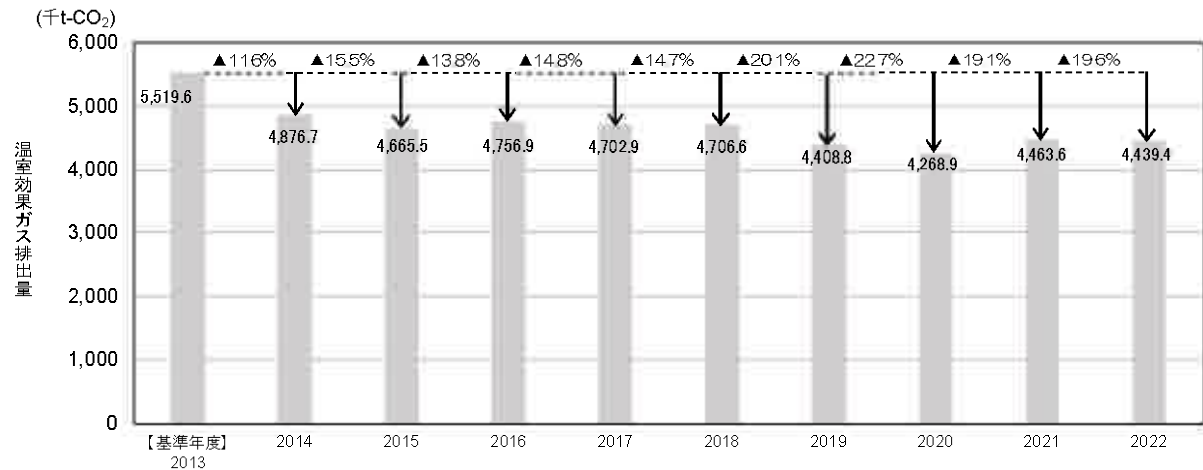
図表 2.1 温室効果ガス排出量の内訳

※端数処理の都合上、合計値と内訳の数値が一致しない場合がある

| ガス種 | 部門・分野 | 【基準年度】 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | |
|--------------------------------|-----------------|----------------|---------|---------|---------|---------|---------|----------|----------|----------|----------|---------|
| エネルギー起源二酸化炭素(CO ₂) | 排出量 | 5,081.3 | 4,863.6 | 4,614.6 | 4,671.5 | 4,596.6 | 4,580.3 | 4,267.8 | 4,118.8 | 4,290.3 | 4,248.5 | |
| | 産業部門 | 排出量 | 1,229.1 | 1,161.0 | 996.1 | 1,005.1 | 1,046.0 | 1,016.2 | 948.2 | 934.7 | 970.9 | 896.5 |
| | | 増減量 | - | ▲68.1 | ▲233.0 | ▲224.0 | ▲183.1 | ▲212.9 | ▲280.9 | ▲294.4 | ▲258.2 | ▲332.6 |
| | | 増減率 | - | ▲5.6% | ▲19.0% | ▲18.2% | ▲14.9% | ▲17.3% | ▲22.9% | ▲24.0% | ▲21.0% | ▲27.1% |
| | 業務その他部門 | 排出量 | 1,248.4 | 1,193.6 | 1,138.0 | 1,132.0 | 1,136.9 | 1,119.3 | 1,049.9 | 971.7 | 1,135.3 | 1,063.5 |
| | | 増減量 | - | ▲54.7 | ▲110.4 | ▲116.3 | ▲111.5 | ▲129.1 | ▲198.5 | ▲276.7 | ▲113.0 | ▲184.9 |
| | | 増減率 | - | ▲4.4% | ▲8.8% | ▲9.3% | ▲8.9% | ▲10.3% | ▲15.9% | ▲22.2% | ▲9.1% | ▲14.8% |
| | 家庭部門 | 排出量 | 1,218.8 | 1,169.9 | 1,137.1 | 1,185.3 | 1,062.2 | 1,060.1 | 939.9 | 988.0 | 1,023.1 | 1,053.6 |
| | | 増減量 | - | ▲48.9 | ▲81.7 | ▲33.5 | ▲156.5 | ▲158.6 | ▲278.9 | ▲230.8 | ▲195.7 | ▲165.2 |
| | | 増減率 | - | ▲4.0% | ▲6.7% | ▲2.7% | ▲12.8% | ▲13.0% | ▲22.9% | ▲18.9% | ▲16.1% | ▲13.6% |
| | 運輸部門 | 排出量 | 1,385.0 | 1,339.1 | 1,343.5 | 1,349.0 | 1,351.5 | 1,384.7 | 1,329.7 | 1,224.4 | 1,161.0 | 1,235.0 |
| | | 増減量 | - | ▲46.0 | ▲41.5 | ▲36.0 | ▲33.6 | ▲0.4 | ▲55.3 | ▲160.6 | ▲224.0 | ▲150.0 |
| | | 増減率 | - | ▲3.3% | ▲3.0% | ▲2.6% | ▲2.4% | ▲0.0% | ▲4.0% | ▲11.6% | ▲16.2% | ▲10.8% |
| | 非エネルギー起源温暖化効果ガス | 排出量 | 438.3 | 455.4 | 477.9 | 501.1 | 511.7 | 518.7 | 525.0 | 522.0 | 536.9 | 536.2 |
| | | 二酸化炭素 | 排出量 | 115.6 | 111.8 | 118.6 | 121.9 | 122.8 | 121.2 | 118.6 | 107.8 | 118.1 |
| 増減量 | | | - | ▲3.8 | 3.1 | 6.3 | 7.3 | 5.6 | 3.1 | ▲7.8 | 2.5 | 3.9 |
| 増減率 | | | - | ▲3.3% | 0.0 | 0.1 | 0.1 | 0.0 | 0.0 | ▲6.7% | 0.0 | 0.0 |
| メタン | | 排出量 | 19.4 | 19.4 | 18.5 | 18.4 | 18.1 | 17.9 | 17.7 | 17.3 | 17.2 | 26.1 |
| | | 増減量 | - | 0.0 | ▲0.8 | ▲1.0 | ▲1.2 | ▲1.4 | ▲1.6 | ▲2.1 | ▲2.1 | 6.8 |
| | | 増減率 | - | 0.0 | ▲4.4% | ▲5.1% | ▲6.3% | ▲7.4% | ▲8.3% | ▲10.6% | ▲11.0% | 0.4 |
| 一酸化二窒素 | | 排出量 | 87.7 | 85.7 | 84.6 | 83.8 | 82.9 | 82.7 | 81.4 | 76.8 | 76.0 | 67.7 |
| | | 増減量 | - | ▲2.0 | ▲3.1 | ▲3.9 | ▲4.8 | ▲5.0 | ▲6.3 | ▲10.8 | ▲11.6 | ▲19.9 |
| | | 増減率 | - | ▲2.2% | ▲3.5% | ▲4.5% | ▲5.5% | ▲5.7% | ▲7.1% | ▲12.4% | ▲13.3% | ▲22.7% |
| 代替フロン等4ガス分野 | | 排出量 | 215.7 | 238.6 | 256.1 | 277.1 | 287.9 | 296.9 | 307.3 | 320.1 | 325.5 | 322.9 |
| | | 増減量 | - | 22.9 | 40.4 | 61.4 | 72.2 | 81.2 | 91.5 | 104.3 | 109.8 | 107.2 |
| | | 増減率 | - | 0.1 | 0.2 | 0.3 | 0.3 | 0.4 | 0.4 | 0.5 | 0.5 | 0.5 |
| 排出量計 | | 5,519.6 | 5,319.0 | 5,092.5 | 5,172.6 | 5,108.3 | 5,088.9 | 4,792.8 | 4,640.8 | 4,827.2 | 4,784.7 | |
| 森林吸収量 | | - | 442.3 | 427.0 | 415.7 | 405.5 | 392.3 | 384.0 | 371.9 | 363.7 | 345.3 | |
| 合計 | 排出量 | 5,519.6 | 4,876.7 | 4,665.5 | 4,756.9 | 4,702.9 | 4,706.6 | 4,408.8 | 4,268.9 | 4,463.6 | 4,439.4 | |
| | 増減量 | - | ▲642.9 | ▲854.1 | ▲762.7 | ▲816.7 | ▲813.0 | ▲1,110.8 | ▲1,250.7 | ▲1,056.0 | ▲1,080.2 | |
| | 増減率 | - | ▲11.6% | ▲15.5% | ▲13.8% | ▲14.8% | ▲14.7% | ▲20.1% | ▲22.7% | ▲19.1% | ▲19.6% | |

※増減量及び増減率は2013年度比との比較による

※端数処理の都合上、合計値と内訳の数値が一致しない場合がある



図表 2.2 本市の温室効果ガス排出量の推移

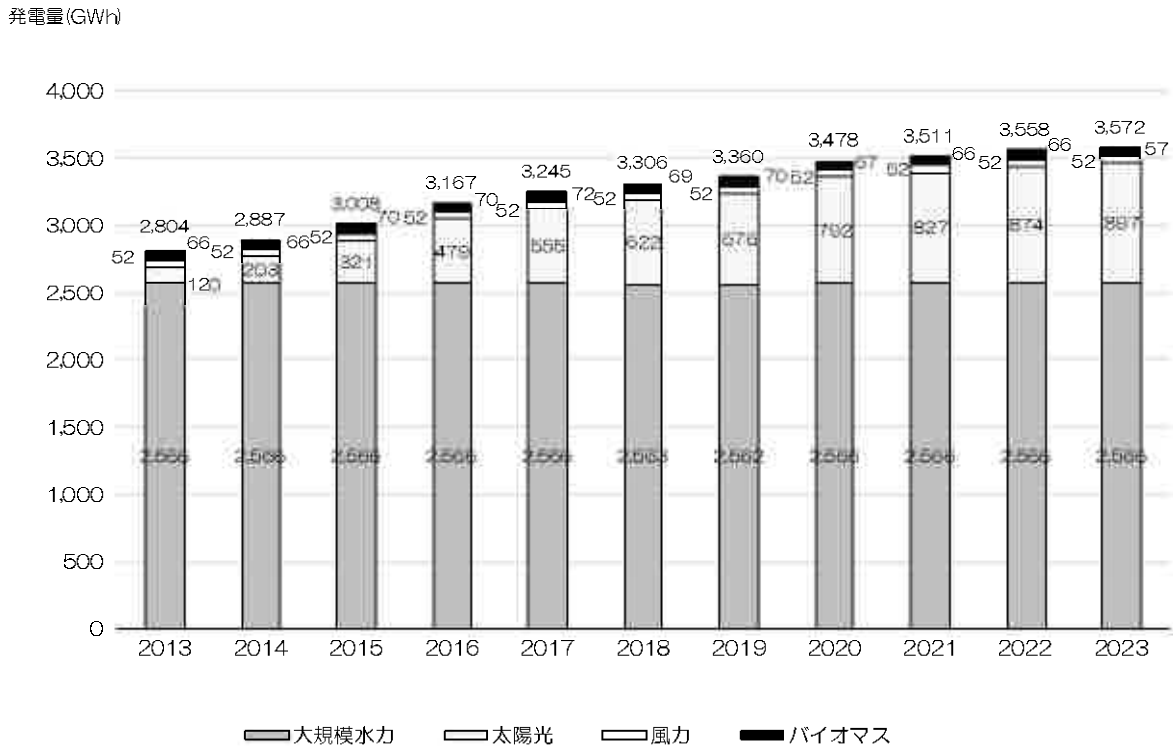
2 本市の再生可能エネルギー由来の電力発電量の現状

再生可能エネルギーの導入拡大は、温室効果ガス排出量の削減に繋がることから、国は、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとしています。

第5章に後述しますが、再生可能エネルギー由来の電力発電量を目標として採用するため、ここでは、再生可能エネルギー発電設備の発電出力から推計した「発電量」の推移を示します。

本市の2013（平成25）年度（基準年度）の再生可能エネルギー由来電力の年間発電量は、2,803,958 MWhでしたが、2023（令和5）年度の再生可能エネルギー由来電力の年間発電量は、3,572,228 MWhであり、基準年度比で1.3倍となっています。

2023（令和5）年度の再生可能エネルギーごとの発電量（発電割合）は、太陽光が896,996 MWh（25.1%）、風力が52,033 MWh（1.5%）、バイオマスが57,010 MWh（1.6%）、大規模水力が2,566,189 MWh（71.8%）でした。



図表 2.3 本市の再生可能エネルギー由来電力発電量の推移

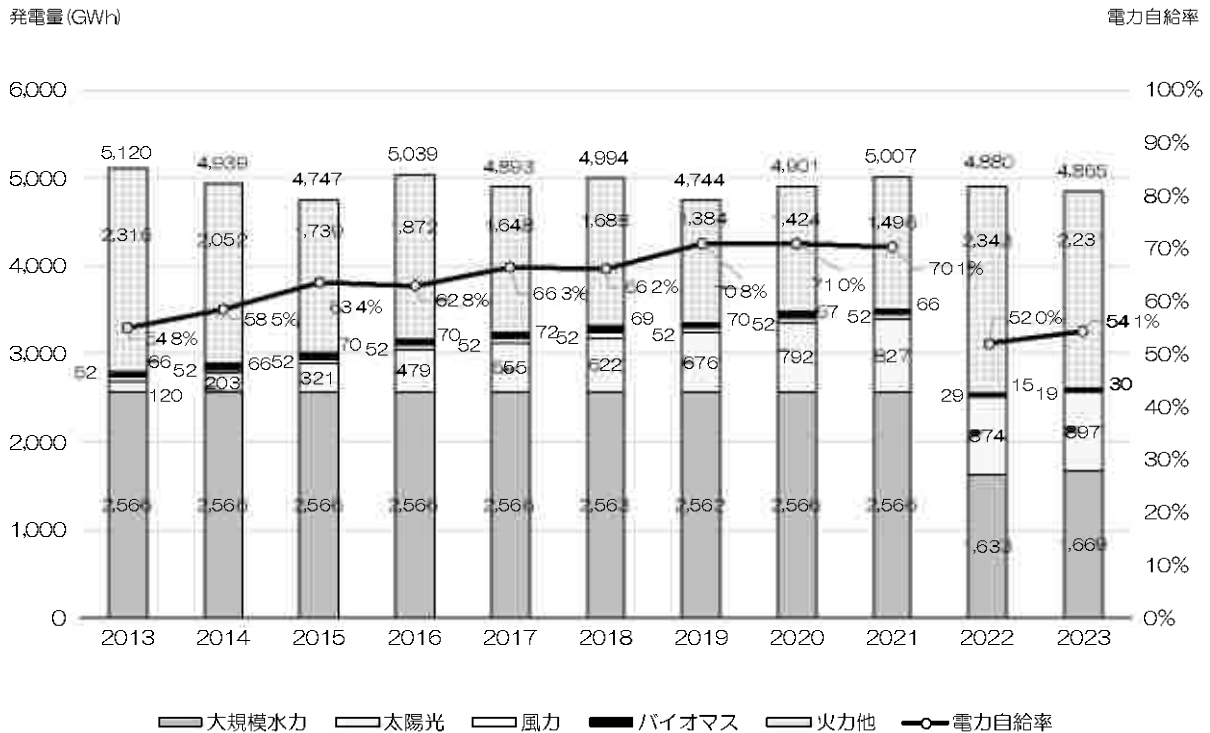
※ 棒グラフ上端は市内の再生可能エネルギー由来の電力の年間総発電量

3 本市の電力自給率の現状

国は、2040 年度におけるエネルギー需給の見通しとして、発電電力量の 4 割から 5 割を再生可能エネルギーにすることを目指すとしています。

第 5 章に後述しますが、市内の年間総電力使用量に対する再生可能エネルギー由来の電力発電量の割合である「電力自給率」を目標として採用するため、ここでは「電力自給率」の推移を示します。

なお、2022 年度から中部電力パワーグリッド株式会社の提供による逆潮流量を採用したことから、より実態に近いデータを把握できるようになりましたが、算定方法の変更により 2021 年以前のデータと乖離が生じています。



図表 2.4 本市の電力自給率の推移

- ※ 棒グラフ上端は市内の年間総電力消費量
- ※ 電力自給率 = 市内に立地する再生可能エネルギー等による年間発電量 ÷ 市内の年間総電力消費量
- ※ 大・中規模水力発電、系統に未接続の自家消費発電は含まれない
- ※ 2013～2021 年度の発電量は発電容量などからの推計値、
2022 及び 2023 年度の発電量は中部電力パワーグリッド(株)提供による逆潮流量により算定

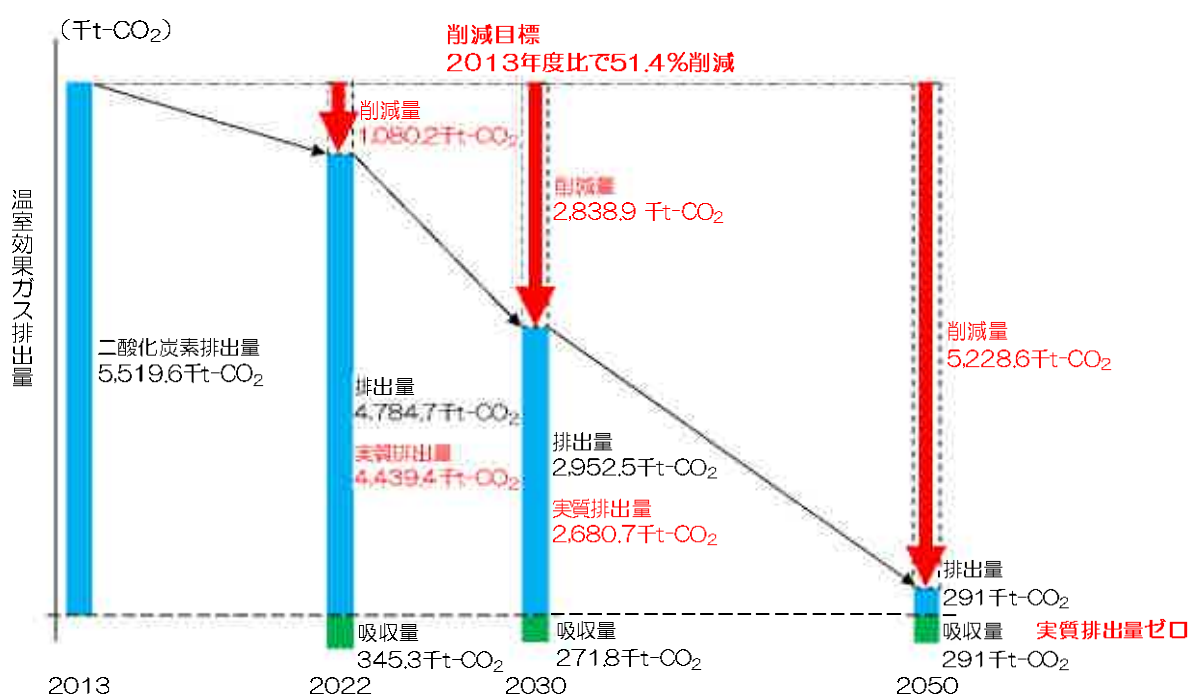
第3章 2050年カーボンニュートラルの実現

1 2050年カーボンニュートラル実現に向けたチャレンジ

2015年の「パリ協定」合意や、2018年のIPCC「1.5°C特別報告書」において2050年前後のCO₂排出量の正味ゼロの必要性が示されたことなどを踏まえ、本市は、国に先駆け、2020年3月に「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。

その後、国においても、「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」を目指すことを宣言しています。

国や県、周辺自治体などとも連携・協力をし、2050年度にカーボンニュートラル・脱炭素社会を実現するため、たゆまぬ取組を進めていきます。



図表 3.1 温室効果ガス排出実質ゼロの実現

2 浜松市域 “RE100”

2011年3月に発生した東日本大震災は、国のエネルギー政策の転換を迫るものとなりました。本市においても、2013年3月に「浜松市エネルギービジョン」を策定し、“エネルギーに対する不安のない強靱で低炭素な社会”の実現を目指すこととしました。

その後、2020年3月に、2050年までの二酸化炭素排出実質ゼロに向けた「浜松市域“RE100”」を宣言しました。

「浜松市域“RE100”」とは、市内の総消費電力に相当する電気を、市内の再生可能エネルギー施設で生み出すことができる状態のことを言います。RE100の考え方を参考に、本市が独自に定義したものになります。

浜松市内の再生可能発電量 ≥ 浜松市内の総電力使用量

【参考】RE100とは ※RE(Renewable Energy)再生可能エネルギー
事業活動に用いる電力の100%を再生可能エネルギーで調達することを旨とする企業が加盟している国際的な企業連合。2025年10月現在、世界で446社（日本では94社）が加盟している。

★浜松市域 “RE100” へのチャレンジ目標

| | | 2013年度(実績) | 2030年度(目標) | 2050年度(目標) |
|-----------------------|---------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 再生可能エネルギー 発電量(MWh) | 太陽光発電 | 154,886 | 1,117,000 | 2,005,000 |
| | 風力発電 | 51,724 | 52,000 | 387,000 |
| | バイオマス発電 | 66,472 | 169,000 | 204,000 |
| | 小規模水力発電 | 0 | 16,000 | 25,000 |
| | 計(A) | 273,082 | 1,354,000 | 2,621,000 |
| | 大・中規模水力発電 | 2,196,759 ^{※1} | 2,240,000 ^{※2} | 2,787,000 ^{※2} |
| | 計(B) | 2,469,841 | 3,594,000 | 5,408,000 |
| 市内総電力量(MWh) | (C) | 5,119,965 | 4,941,000 | 5,152,000 |
| 再生可能電力自給率 | 大・中規模水力除く A/C | 5.3% | 27.4% | 50.9% |
| | 大・中規模水力含む B/C | 48.2% | 72.7% | 105.0% |

※1 市内の大・中規模水力発電（佐久間発電所、佐久間第二発電所、秋葉第一発電所、秋葉第二発電所、秋葉第三発電所、船明発電所、水窪発電所、気田発電所、西渡発電所、豊岡発電所）の2013年の発電量（出典 「図表で見るしずおかエネルギーデータ」(静岡県(令和5年3月))

※2 市内の大・中規模水力発電の2016年の発電量（出典 「図表で見るしずおかエネルギーデータ」(静岡県(令和5年3月))を2030年度の発電量として掲載

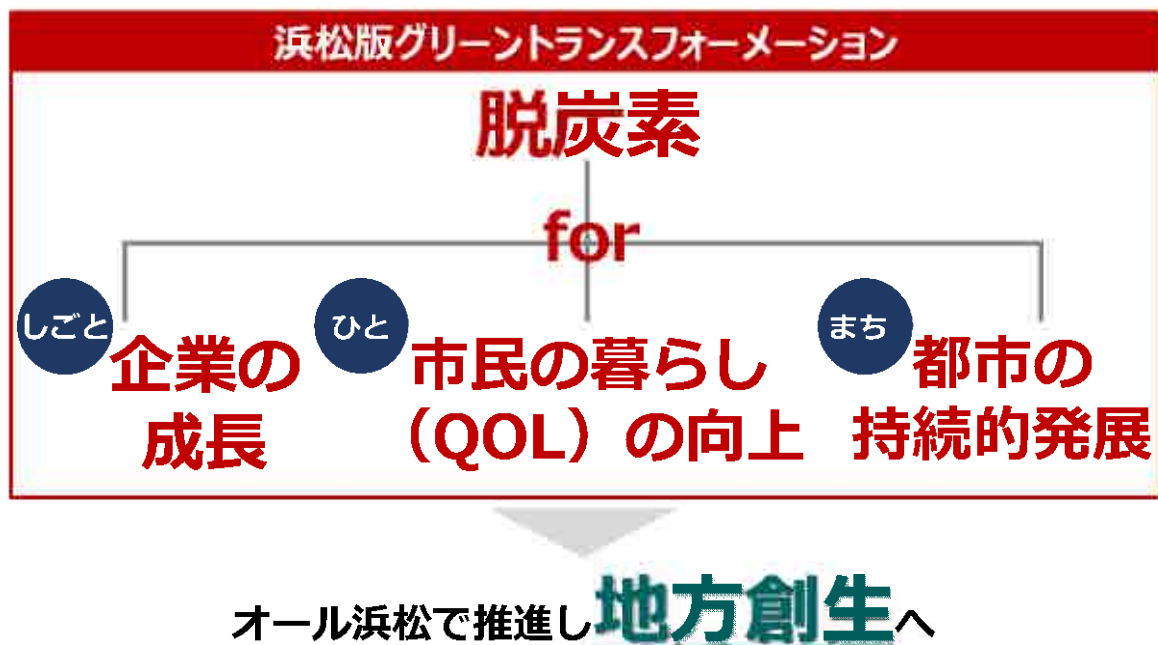
第4章 2050年カーボンニュートラル実現に向けた取組

1 浜松版グリーントランスフォーメーション

本市では、“企業の成長”、“市民の暮らしの向上”、“都市の持続的発展”を実現するための手段として“脱炭素”に取り組んでいます。

こうした取組を「浜松版グリーントランスフォーメーション」として、オール浜松・官民連携で推進することで、“まち”“ひと”“しごと”の「地方創生」につなげていきます。

本計画においては、市民や事業者が自主的に「浜松版グリーントランスフォーメーション」を進めるための方策を示すことで、脱炭素経営や脱炭素型ライフスタイルへの転換が進み、地域産業の競争力強化や市民の生活の質が向上し、持続的発展が可能な都市を目指します。



図表 4.1 浜松版グリーントランスフォーメーション

2 脱炭素経営とデコ活

「浜松版グリーントランスフォーメーション」を進める上で、企業の「脱炭素経営」と市民の「デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）」は、特に重要です。

脱炭素経営は、事業活動において省エネや再エネの導入、燃料転換などの脱炭素化に取り組むことで、企業の競争力や価値の向上、経費削減、新たな事業機会の創出などにつながります。

また、近年では、サプライチェーン全体における排出削減も重要視されてきており、サプライチェーンを構成する多くの中小企業にも、脱炭素経営が求められています。

一方、デコ活は、住宅の断熱化や省エネ化、公共交通機関の利用やテレワークなどへのライフスタイルの転換などに取り組むことで、生活の質の向上や光熱費の削減にも寄与します。

これら企業と市民における2つの取組を主軸に、市域全体で環境と経済の好循環を生み出し、持続的発展が可能な地域社会の実現を目指します。

第5章 温室効果ガス排出削減量などの目標

1 2040年度温室効果ガス排出削減目標の設定

本市における温室効果ガス排出量の削減目標は、

2040年度において、2013年度比で **75%**削減

とします。

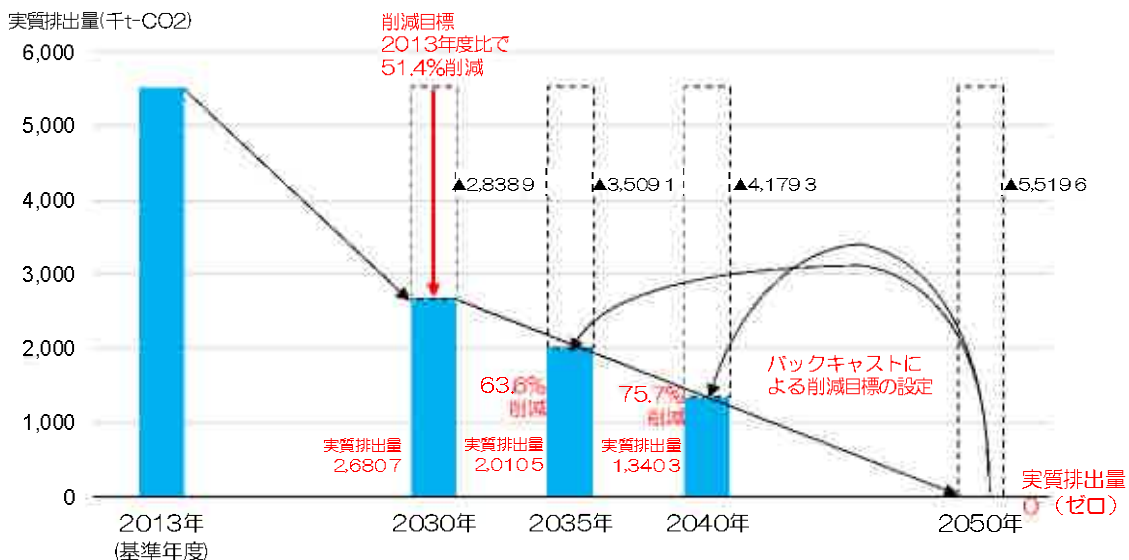
本市の2030年度の温室効果ガス削減目標は、2024年に策定した「浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）[2024]」（以下、「前計画」という）において、基準年度である2013年度比で52%と定めていました。これは、国の「地球温暖化対策計画」や市独自の施策による削減量などから、フォアキャスト方式により積み上げて設定していました。

本計画の策定にあたり、排出実績の根拠となった統計データ修正の反映や、人口推計をはじめとしたBAUケースの根拠データの修正により、基準年度及び2030年度の排出量を前計画から変更した結果、2030年度温室効果ガス削減目標を51%に変更しています。

また今回の計画策定で、本市の2035・2040年度の温室効果ガス削減目標を設定するにあたり、2030年度削減目標の設定時と同様、国の目標設定手法を参照します。

具体的には、国が2035・2040年度の削減目標を設定する際、2050年カーボンニュートラル（温室効果ガス排出実質ゼロ）及び2030年度基準年度比46%削減からバックキャストして算定していることから、本市においても、2035・2040年度の温室効果ガス削減目標は、2050年カーボンニュートラル及び2030年度基準年度比50%削減を前提に、バックキャスト方式により算定します。

2035年度及び2040年度の削減目標は、基準年度比で2035年度63%削減（3,509.1千t-CO₂）、2040年度75%削減（4,179.3千t-CO₂）とします。



図表 5.2 2050年度までの温室効果ガス排出削減目標

2 部門別の温室効果ガス排出削減目標

2040年度基準年度比75%削減の目標設定に伴い、「エネルギー起源二酸化炭素」の削減目標と、「非エネルギー起源温室効果ガス」の削減目標をそれぞれ設定します。

(1) エネルギー起源二酸化炭素

産業部門の基準年度に対する削減目標は、2030年度に58.9%、2035年度に68.4%、2040年度に78.0%とします。

業務その他部門の基準年度に対する削減目標は、2030年度に47.2%、2035年度に59.5%、2040年度に71.7%とします。

家庭部門の基準年度に対する削減目標は、2030年度に47.6%、2035年度に59.7%、2040年度に71.9%とします。

運輸部門の基準年度に対する削減目標は、2030年度に30.3%、2035年度に46.5%、2040年度に62.7%とします。

(2) 非エネルギー起源温室効果ガス

非エネルギー起源温室効果ガスの基準年度に対する削減目標は、2030年度に58.0%、2035年度に67.8%、2040年度に77.5%とします。

| ガス種 | 部門・分野 | 【基準年度】 2013 | 排出量・増減量・吸収量 千t-CO ₂ e | | | | | | | | | | |
|--------------------------------|---------|----------------|----------------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | | | 2022 確報値 | 2023 削減目標 | 2024 削減目標 | 2025 削減目標 | 2026 削減目標 | 2027 削減目標 | 2028 削減目標 | 2029 削減目標 | 2030 削減目標 | 2035 削減目標 | 2040 削減目標 |
| エネルギー起源二酸化炭素(CO ₂) | 排出量 | 5,081.3 | 4,248.5 | 4,063.5 | 3,878.5 | 3,693.5 | 3,508.5 | 3,323.5 | 3,138.5 | 2,953.4 | 2,768.4 | 2,125.3 | 1,482.1 |
| | 増減量 | - | ▲832.8 | ▲985.0 | ▲1,113.0 | ▲1,243.0 | ▲1,385.0 | ▲1,528.0 | ▲1,671.0 | ▲1,814.0 | ▲1,957.0 | ▲2,100.0 | ▲2,601.2 |
| | 増減率 | - | ▲16.2% | ▲19.4% | ▲21.6% | ▲23.8% | ▲26.0% | ▲28.2% | ▲30.4% | ▲32.6% | ▲34.8% | ▲41.3% | ▲51.2% |
| | 産業部門 | 1,229.1 | 896.5 | 847.6 | 798.7 | 749.8 | 700.9 | 652.0 | 603.1 | 554.2 | 505.3 | 387.9 | 270.5 |
| | 増減量 | - | ▲332.6 | ▲381.5 | ▲430.4 | ▲479.3 | ▲528.2 | ▲577.1 | ▲626.0 | ▲674.9 | ▲723.8 | ▲841.2 | ▲958.6 |
| | 増減率 | - | ▲27.1% | ▲31.0% | ▲35.0% | ▲39.0% | ▲43.0% | ▲47.0% | ▲50.9% | ▲54.9% | ▲58.9% | ▲68.4% | ▲78.0% |
| | 業務その他部門 | 1,248.4 | 1,063.5 | 1,012.9 | 962.4 | 911.9 | 861.4 | 810.8 | 760.3 | 709.8 | 659.3 | 506.1 | 352.9 |
| | 増減量 | - | ▲184.9 | ▲235.4 | ▲286.0 | ▲336.5 | ▲387.0 | ▲437.5 | ▲488.1 | ▲538.6 | ▲589.1 | ▲742.3 | ▲895.4 |
| | 増減率 | - | ▲14.8% | ▲18.9% | ▲22.9% | ▲27.0% | ▲31.0% | ▲35.0% | ▲39.1% | ▲43.1% | ▲47.2% | ▲59.5% | ▲71.7% |
| | 家庭部門 | 1,218.8 | 1,053.6 | 1,001.8 | 950.0 | 898.2 | 846.4 | 794.6 | 742.8 | 691.0 | 639.2 | 490.7 | 342.2 |
| | 増減量 | - | ▲165.2 | ▲217.0 | ▲268.8 | ▲320.6 | ▲372.4 | ▲424.2 | ▲476.0 | ▲527.8 | ▲579.6 | ▲728.1 | ▲876.6 |
| | 増減率 | - | ▲13.6% | ▲17.8% | ▲22.1% | ▲26.3% | ▲30.6% | ▲34.8% | ▲39.1% | ▲43.3% | ▲47.6% | ▲59.7% | ▲71.9% |
| 運輸部門 | 1,385.0 | 1,235.0 | 1,201.2 | 1,167.4 | 1,133.6 | 1,099.8 | 1,066.1 | 1,032.3 | 998.5 | 964.7 | 740.6 | 516.5 | |
| 増減量 | - | ▲150.0 | ▲183.8 | ▲217.6 | ▲251.4 | ▲285.2 | ▲319.0 | ▲352.8 | ▲386.6 | ▲420.4 | ▲644.5 | ▲868.6 | |
| 増減率 | - | ▲10.8% | ▲13.3% | ▲15.7% | ▲18.2% | ▲20.6% | ▲23.0% | ▲25.5% | ▲27.9% | ▲30.3% | ▲46.5% | ▲62.7% | |
| 非エネルギー起源温室効果ガス | 排出量 | 438.3 | 536.2 | 492.2 | 448.1 | 404.1 | 360.1 | 316.1 | 272.1 | 228.1 | 184.1 | 141.3 | 98.5 |
| 二酸化炭素 | 排出量 | 115.6 | 119.4 | 111.6 | 103.8 | 96.0 | 88.2 | 80.4 | 72.6 | 64.8 | 56.9 | 43.7 | 30.5 |
| 増減量 | - | ▲39.2 | ▲40.4 | ▲41.8 | ▲43.2 | ▲44.6 | ▲46.0 | ▲47.4 | ▲48.8 | ▲50.2 | ▲51.6 | ▲53.0 | |
| 増減率 | - | ▲34.0% | ▲34.4% | ▲34.8% | ▲35.2% | ▲35.6% | ▲36.0% | ▲36.4% | ▲36.8% | ▲37.2% | ▲37.6% | ▲38.0% | |
| メタン | 排出量 | 19.4 | 26.1 | 24.7 | 23.3 | 21.9 | 20.5 | 19.1 | 17.7 | 16.2 | 14.8 | 11.4 | 7.9 |
| 増減量 | - | ▲6.8 | ▲5.4 | ▲4.0 | ▲2.5 | ▲1.1 | ▲0.3 | ▲1.7 | ▲3.1 | ▲4.5 | ▲8.0 | ▲11.4 | |
| 増減率 | - | ▲35.1% | ▲22.7% | ▲17.0% | ▲11.3% | ▲5.7% | ▲1.5% | ▲9.3% | ▲16.1% | ▲23.4% | ▲41.2% | ▲59.0% | |
| 一酸化二窒素 | 排出量 | 87.7 | 67.7 | 68.9 | 70.0 | 71.2 | 72.3 | 73.5 | 74.6 | 75.7 | 76.9 | 59.0 | 41.2 |
| 増減量 | - | ▲19.9 | ▲18.8 | ▲17.6 | ▲16.5 | ▲15.4 | ▲14.2 | ▲13.1 | ▲11.9 | ▲10.8 | ▲28.6 | ▲46.5 | |
| 増減率 | - | ▲22.7% | ▲21.4% | ▲20.1% | ▲18.8% | ▲17.5% | ▲16.2% | ▲14.9% | ▲13.6% | ▲12.3% | ▲32.7% | ▲53.0% | |
| 代替フロン等4ガス分野 | 排出量 | 215.7 | 322.9 | 286.9 | 251.0 | 215.1 | 179.1 | 143.2 | 107.3 | 71.3 | 35.4 | 27.2 | 18.9 |
| 増減量 | - | ▲107.2 | ▲112.0 | ▲136.0 | ▲136.0 | ▲136.0 | ▲136.0 | ▲136.0 | ▲136.0 | ▲136.0 | ▲136.0 | ▲136.0 | |
| 増減率 | - | ▲49.7% | ▲51.7% | ▲62.4% | ▲61.4% | ▲61.4% | ▲61.4% | ▲61.4% | ▲61.4% | ▲61.4% | ▲61.4% | ▲61.4% | |
| 排出量計 | | 5,519.6 | 4,784.7 | 4,555.7 | 4,326.6 | 4,097.6 | 3,868.6 | 3,639.6 | 3,410.5 | 3,181.5 | 2,952.5 | 2,266.6 | 1,580.7 |
| 森林吸収量 | | - | 345.3 | 336.1 | 326.9 | 317.7 | 308.6 | 299.4 | 290.2 | 281.0 | 271.8 | 256.1 | 240.3 |
| 合計 | 排出量 | 5,519.6 | 4,439.4 | 4,219.5 | 3,999.7 | 3,779.9 | 3,560.0 | 3,340.2 | 3,120.4 | 2,900.5 | 2,680.7 | 2,010.5 | 1,340.3 |
| 増減量 | - | ▲1,080.2 | ▲1,300.1 | ▲1,519.9 | ▲1,739.7 | ▲1,959.6 | ▲2,179.4 | ▲2,399.2 | ▲2,619.1 | ▲2,838.9 | ▲3,058.7 | ▲3,509.1 | ▲4,179.3 |
| 増減率 | - | ▲19.6% | ▲23.6% | ▲27.5% | ▲31.5% | ▲35.5% | ▲39.5% | ▲43.5% | ▲47.5% | ▲51.4% | ▲63.6% | ▲75.7% | |

図表 5.3 部門別の削減目標

※増減量及び増減率は2013年度との比較。端数処理の都合上、合計値と内訳の数値が一致しない場合がある。

3 再生可能エネルギー由来の電力発電量目標の設定

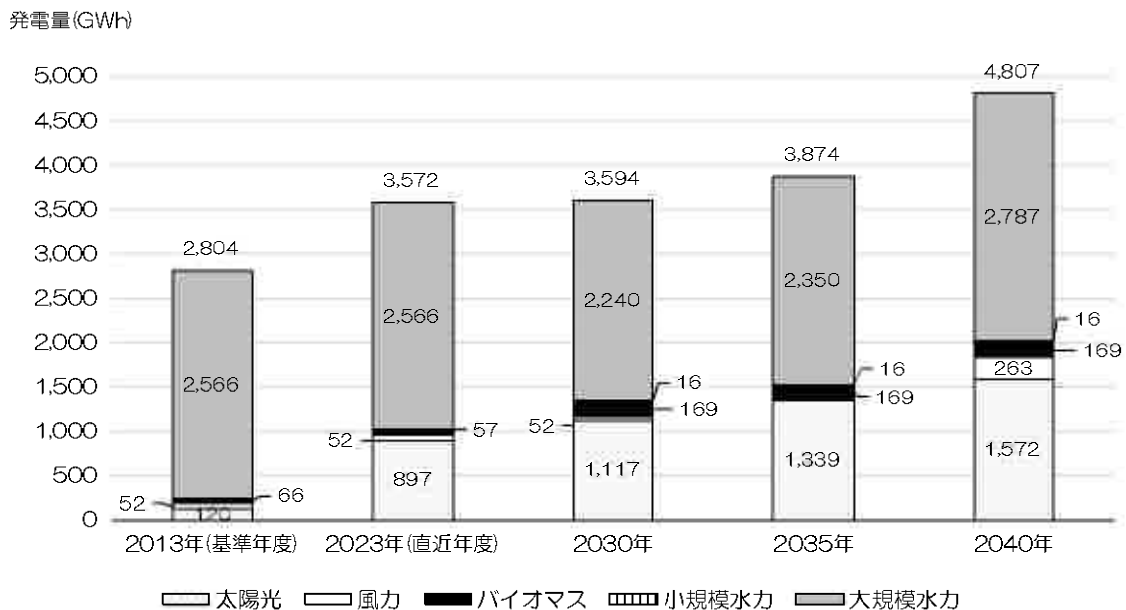
前計画では、太陽光による発電量を毎年 51,000MWh 増加させることを目指し、再生可能エネルギー由来の電力発電量目標を設定していましたが、国の「第 7 次エネルギー基本計画」にあわせ、目標を見直します。

国はエネルギー需給の見通しとして、電源構成における再生可能エネルギーの比率を 2023 年度の 22.9%から、2040 年度に 4 割から 5 割とすると提示しています。

本市の再生可能エネルギーの比率は、大規模水力による発電が大きく、既に 5 割を超えていることから、2040 年度の発電量目標の設定にあたっては、大規模水力発電を除いた太陽光、風力、バイオマス、小水力による発電量の合計を、国の「2040 年度におけるエネルギー需給の見通し」における水力発電を除いた比率（3 割～4 割）と整合させ、4 割とします。

2040 年度の電力発電量目標を算出するため、国の電力推計の根拠資料（第 10 回将来の電力需給シナリオに関する検討会 資料 3（電力広域的運営推進機関））などを参考に本市特有の条件などを加味し、2040 年度の市内総電力消費量を 5,050,000MWh と推計しました。また、本市の 2040 年度の風力、バイオマス、水力の発電量は、導入計画や施設の更新予定などにに基づき 448,000MWh と推計します。その発電量に、本市の再生可能エネルギー導入の主力となる太陽光による発電量 1,572,000MWh を加え、大規模水力を除く発電量目標を 2,020,000MWh（40.0%）とします。さらに、大規模水力の推計発電量 2,787,000MWh を加えた 4,807,000MWh を 2040 年度の発電量目標に設定します。そこから算出した目標値は、2030 年度 3,594,000MWh、2035 年度 3,874,000MWh となります。

日照条件に恵まれた本市においては、引き続き太陽光発電を主力電源として位置づけ、最大限の導入を進めていきます。2040 年度の発電目標を達成するためには、太陽光の発電量を毎年約 40MWh 増やす必要があるため、2030 年以降に急増する卒 FIT（「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」期間終了）による減少分を含めて、導入を積極的に推進します。



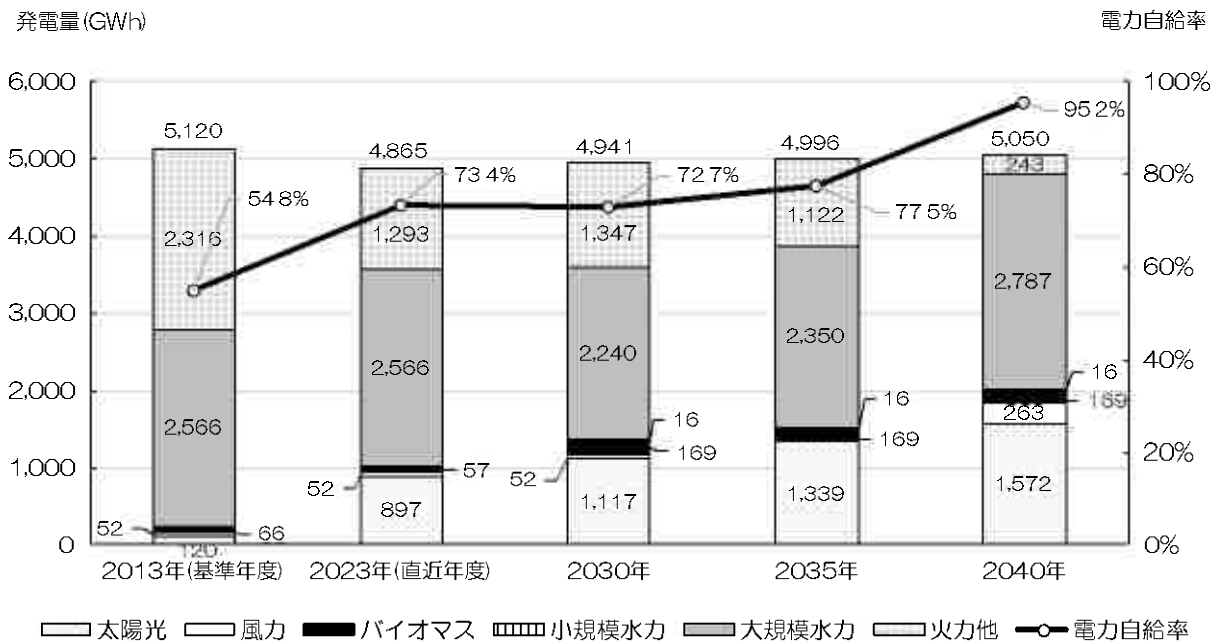
図表 5.6 再生可能エネルギー由来電力の年間発電目標の設定

※ 棒グラフ上端は市内の年間総電力消費量

4 電力自給率目標の設定

先に設定した 2040 年度の再生可能エネルギー由来電力発電量目標 4,807,000MWh と総電力消費量 5,050,000MWh から算出した電力自給率は 95.2%となり、2040 年度の国の電源構成における再生可能エネルギーの比率 4 割～5 割を大きく上回る意欲的な目標となります。

2050 年度の本市の電源構成の 100%を再生可能エネルギー由来電力とするため、電力自給率の目標を、2030 年度 72.7%、2035 年度 77.5%、2040 年度 95.2%とします。



図表 5.7 再生可能エネルギー電力自給率目標の設定

- ※ 棒グラフ上端は市内の年間総電力消費量
- ※ 電力自給率 = 市内に立地する再生可能エネルギー等による年間発電量 ÷ 市内の年間総電力消費量
- ※ 系統に未接続の自家消費用発電は含まれない

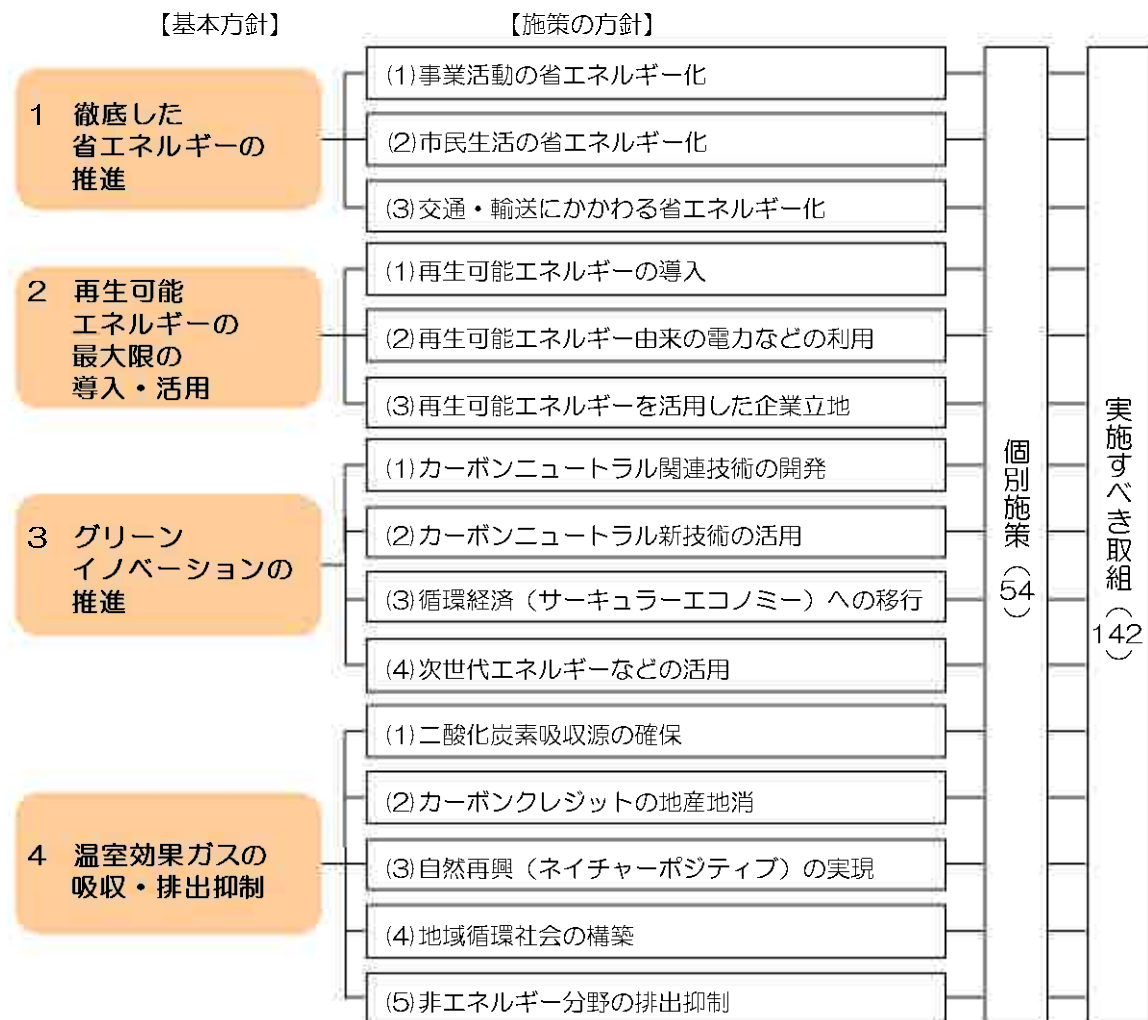
第6章 緩和策（温室効果ガス排出量削減に関する施策）

1 2040年度目標達成のための施策の体系

第5章で記述した2040年度の目標達成のため、「徹底した省エネルギーの推進」、「再生可能エネルギーの最大限の導入・活用」、「グリーンイノベーションの推進」、「温室効果ガスの吸収・排出抑制」の4つの方針を「基本方針」として示し、様々な施策を展開していきます。

そのため、「基本方針」に基づき、15の「施策の方針」を設定し、施策の方向性を定めます。「施策の方針」に則り実施していく施策を54の「個別施策」として分類し、市、事業者、市民が主体的に行う具体的な取組を142の「実施すべき取組」として示します。

こうした施策の体系に基づき、第4章で示した「浜松版グリーントランスフォーメーション」を前提に、目標達成に向けた取組を推進します。



図表 6.1 施策の体系

2 目標を達成するための施策

基本方針 1 徹底した省エネルギーの推進

省エネルギー化、いわゆる「省エネ」は、環境への配慮だけでなく、事業者や家庭に大きな経済的メリットをもたらします。

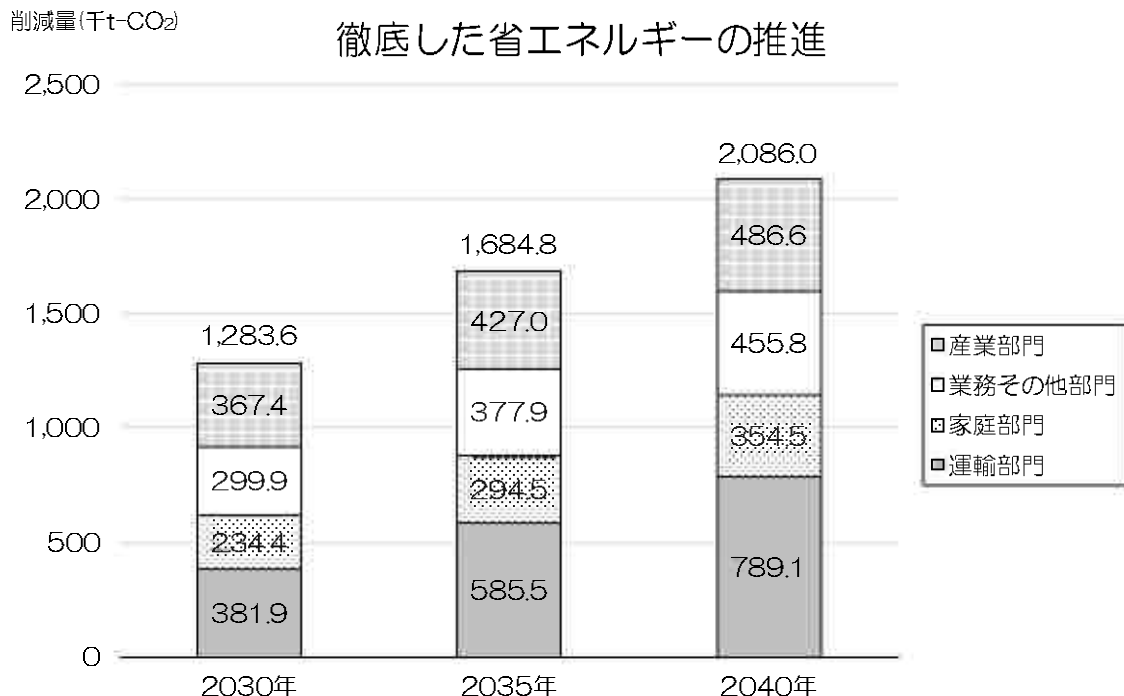
省エネを効率的・効果的に進めるためには、まずエネルギー使用量の「見える化」から着手することが重要です。使用量を見える化することで、どこでどれだけエネルギーを使用しているかが明確になり、重点的に取り組むべき箇所や、改善の効果を具体的に把握することができます。

また、省エネ設備や高効率設備を使うことで、少ないエネルギーで同様の効果を得ることができる取組が省エネです。

一方、省エネは初期投資なしでも取り組むことができます。不要な照明の消灯や空調温度の適正化など、日常的な行動の見直しから始められ、小さな取組の積み重ねにより、大きな効果につながります。

削減した光熱費は新たな省エネ設備への投資資金に回すことで、より高度な省エネ対策が行えます。

このように、カーボンニュートラルへの貢献だけでなく、事業者や家庭に大きな経済的メリットをもたらす省エネを一層推進していきます。



図表 6.2 2030年・2035年・2040年度の温室効果ガス削減目標

※ 棒グラフ上端は温室効果ガス排出量の総削減量

(1)事業活動の省エネルギー化

省エネは脱炭素経営の第一歩であり、省エネ化を進めることでエネルギーコストを削減することができるとともに、脱炭素化にもつながります。

まずは、自社の温室効果ガス排出量の「見える化」を進めた上で、運用改善だけでなく、高効率な空調・ボイラーなど高効率な省エネ機器の導入や、高断熱化・高气密化など建築物の省エネルギー化といった、徹底的な省エネルギー化を推進します。

こうした事業者の脱炭素経営の取組を、市や産業支援機関、金融機関などの官民連携により伴走支援します。

単位：千 t-CO₂

| 削減目標 | 産業 | 業務 | 家庭 | 運輸 | 非エネルギー分野 |
|---------|-------|-------|----|----|----------|
| 2030 年度 | 367.4 | 299.9 | — | — | — |
| 2035 年度 | 427.0 | 377.9 | — | — | — |
| 2040 年度 | 486.6 | 455.8 | — | — | — |

※「—」は削減量として算定していないことを示す（以下、同様）

| 個別施策 | 実施すべき取組 | 各主体 | | | |
|--------------------|--|-----|----|----|----|
| | | 事業者 | | 運輸 | 家庭 |
| | | 産業 | 業務 | | |
| 温室効果ガス排出量の可視化 | ・自社の温室効果ガス排出量の算定 | ○ | ○ | ○ | |
| 高効率な省エネルギー機器の導入 | ・高効率空調の導入 | ○ | ○ | | |
| | ・高効率照明・産業用照明の導入 | ○ | ○ | | |
| | ・業務用給湯器の導入 | ○ | ○ | | |
| | ・冷媒管理技術の導入 | ○ | ○ | | |
| | ・トッランナー機器の導入 | ○ | ○ | | |
| | ・産業ヒートポンプ（加温・乾燥）の導入 | ○ | ○ | | |
| | ・低炭素工業炉の導入 | ○ | | | |
| | ・産業用モータ・インバータの導入 | ○ | ○ | | |
| | ・高性能ボイラーの導入 | ○ | ○ | | |
| | ・コージェネレーションの導入 | ○ | ○ | | |
| | ・ハイブリッド建機などの導入 | ○ | | | |
| | ・省エネルギープロセス技術の導入 | ○ | | | |
| | ・熱エネルギー代替廃棄物利用技術の導入 | ○ | | | |
| | ・施設園芸における省エネルギー設備の導入 | ○ | | | |
| ・省エネルギー農機などの導入 | ○ | | | | |
| エネルギー転換の推進 | ・化石燃料を利用する設備から電気設備への転換 | ○ | ○ | | |
| | ・化石由来の軽質・重質燃料からガスなどへの転換 | ○ | ○ | | |
| 建築物の省エネルギー化 | ・ZEB（net Zero Energy Building）の建設 | ○ | ○ | | |
| | ・新築建築物の省エネ基準への適合 | ○ | ○ | | |
| | ・省エネ基準を満たす既存建築物の増加 | ○ | ○ | | |
| 公共機関の事務事業における率先的取組 | ・「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」又は地方公共団体実行計画（事務事業編）などに基づく、国又は地方自治体の取組 | | ○ | | |

| 個別施策 | 実施すべき取組 | 各主体 | | | |
|------------------------------|--|-----|----|----|----|
| | | 事業者 | | 運輸 | 家庭 |
| | | 産業 | 業務 | | |
| 省エネルギーな働き方への転換 | ・テレワークの導入 | ○ | ○ | | |
| 業種間連携による省エネルギーの推進 | ・複数の工場や事業者間のエネルギー融通 | ○ | ○ | | |
| | ・工場で用途なく廃棄されている未利用熱の活用 | ○ | ○ | | |
| FEMS・BEMSを利用した徹底的なエネルギー管理の実施 | ・FEMS (Factory Energy Management System) ・BEMS (Building Energy Management System) の導入 | ○ | ○ | | |
| カーボンプレジットの創出 | ・省エネルギー機器の使用によるカーボンプレジットの創出 | ○ | ○ | | ○ |

※ は重点施策であることを示す（以下、同様）

※ 行政は「事業者」のうち「業務」に分類（以下、同様）

(2) 市民生活の省エネルギー化

国が進める「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）を推進し、脱炭素型ライフスタイルへの転換を進めます。「デコ活」を実践することで、電気料金や燃料費の節約だけでなく、健康面の改善や暮らしがより便利で豊かになることにもつながります。

脱炭素型ライフスタイルへの転換に向けて、市や事業者、民間団体などが実施する環境学習などを通して温暖化対策に関する知識を深めるとともに、自宅の光熱費を把握して家庭から排出される温室効果ガスを見える化します。

家庭からの温室効果ガスの排出を削減するため、新築においては、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）やGX志向型住宅の建築、既築では、高断熱・高気密化のためのリフォームなどによる熱エネルギー漏洩の抑制、新築・既築を問わず、高効率な省エネ機器、省エネ家電、住宅用エネルギーマネジメントシステム（HEMS）の導入などを進めます。

単位：千 t-CO₂

| 削減目標 | 産業 | 業務 | 家庭 | 運輸 | 非エネルギー分野 |
|--------|----|----|-------|----|----------|
| 2030年度 | — | — | 234.4 | — | — |
| 2035年度 | — | — | 294.5 | — | — |
| 2040年度 | — | — | 354.5 | — | — |

| 個別施策 | 実施すべき取組 | 各主体 | | | |
|------------------------|--|-----|----|----|----|
| | | 事業者 | | 運輸 | 家庭 |
| | | 産業 | 業務 | | |
| 温室効果ガス排出量の可視化 | ・家庭における光熱費の把握 | | | | ○ |
| 高効率な省エネルギー機器の導入 | ・ヒートポンプ型給湯器・ハイブリッド給湯器の導入 | | | | ○ |
| | ・潜熱回収型給湯器の導入 | | | | ○ |
| | ・家庭用燃料電池（エネファーム）の導入 | | | | ○ |
| | ・高効率照明の導入 | | | | ○ |
| | ・トップランナー機器の導入 | | | | ○ |
| | ・IHの導入 | | | | ○ |
| | ・省エネ型浄化槽の設置 | | | | ○ |
| 住宅の省エネルギー化 | ・ZEH（net Zero Energy House）の建築 | | | | ○ |
| | ・高断熱・高气密リフォームの実施 | | | | ○ |
| | ・GX 志向型住宅の建築 | | | | ○ |
| 脱炭素型ライフスタイルへの転換 | ・クールビズ、ウォームビズの実施 室内温度 夏 28℃（目安）、冬 20℃（目安） | | | | ○ |
| | ・家庭エコ診断制度の運用 | | | | ○ |
| | ・E スイッチプログラム、出前講座など環境学習の受講 | | | | ○ |
| | ・家庭における食品ロスの削減 | | | | ○ |
| | ・プラスチックや合成繊維ごみの減量 | | | | ○ |
| HEMS などを利用したエネルギー管理の実施 | ・HEMS（Home Energy Management System）、スマートメーターなどの導入 | | | | ○ |
| | ・ピークシフト、デマンドレスポンスの普及 | | | | ○ |

(3) 交通・輸送にかかわる省エネルギー化

市内では日常の移動を自家用車に依存する傾向が強く、運輸部門の二酸化炭素排出量の55%を市民、事業者がともに使用する自家用車由来が占めています。

こうしたことから、公共交通機関や自転車の利用、電気自動車やハイブリッド車、燃料電池自動車の導入、エコドライブの実践など、脱炭素につながるライフスタイルを推進します。

貨物車両などについては、電気自動車やハイブリッド車、燃料電池自動車の導入、エコドライブやアイドリングストップの徹底、海上や鉄道輸送へのシフトなどにより、輸送にかかわる省エネルギー化を進めます。

単位：千 t-CO₂

| 削減目標 | 産業 | 業務 | 家庭 | 運輸 | 非エネルギー分野 |
|---------|----|----|----|-------|----------|
| 2030 年度 | — | — | — | 381.9 | — |
| 2035 年度 | — | — | — | 585.5 | — |
| 2040 年度 | — | — | — | 789.1 | — |

| 個別施策 | 実施すべき取組 | 各主体 | | | |
|-----------------------|---|-----|----|----|----|
| | | 事業者 | | 運輸 | 家庭 |
| | | 産業 | 業務 | | |
| 公共交通機関及び自転車の利用 | ・公共交通機関の利用 | ○ | ○ | | ○ |
| | ・地域公共交通利便性の増進 | | ○ | ○ | |
| | ・自転車の利用 | ○ | ○ | | ○ |
| | ・自転車・電動キックボードなどを活用した自動車に頼らないまちづくり | | ○ | | |
| | ・ウォーカーブルなまちづくり | | ○ | | |
| 次世代自動車の導入 | ・電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）など次世代自動車（バス・タクシー・トラックを含む）の導入 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | ・V2H（Vehicle to Home）・V2B（Vehicle to Building）の導入 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | ・水素ステーションの設置 | ○ | ○ | | |
| トラック輸送の効率化、共同輸配送の推進 | ・トラック輸送の効率化・共同輸配送の実施 | ○ | ○ | ○ | |
| | ・宅配便再配達削減 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | ・物流施設の脱炭素化の推進 | | ○ | | |
| | ・ドローン物流の社会実装 | | ○ | ○ | |
| 鉄道分野の脱炭素化 | ・省エネ型車両の導入 | | | ○ | |
| | ・鉄道施設への省エネ設備の導入 | | ○ | | |
| エコドライブの実践、カーシェアリングの導入 | ・エコドライブの実践、エコドライブ関連機器の導入 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | ・カーシェアリングの実施 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 海上・鉄道貨物輸送へのモーダルシフト推進 | ・海上輸送へのモーダルシフト | ○ | ○ | ○ | |
| | ・鉄道輸送へのモーダルシフト | ○ | ○ | ○ | |
| 道路交通流対策の実施 | ・道路ネットワーク整備 | | ○ | | |
| | ・道路照明灯のLED化 | | ○ | | |
| | ・高度道路交通システム導入（信号機の集中制御化） | | ○ | | |
| | ・交通安全施設の整備（信号灯器のLED化など） | | ○ | | |
| | ・自動走行の推進 | | | ○ | |

基本方針 2 再生可能エネルギーの最大限の導入・活用

再生可能エネルギーを導入・活用することで、化石燃料に依存した従来のエネルギー利用から脱却し、発電時に二酸化炭素を排出しないクリーンなエネルギーへの転換が可能です。

こうした再生可能エネルギーの導入・活用は、単なる環境への配慮だけでなく、近年の電力料金上昇に伴う、経済的なメリットをもたらす可能性があります。

特に太陽光発電設備の導入は、発電した電力を自ら消費することで、長期的に投資回収が可能となり、電力料金の上昇に対するリスク回避として有効です。

例えば、市民向けの住宅用太陽光発電設備では、消費しきれない余剰電力を蓄電池に充電し夜間利用することで、発電した電気の効率的な消費ができ、電力料金の低減が期待できます。

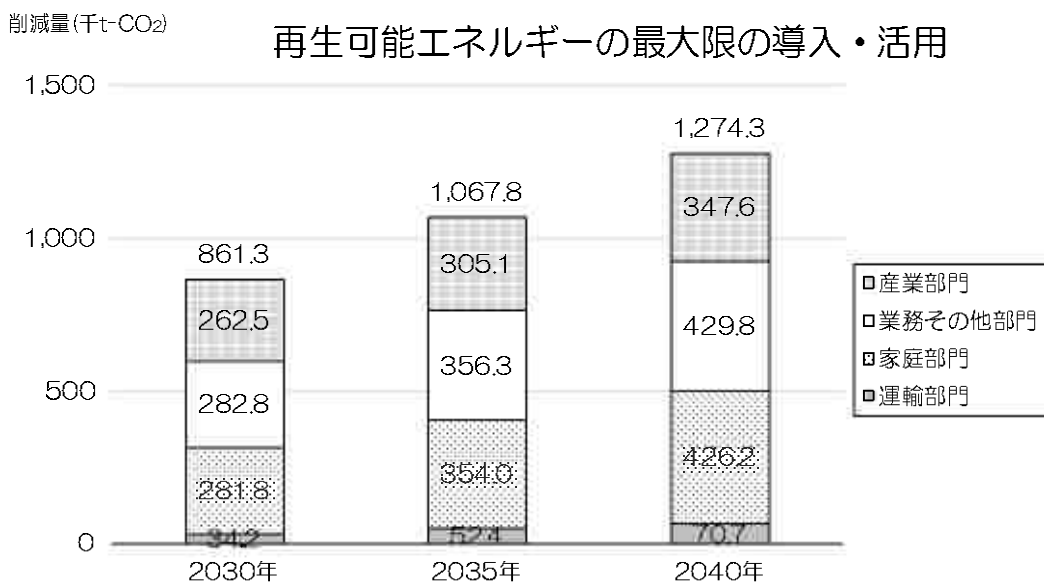
事業所、住宅ともに、近年、初期投資を必要としない第三者所有（PPA）方式の太陽光発電設備の導入も増えてきており、以前よりも容易に再生可能エネルギーの活用ができます。

農業従事者向けでは、農地の上部などに太陽光発電設備を設置し、営農を続けながら発電を行う、営農型太陽光発電を導入することで、従来の農作物の販売収益だけでなく、太陽光発電による副収入源も確保することができ、収入の増加が期待できます。

さらに、太陽光発電以外については、洋上風力やバイオマス発電といった追加性の大規模な脱炭素電源を確保することで、GX 産業立地も可能となります。GX 産業立地は、再生可能エネルギーの需給にあわせた「新たな産業用地の整備」と「脱炭素電源の整備」が必要となりますが、地方創生と経済成長につながります。

一方で、大規模な再生可能エネルギー設備や蓄電池の導入に際しては、災害の発生防止や自然環境・生活環境に配慮し、地域との調和を図ることも重要です。

このように、環境保護と経済的利益を両立し、地域の持続的発展に寄与する、再生可能エネルギーの最大限の導入・活用を推進していきます。



図表 6.3 2030年・2035年・2040年度の温室効果ガス削減目標

※ 棒グラフ上端は温室効果ガス排出量の総削減量

(1)再生可能エネルギーの導入

太陽光発電や風力発電、バイオマス発電、小水力発電など地産の再生可能エネルギーを最大限導入し、化石燃料由来のエネルギー使用量を削減します。

特に、日照条件に恵まれた本市においては、太陽光発電の導入を積極的に推進します。事業活動においては、オンサイト・オフサイトでの自家消費型の導入を進めるとともに、営農型太陽光発電についても、適正な農作物の選定や持続的な農地利用など、適切な導入を推進します。

さらに、ペロブスカイトなど次世代型太陽電池の導入を進めるとともに、遠州灘などにおける洋上風力発電の導入検討を進めます。

単位：千 t-CO₂

| 削減目標 | 産業 | 業務 | 家庭 | 運輸 | 非エネルギー分野 |
|---------|-------|-------|-------|------|----------|
| 2030 年度 | 262.5 | 282.8 | 281.8 | 34.2 | — |
| 2035 年度 | 305.1 | 356.3 | 354.0 | 52.4 | — |
| 2040 年度 | 347.6 | 429.8 | 426.2 | 70.7 | — |

| 個別施策 | 実施すべき取組 | 各主体 | | | |
|-------------------------|--|-----|----|----|----|
| | | 事業者 | | 運輸 | 家庭 |
| | | 産業 | 業務 | | |
| 地域と調和した再生可能エネルギーの最大限の導入 | ・住宅・工場の屋上や遊休地などへの太陽光発電設備の設置 | ○ | ○ | | ○ |
| | ・次世代型太陽電池の導入 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | ・オンサイト・オフサイト PPA の導入 | ○ | ○ | | |
| | ・営農型太陽光発電設備の導入 | ○ | | | |
| | ・洋上などへの風力発電設備の設置・検討 | ○ | ○ | | |
| | ・木質・廃棄物などを利用するバイオマス発電設備の設置 | ○ | ○ | | |
| | ・河川・水路などへの小規模水力発電設備の設置 | | ○ | | |
| | ・産業用・家庭用蓄電池の導入 | ○ | ○ | | ○ |
| ・地域と調和した系統用蓄電池の導入 | | ○ | | | |
| 太陽光発電など発電設備の資源循環 | ・太陽光発電設備・蓄電池などの再利用・再生利用や適正処分 | ○ | ○ | | ○ |
| | ・卒 FIT 太陽光発電設備のパネル・PCS のリプレイス | ○ | ○ | | ○ |
| 電力分野の二酸化炭素排出原単位の低減 | ・電力の排出係数の低減 電力業界の CO ₂ 排出係数 0.25 kg-CO ₂ /kWh (2013 年度 0.57 kg-CO ₂ /kWh) | ○ | ○ | ○ | ○ |

(2)再生可能エネルギー由来の電力などの利用

発電時に温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギー由来の電力や熱の利用を推進します。

市内で発電した再生可能エネルギー電力を市内で利用することにより、電力分野の地域経済循環にもつながることから、電力の地産地消は重要です。そのため、今後急増する卒FIT電力を、自家消費や市内企業への供給に活用するなど、様々な手法で電力の地産地消を推進します。

また、太陽光発電設備などを設置できない場合は、実質再生可能エネルギー電力の購入など電力の脱炭素化を推進します。

| 削減目標 | |
|------|--|
| — | |

| 個別施策 | 実施すべき取組 | 各主体 | | | |
|------------------|----------------------------------|-----|----|----|----|
| | | 事業者 | | 運輸 | 家庭 |
| | | 産業 | 業務 | | |
| 再生可能エネルギー由来電力の利用 | ・再生可能エネルギー由来電力の購入・自家消費 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | ・非化石証書などを活用した電力の購入 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | ・カーボンプレジットなどによる利用した電力のオフセットの推進 | ○ | ○ | ○ | |
| | ・余剰電力の企業間融通 | ○ | ○ | | |
| 卒FIT電力の活用 | ・自家消費への転換 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | ・市内企業への供給による地産地消 | ○ | ○ | | ○ |
| 電力分野の地域経済循環 | ・(株)浜松新電力などを活用した電力の地産地消の推進 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 再生可能エネルギー由来の熱の利用 | ・地中熱、太陽熱などの利用 | ○ | ○ | | ○ |
| カーボンプレジットの創出 | ・再生可能エネルギー利用設備の導入によるカーボンプレジットの創出 | ○ | ○ | | ○ |

(3)再生可能エネルギーを活用したGX産業立地

国は、脱炭素電源が豊富な地域に企業の投資を呼び込み、雇用の拡大や部品の発注需要の増加などを通じて新たな産業を集積させる「GX産業立地」を進めています。

本市においても、洋上風力やバイオマス発電といった大規模な脱炭素電源や、FIT（再生可能エネルギーの固定価格買取制度）の期間が順次終了する2030年代中頃以降急増する卒FIT電源などの再生可能エネルギー電源を確保し、再生可能エネルギーを必要とする市外企業の誘致を推進します。

| 削減目標 | |
|------|--|
| — | |

| 個別施策 | 実施すべき取組 | 各主体 | | | |
|----------------|---------------------------------|-----|----|----|----|
| | | 事業者 | | 運輸 | 家庭 |
| | | 産業 | 業務 | | |
| 再生可能エネルギー電源の確保 | ・追加性のある大規模再生可能エネルギー電源や卒FIT電源の確保 | ○ | ○ | | |
| 脱炭素電源を生かした産業集積 | ・脱炭素電源を生かした先進企業の誘致推進 | ○ | ○ | | |

基本方針 3 グリーンイノベーションの推進

「グリーンイノベーション」とは、環境と経済の双方が組み合わさって持続的な好循環を生み出す、エネルギー・環境分野における技術革新や刷新などを指します。

2050年のカーボンニュートラル実現を進めていく上では、既存の技術だけでなく、新たな脱炭素関連の技術開発やサービス創出といったグリーンイノベーションが必要です。

国においても、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定し、「エネルギー関連」、「輸送・製造関連」、「家庭・オフィス関連」の中から成長が期待される14の重要産業分野を示しています。

また、市内企業がグリーンイノベーションを生み出すことができれば、それは本市の新たな産業となり、地域経済の持続的な発展に大きく寄与することとなります。さらには、雇用拡大をもたらし、地方創生につながることを期待されます。

グリーンイノベーションを効果的に推進するには、多様な知見や技術の融合が不可欠であるため、本市では、企業間連携や官民連携、さらには大学等の研究機関を含めた産学官連携を積極的に進めるための組織運営や支援施策の整備に取り組みます。

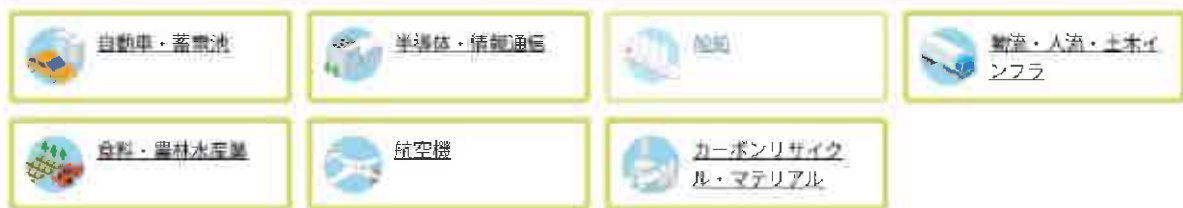
こうした取組により、カーボンニュートラル先進都市としての地位を確立するとともに、地域経済の活性化と持続可能な社会の実現を目指します。

成長が期待される14分野

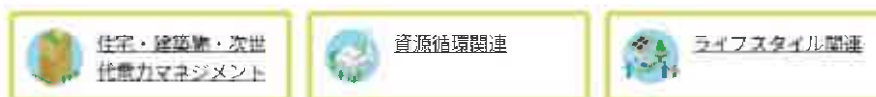
エネルギー関連産業



輸送・製造関連産業



家庭・オフィス関連産業



図表 6.4 「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」において成長が期待される14分野（経済産業省）

(1) カーボンニュートラル関連技術の開発

今後の成長が期待されるカーボンニュートラル関連の技術開発やサービス創出などに向け、地域内外の企業間連携や官民連携、産学官連携を一層強化し、地域における新たな産業の創出や地域経済の成長につなげます。

そのため、様々な業種・規模の企業・団体・研究機関などが参画する組織により、ニーズ・シーズのマッチングやワーキンググループ・研究会活動、プロジェクトの実証などを進めます。

| 削減目標 | | | | |
|------|--|--|--|--|
| — | | | | |

| 個別施策 | 実施すべき取組 | 各主体 | | | |
|----------------|---|-----|----|----|----|
| | | 事業者 | | 運輸 | 家庭 |
| | | 産業 | 業務 | | |
| 新技術・サービスの開発・創出 | ・地域内外の企業間連携や官民連携、産学官連携によるカーボンニュートラル関連の技術開発の推進 | ○ | ○ | | |

(2)カーボンニュートラル新技術の活用

国の「GX2040 ビジョン」では、イノベーションの社会実装を強力に進めるため、これまでの研究開発などの技術シーズへの支援のみならず、付加価値を生み出せる産業構造に転換していくこととしており、国が示す 14 の重要産業分野におけるカーボンニュートラル関連技術は、今後急速に発展し、社会実装が進むことが予想されます。

本市では、こうした新技術や新サービスの実証実験を推進するとともに、積極的な利活用を促すことで、社会実装を後押しします。

| 削減目標 | | | | |
|------|--|--|--|--|
| — | | | | |

| 個別施策 | 実施すべき取組 | 各主体 | | | |
|--------------------|-----------------------------|-----|----|----|----|
| | | 事業者 | | 運輸 | 家庭 |
| | | 産業 | 業務 | | |
| 新技術・サービスの 実証・実装 | ・CCUS・DAC などの実証実験 | ○ | ○ | | |
| | ・メタネーションなどカーボンリサイクル技術の実証 | ○ | ○ | | |
| | ・バイオ炭など炭素貯留技術の実証・実装 | ○ | | | |
| | ・開発・創出した技術・サービスの実証・実装 | ○ | ○ | | |
| | ・スタートアップ企業が有する技術・サービスの実証・実装 | ○ | ○ | | |
| | ・DX・AI 技術などの活用 | ○ | ○ | | |
| | ・DX 製品・サービスの率先調達 | ○ | ○ | | |
| | ・カーボンフットプリント算定の推進・普及啓発 | ○ | ○ | | |
| ・自然冷媒機器の導入 | ○ | ○ | ○ | | |

(3) 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行

脱炭素社会の実現に向けて、廃棄物の発生抑制や資源の循環利用などによる廃棄物焼却量の低減は不可欠です。

特に、大量に消費されているプラスチックなどの石油製品は、焼却することで非エネルギー由来の二酸化炭素が発生するため、資源としての再生利用や開発・設計段階からの削減が求められます。

また、FIT 制度による固定価格買取期間終了後には、大量の太陽光パネルが廃棄物となることが問題視されています。

本市は、従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済から脱却し、資源を循環させ、新たな価値を創出する循環経済への移行を目指します。

単位：千 t-CO₂

| 削減目標 | 産業 | 業務 | 家庭 | 運輸 | 非エネルギー分野 |
|---------|----|----|----|----|----------|
| 2030 年度 | — | — | — | — | 37.9 |
| 2035 年度 | — | — | — | — | 46.5 |
| 2040 年度 | — | — | — | — | 55.0 |

| 個別施策 | 実施すべき取組 | 各主体 | | | |
|-------------------|---|-----|----|----|----|
| | | 事業者 | | 運輸 | 家庭 |
| | | 産業 | 業務 | | |
| 再生利用（リサイクル）の推進 | ・太陽光パネルのリサイクル | ○ | ○ | | ○ |
| | ・プラスチック製容器包装の分別 | | | | ○ |
| | ・プラスチック製品のリサイクル | ○ | ○ | | ○ |
| 廃棄物の発生抑制 | ・廃棄物焼却量の削減 | ○ | ○ | | ○ |
| 動脈産業による環境配慮設計の推進 | ・製品の設計・開発段階からの資源循環の検討 | ○ | ○ | | |
| 使用段階におけるストックの有効活用 | ・循環経済関連ビジネス（リユース、リペア、メンテナンス、シェアリング、サブスクリプション等）の取組推進 | ○ | ○ | | ○ |

(4) 次世代エネルギーなどの活用

国は 2023 年に「水素基本戦略」を改定し、水素社会実現に向けた取組を加速させています。

バイオ燃料については、2030 年度までに最大 10%、2040 年度に最大 20%のバイオエタノールを混合した低炭素ガソリンの供給を開始する目標などが掲げられています。

また、ガスについては、2030 年に合成メタン（e-methane）やバイオガスを 1～5%、2050 年に 90～50%導入する目標などが掲げられています。

本市においても、国の方針に基づき、水素をはじめ、アンモニア、合成メタン（e-methane）、合成燃料（e-fuel）、バイオ燃料などの次世代エネルギーについて、製造方法や供給方法など、地域の特性に見合った導入を推進します。

| |
|------|
| 削減目標 |
| — |

| 個別施策 | 実施すべき取組 | 各主体 | | | |
|-----------------|---|-----|----|----|----|
| | | 事業者 | | 運輸 | 家庭 |
| | | 産業 | 業務 | | |
| 水素・バイオ燃料の活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・産業用燃料電池の導入 ・混焼・専焼による発電利用 ・化石燃料からの代替による熱・動力利用 | ○ | ○ | | |
| アンモニアの活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・工業炉における燃料アンモニアの利用 ・水素キャリアとしての活用 | ○ | | | |
| 合成メタン・合成燃料などの活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・化石燃料からの一部代替 | ○ | ○ | | |

基本方針 4 温室効果ガスの吸収・排出抑制

二酸化炭素吸収源の確保は、自然環境保護による市民の暮らしの向上だけでなく、経済的利益と都市の持続的発展をもたらす重要な取組です。

市域の 66% を占める森林から生産された木材を建築物などに利用することで二酸化炭素を固定化ができるだけでなく、森林資源の地産地消や環境価値の創出・利用による地域経済循環につながります。

また、浜名湖のアマモ再生などによるブルーカーボンの創出は、二酸化炭素の固定化はもとより、水産資源の回復を通じた漁業の活性化が期待されます。

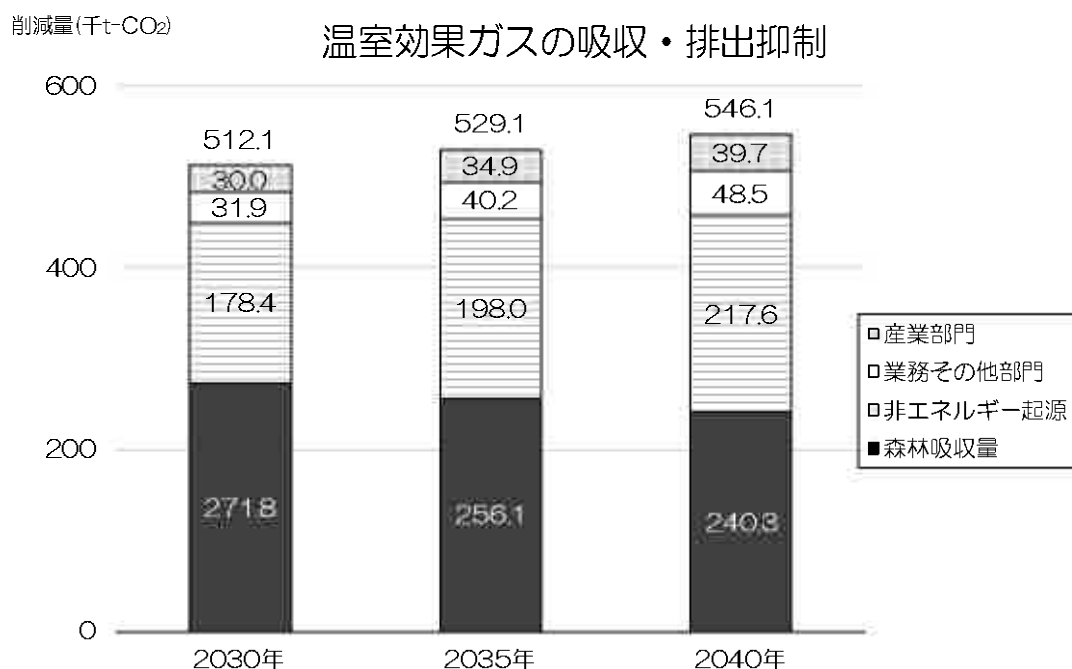
さらに、石油由来原料の削減や焼却される廃棄物の削減などを進めることで、循環経済による本市の持続的な成長につながります。

このような、自然再興（ネイチャーポジティブ）と資源循環（サーキュラーエコノミー）、脱炭素（カーボンニュートラル）の取組を連動させることで、市内経済の活性化にもつながるシナジー効果が期待されます。

一方、温室効果の高いメタンや一酸化二窒素、代替フロンなどの排出抑制も加速させていく必要があります。

特にメタンや一酸化二窒素の主要な排出源の一つである農業分野においては、農地への適正施肥や水田の中干し期間延長などを通じて、温室効果ガスの排出を抑制するとともに、農業生産性の向上やエネルギー効率の改善によって、事業者の経済的利益も追求していきます。

このように、自然資本を活用した温室効果ガスの吸収と人為的な行動による温室効果ガスの発生抑制の両面から、効果的な取組を推進していきます。



図表 6.5 2030年・2035年・2040年度の温室効果ガス削減目標

※ 棒グラフ上端は温室効果ガス排出量の総削減量

(1)二酸化炭素吸収源の確保

カーボンニュートラルは、削減した温室効果ガスの排出量と、植林・森林管理などによる吸収量の均衡を意味することから、二酸化炭素吸収源の確保は、カーボンニュートラルの実現に必須の取組です。

本市では、グリーンカーボンとブルーカーボンの両面から、多様な吸収源の確保に向けた取組を展開します。

具体的には、森林の適切な管理と木材利用の推進、浜名湖におけるアマモなどの再生、有機農業の推進などを通じて、二酸化炭素の吸収・固定・貯留を進めます。

これらの取組により、地域産業の活性化や新たな雇用創出を図り、経済的利益と豊かな自然環境の両立を図ります。

単位：千 t-CO₂

| 吸収目標 | 二酸化炭素吸収 |
|---------|---------|
| 2030 年度 | 271.8 |
| 2035 年度 | 256.1 |
| 2040 年度 | 240.3 |

| 個別施策 | 実施すべき取組 | 各主体 | | | |
|--------------------|---|-----|----|----|----|
| | | 事業者 | | 運輸 | 家庭 |
| | | 産業 | 業務 | | |
| グリーンカーボンによる二酸化炭素吸収 | <ul style="list-style-type: none"> ・間伐や主伐、植林など持続可能かつ適切な森林管理 ・FSC®森林認証面積の拡大 ・森林環境教育への参加 | ○ | | | ○ |
| ブルーカーボンによる二酸化炭素吸収 | <ul style="list-style-type: none"> ・アマモの再生などによる藻場の拡大 | ○ | ○ | | |
| 木材利用などによる二酸化炭素固定 | <ul style="list-style-type: none"> ・建築物などへの木材利用推進による二酸化炭素の固定 | ○ | ○ | | ○ |
| 有機農業などによる炭素貯留 | <ul style="list-style-type: none"> ・有機農業、緑肥の施用などによる農地への炭素貯留 | ○ | | | |

(2)カーボンクレジットの地産地消

カーボンクレジット制度は、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入による温室効果ガスの削減量又は適切な森林管理や海洋生態系などによる温室効果ガスの吸収量を価値化・権利化し、企業などの間で取引可能にする制度です。現在、政府主導（J-クレジット）の制度と民間主導（Jブルークレジット®等）の制度などがあります。

市内で適切に整備・管理された森林やアマモなどによる二酸化炭素吸収量（環境価値）をクレジット化して得た資金は、森林やアマモなどのさらなる整備・管理などにつなげていきます。

また、利用に際しては、まずは徹底した省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの最大限導入を実施した上で、排出が避けられない温室効果ガスについて、市内で創出されたカーボンクレジットでオフセットする“カーボンクレジットの地産地消”を推進します。

単位：千 t-CO₂

| 削減目標 | 産業 | 業務 | 家庭 | 運輸 | 非エネルギー分野 |
|---------|------|------|----|----|----------|
| 2030 年度 | 30.0 | 31.9 | — | — | — |
| 2035 年度 | 34.9 | 40.2 | — | — | — |
| 2040 年度 | 39.7 | 48.5 | — | — | — |

| 個別施策 | 実施すべき取組 | 各主体 | | | |
|-------------------|---------------------------------|-----|----|----|----|
| | | 事業者 | | 運輸 | 家庭 |
| | | 産業 | 業務 | | |
| カーボンクレジットの活用 | ・創出したカーボンクレジットの域内利用 | ○ | ○ | ○ | |
| 森林由来のカーボンクレジットの創出 | ・適切に整備・管理された森林由来のカーボンクレジットの創出 | ○ | | | |
| | ・森林由来のカーボンクレジットの域内利用 | ○ | ○ | ○ | |
| | ・森林由来のカーボンクレジット収益の森林整備・管理などへの循環 | ○ | | | |
| その他のカーボンクレジットの創出 | ・アマモの再生などによるブルーカーボンの増進 | ○ | | | |
| | ・バイオ炭などの農地施用 | ○ | | | |
| | ・カーボンクレジット収益のアマモ整備・管理などへの循環 | ○ | | | |

(3) 自然再興（ネイチャーポジティブ）の実現

本市では 2024 年に、「自然再興（ネイチャーポジティブ）」や「30by30 目標」などの考え方を取り入れた「生物多様性はままつ戦略 2024」を策定し、市民・事業者・市が連携して生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組を推進しています。

本計画においても、自然資本の保全と回復は、二酸化炭素の吸収だけでなく、バイオマスの利用や都市緑化による適応にもつながる施策として位置付け、多様な生物の生息地や緑地・里地里山の保全・回復に取り組みます。

特に、市域の 3 分の 2 を占める森林については、適切な間伐や植林による整備を通じて、炭素吸収機能の向上と生物多様性の保全を両立させます。

また、浜名湖においては、水質浄化や魚類などの産卵場・すみかとして重要な役割を果たすアマモの再生に取り組み、湖の生態系回復を図りつつ二酸化炭素吸収機能を向上させます。

こうした取組を進めることで、森林などの自然資本の損失を抑制し、ネイチャーポジティブの実現につなげます。

| 削減目標 |
|------|
| — |

| 個別施策 | 実施すべき取組 | 各主体 | | | |
|-----------------|---------------------------------|-----|----|----|----|
| | | 事業者 | | 運輸 | 家庭 |
| | | 産業 | 業務 | | |
| 多様な生物のすみかの保全と回復 | ・保護地域・自然共生サイトの拡大 | ○ | ○ | | |
| 緑地・里地里山の保全 | ・都市緑化の推進、都市公園の整備 ・環境保全型農業の推進 | ○ | ○ | | |

(4) 地域循環社会の構築

本市は産業都市である一方、天竜美林や遠州灘、浜名湖など豊かな自然環境も有しています。

そのため、地域資源を活用した製品やサービスの製造・創出による地産地消や循環使用を促進することにより、脱炭素に貢献するとともに、地域経済の成長や自然資本の地域内循環、市民の憩いの場の確保などにもつながります。

さらには、脱炭素と資源循環（サーキュラーエコノミー）・自然再興（ネイチャーポジティブ）を組み合わせ、取組の連動を図ることで相乗効果を生み出すことが期待されます。

| 削減目標 |
|------|
| — |

| 個別施策 | 実施すべき取組 | 各主体 | | | |
|------------------------------|--|-----|----|----|----|
| | | 事業者 | | 運輸 | 家庭 |
| | | 産業 | 業務 | | |
| 循環経済・自然再興・脱炭素の連動による地域循環社会の構築 | ・循環経済・自然再興・脱炭素の連動 ・「自然を活用した解決策（NbS）」の推進 ・バイオマスの利活用 | ○ | ○ | | |
| 地域資源の地産地消 | ・再生可能エネルギーの地産地消・地域内循環 ・天竜材（FSC）など地域資源の利用促進 | ○ | ○ | | ○ |

(5) 非エネルギー分野の排出抑制

温室効果ガスには、二酸化炭素のほかに、フロン類、メタン、一酸化二窒素があります。

このうち、特に強い温室効果がある代替フロン類は、オゾン層保護のため新たな冷媒として、近年使用量が拡大していることから、国は「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」を制定し対策を進めています。また、この法律で対象にならない自動車や家庭用機器においても、フロン類の排出抑制に努める必要があります。

このため、フロンの排出抑制とともに、自然冷媒をはじめとしたノンフロン冷媒機器や低GWP（地球温暖化係数）型機器の導入を進めます。

また、農地への適正施肥や水田の中干し期間延長などを実施することで、農業生産性の向上やエネルギー効率の改善を図りながら、メタンや一酸化二窒素の排出を抑制します。

単位：千 t-CO₂

| 削減目標 | 非エネルギー分野 | | | |
|---------|----------|------|--------|-------|
| | 合計 | メタン | 一酸化二窒素 | フロン類 |
| 2030 年度 | 178.4 | 3.9 | 5.4 | 169.1 |
| 2035 年度 | 198.0 | 7.0 | 14.2 | 176.8 |
| 2040 年度 | 217.6 | 10.0 | 23.1 | 184.5 |

| 個別施策 | 実施すべき取組 | 各主体 | | | |
|--|---|-----|----|----|----|
| | | 事業者 | | 運輸 | 家庭 |
| | | 産業 | 業務 | | |
| 代替フロンなど 4ガス（HFCs、 PFCs、SF ₆ 、NF ₃ ） の排出抑制 | ・製造分野におけるノンフロン、低 GWP 化の推進 | ○ | ○ | | |
| | ・ノンフロンや低 GWP 型機器の導入 | ○ | ○ | | |
| | ・業務用冷凍空調機器の使用時におけるフロン類の漏えい防止 | ○ | ○ | | |
| | ・業務用冷凍空調機器からの廃棄時などのフロン類の回収 | ○ | ○ | | |
| | ・廃家庭用エアコンのフロン類の回収・適正処理 | ○ | ○ | | ○ |
| | ・産業界の自主的な取組の推進 | ○ | ○ | | |
| メタンの排出抑制 | ・水田の中干し期間延長などによる農業分野から排出されるメタンの排出抑制 | ○ | | | |
| 一酸化二窒素の排出抑制 | ・適正施肥や有機農法への転換による農業分野から排出される一酸化二窒素の排出抑制 | ○ | | | |

浜松市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)[2026]

抜粋版

浜松市産業部カーボンニュートラル推進課

〒430-8652 静岡県浜松市中央区元城町 103-2

TEL:053-457-2503 FAX:050-3730-8104

E-mail:ene@city.hamamatsu.shizuoka.jp

パブリック・コメント意見提出様式

～あなたのご意見をお待ちしています～

| | |
|-------------------|--------------------------------|
| ※ご住所 (所在地) | |
| ※お名前 (法人名・団体名) | |
| 電話番号 | |
| 案の名称 | 浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）[2026]（案） |
| 意見募集期間 | 令和7年11月19日（水）～令和7年12月19日（金） |
| 意見欄 | |

- ・ ※ご住所およびお名前が未記入の意見には、実施機関の考え方は示しません。
- ・ 個人情報、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。
- ・ この様式は参考です。任意の様式でも提出していただくことができますが、その場合でも、上記と同様の内容について記入をお願いします。
- ・ この様式は、市ホームページからもダウンロードできます。

【提出先】 産業部カーボンニュートラル推進課あて
住所 : 〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2
FAX : 050-3730-8104
E-mail : ene@city.hamamatsu.shizuoka.jp

～どうやって意見を書いたらいいの？～

「もっとこうしたらどうか」「もっとこうしてほしい」など、計画や条例の案を見て思ったこと、感じたことを箇条書きや文章にまとめてください。

どうやって書いたらいいか分からない場合には、以下の書き方例を参考にしてみてください。

<書き方例>

- ページにある「〇〇〇〇」という言葉は分かりにくいので、「□□□□」に変えてはどうでしょうか。
- ページの「△△△△」については、「■■■■■」という内容を追加したほうがよい。その理由は……だからである。
- ページに書いてある目標件数ですが、「〇〇件」では少ないので、「□□件」にすべきだと思う。
- ページの「△△△△」という文章は具体的にどういう意味なのか。また、専門用語が多く使われているので、計画の中に用語解説をつけるべき。

出世大名
家康くん



皆さんからの
ご意見
お待ちしております
おるのじゃ！

©浜松市

第9号様式

区 協 議 会

| | | | | | |
|------------------------------------|--|-----|-------|----|----------|
| 区 分 | □諮問事項 ■協議事項 □報告事項 | | | | |
| 件 名 | 令和8年度区政運営方針の基本方針（案）について | | | | |
| 事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等） | <p>○背景</p> <p>区民の皆様とともに地域の課題を解決し、市民サービスの向上や暮らしやすい地域づくりを進めるために、区長が区政運営に当たっての基本的な方針、区の実行課題等を区政運営方針として毎年度公表している。</p> <p>令和6年度中央区代表会及び各地域分科会において、令和7年度から16年度までの中長期的な目標である将来像と、その実現に向けた令和7年度の区政運営に当たっての3つの基本方針を定めた。</p> | | | | |
| 対象の区協議会 | 中央区協議会（西地域分科会） | | | | |
| 内 容 | <p>令和8年度中央区区政運営方針の基本方針（案）について意見を伺うもの。</p> <p>詳細は別紙参照。</p> | | | | |
| 備 考 （答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など） | ○今後の主な予定 別紙参照。 | | | | |
| 担当課 | 中央区区振興課 | 担当者 | 加茂 真也 | 電話 | 457-2210 |

1 令和 8 年度中央区区政運営方針における基本方針

(1) 背景

令和 6 年度中央区代表会及び各地域分科会において、令和 7 年度から 16 年度までの中長期的な目標である将来像と、その実現に向けた令和 7 年度の区政運営に当たっての 3 つの基本方針を定めた。この基本方針は、原則として毎年度定めるものである。

(2) 策定方針

令和 7 年度区政運営方針における基本方針を令和 8 年度も継続する。

<令和 7 年度区政運営方針 基本方針>

- ①地域の多彩な特色を活かし、にぎわいと豊かな文化を育む魅力あるまちづくり
- ②安全・安心に暮らせるまちづくり
- ③共生のところで支え合い、やさしさあふれるまちづくり

(3) 継続理由

3 つの基本方針は、中央区協議会において将来像と併せて検討してきたものである。また地域を取り巻く環境については、区政運営における基本方針に影響を与えるような大きな変化がないため。

2 策定スケジュール

| 年月 | 代表会 | 地域分科会 |
|-------------|---|--|
| 令和 7 年 10 月 | [協議] 令和 8 年度区政運営方針の策定について | |
| 令和 7 年 11 月 | | [協議] 令和 8 年度区政運営方針の基本方針(案)について |
| 令和 8 年 2 月 | [協議または報告] 令和 8 年度区政運営方針の基本方針について ・地域分科会での協議を踏まえ、令和 8 年度区政運営方針における基本方針を協議または報告 ※地域分科会から、基本方針の変更の提案があった場合は協議、なかった場合は報告 | |
| 令和 8 年 3 月 | | [協議] 令和 8 年度区政運営方針(案)について ・令和 8 年度事業を掲載した区政運営方針(案)について意見聴取 |
| 令和 8 年 5 月 | [報告] 令和 8 年度区政運営方針について ・地域分科会での協議を踏まえ、完成した令和 8 年度区政運営方針を報告 | 代表会からの連絡事項として報告 |

令和7年度 中央区区政運営方針 体系図

将来像
(期間：令和7～16年度 (10年間))

基本方針
(期間：単年度 (原則、毎年度策定))

主な事業
(期間：単年度)

| | |
|-----------|--|
| キャッチフレーズ | 中央区 調和と融和で紡ぐ 豊かな暮らしの輪 |
| 10年後の目指す姿 | <p>令和6年1月の区再編により誕生した中央区には、商業施設や官公庁などの都市機能に加え、豊かな自然や景勝地、観光資源、世界に誇る産業など多彩な魅力があります。</p> <p>これらの魅力を中央区に関わるすべての人が尊重し合い、引き続き大切にするとともに、その魅力が高まり、区全体が発展できるよう「調和と融和」で紡いでまいります。</p> <p>中央区の魅力を最大限に活かし、安全・安心でだれもが輝き豊かで暮らしやすく、一人ひとりの幸福感が地域にそして区全体に輪として広がるまちを目指します。</p> |

①地域の多彩な特色を活かし、にぎわいと豊かな文化を育む魅力あるまちづくり

中央区の持つ景勝地や文化・スポーツ施設などの様々な地域資源の活用や、これまで育まれてきた歴史や文化などの特色を活かした事業に取り組みます。

P 5
～
P 1 0

②安全・安心に暮らせるまちづくり

交通事故ワースト1からの脱却を図り、市民の交通安全意識向上のための事業に取り組みます。
また、津波や河川氾濫、土砂災害などの中央区の災害特性を踏まえた啓発や支援に取り組みます。

P 1 1
～
P 1 3

③共生のところで支え合い、やさしさあふれるまちづくり

中央区に関わるだれもが暮らしやすいまちにするため、様々な福祉課題に向き合い相談支援の推進に取り組みます。
また、市民の健やかな生活のため、子育て支援事業や健康づくり事業に取り組みます。

P 1 4
～
P 1 6

将来像の実現に向け、3つの基本方針を掲げ、中央区協議会（地域分科会）の運営や地域コミュニティ活動の推進など市民協働によりまちづくりを進めます。

第9号様式

| | |
|------------------------------------|---|
| 区 分 | <input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項 |
| 件 名 | 浜松市「休日の部活動の地域展開」に関するガイドライン（案）の策定について |
| 事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等) | <p>中学校部活動の地域展開（地域クラブへの移行）については、以下の国の理念や方向性にに基づき、全国的な実施を推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を地域全体で関係者が連携して支え、子供たちの豊かで幅広い活動機会を保障。 ✓ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識のもと、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消。 <ul style="list-style-type: none"> ・本市では、令和5年7月に「地域クラブ活動協議会」を設置し、ガイドラインの策定に向け、個別課題の検討を推進。 ・令和8年9月から休日の部活動を段階的に地域クラブに移行していく予定。 |
| 対象の区協議会 | すべての地域分科会、天竜区協議会 |
| 内 容 | <p>令和7年10月24日付けで、「浜松市『休日の部活動の地域展開』に関するガイドライン（案）」を公表。</p> <p>ガイドライン（案）の概要を説明するとともに、内容について協議するなど、丁寧な意見交換を行い、令和8年3月末に公表予定の「浜松市『休日の部活動の地域展開』に関するガイドライン」（はまクルガイドライン）に意見を反映させるもの。</p> <p><地域分科会当日></p> <ul style="list-style-type: none"> ①ガイドライン（案）概要説明 ②質疑応答（意見交換） |
| 備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など) | ガイドライン策定・公表時期：令和8年3月（予定） |
| 担当課 | 学校・地域連携課 |
| 担当者 | 堀野 智浩 |
| 電話 | 457-2405 |

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

浜松市立中学校の「休日の部活動の地域展開」の取組について

浜松市教育委員会学校・地域連携課

○部活動改革の背景

- ・少子化の進展や学校の働き方改革の推進により、これまでと同様の部活動の継続が困難
- ・国の方針として、部活動の意義を継承・発展させた、新たな価値を創出する地域クラブ活動へ展開

○浜松市の方向性

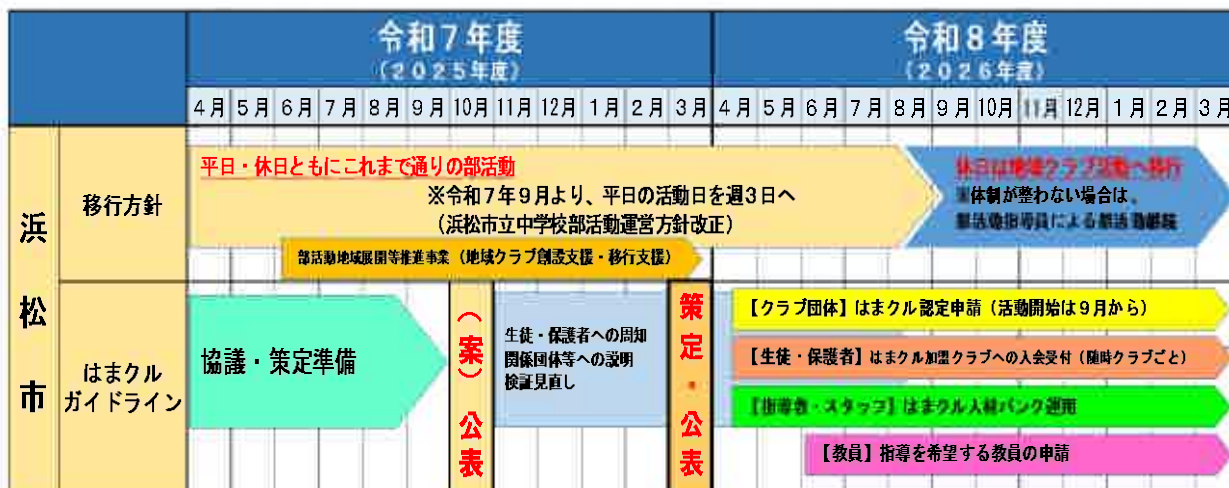
- ・令和8年8月末で休日の部活動は原則終了（一部大会については、部活動での参加可能）
- ・令和8年9月以降、浜松市立中学校の休日部活動は地域クラブ活動へ移行
- ・地域クラブ活動の体制が整わない場合は、部活動指導員による部活動を経て地域クラブ活動へ移行
- ・平日の学校部活動は当面の間継続、休日の移行が円滑に進んだ後に検討

※10月24日（金）に、『浜松市「休日の部活動の地域展開」に関するガイドライン（案）』（通称・はまクルガイドライン）を公表

○「はまクルガイドライン」の要点

- ・浜松市が目指す地域クラブ活動を「はまクル」と定義
- ・地域の多様な団体が運営団体となって地域クラブ活動を運営
- ・基本理念「生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現」「持続可能な活動環境の構築」
- ・「活動を楽しみたい」、「上手になりたい」などの生徒をターゲットとした活動
- ・市が定めた要件を規約に明記して申請した団体を「はまクル認定クラブ」として登録
→はまクル認定クラブに対し、中学校施設の無償使用などの支援（支援内容は検討中）

○今後のスケジュール



- ・ガイドライン（案）公表後、市民向け説明会、各地域分科会、関係団体への説明を実施
- ・市民の皆様からの意見、国の動向等を踏まえ、ガイドライン（案）の検討、見直し
→令和8年3月にガイドライン完成版を策定・公表
- ・令和8年4月中旬から、はまクル認定クラブの認定申請及び人材バンクの登録開始予定

浜松市「休日の部活動の地域展開」 に関するガイドライン

(案)

令和7(2025)年10月



浜松市

目 次

| | |
|----------------------------------|-----|
| はじめに | 1 |
| 第1章 基本理念と活動指針 | 2 |
| 1 市の基本理念・全体像 | 2 |
| 2 市が目指す地域クラブ活動「はまクル」について | 3 |
| (1) 「はまクル」とは | 3 |
| (2) はまクルの対象者 | 4 |
| (3) はまクル認定クラブの要件 | 5 |
| (4) はまクル認定クラブの活動状況の調査・指導 | 7 |
| (5) はまクル認定の取消 | 7 |
| 3 はまクル認定クラブの活動指針 | 8 |
| (1) 運営団体・実施主体 | 8 |
| (2) 指導者 | 8 |
| (3) 活動内容（競技・種目、休養日、活動時間） | 8 |
| (4) 活動場所（活動用具） | 9 |
| (5) 大会・コンクール等への参加 | 9 |
| (6) 費用 | 9 |
| (7) 保険 | 10 |
| (8) 学校との連携 | 10 |
| (9) 管理責任 | 10 |
| 第2章 はまクルに参加するために | 11 |
| 1 はまクルへの参加に向けての流れ | 11 |
| 2 はまクル認定クラブの運営をしたい方へ | 12 |
| 3 はまクル認定クラブに指導者、運営スタッフとして参加したい方へ | 17 |
| 4 はまクル認定クラブの活動に参加したい生徒、保護者の方へ | 20 |
| 第3章 その他 | 22 |
| 1 事故の防止やクラブ員の健康管理 | 22 |
| 2 はまクルガイドラインの見直し | 22 |
| 3 問い合わせ先 | 22 |
| 申請書式等 | 23～ |

※記載内容については、今後の検討や来年度予算の状況によって変更・修正する可能性があります。

はじめに

中学校の運動及び文化部活動（以下「部活動」という。）は、生徒のスポーツ及び文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生徒の自主的・自発的な参加による活動を通じて、達成感の獲得、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、多くの教育的意義を有してきました。

しかし、全国的に少子化が進展する中、浜松市も部活動をこれまでと同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況となっています。また、学校の働き方改革が進む中、専門性や意思にかかわらず、教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、今後より困難なものとなります。

そのような中、令和4年12月に、スポーツ庁と文化庁から「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）が示され、部活動を地域の運営団体・実施主体による地域クラブ活動へ移行していくこととされました。そして、令和5年度から令和7年度を改革推進期間と定め、地域の実態に合わせて、まずは休日の部活動の地域移行を推進することとしました。さらに、令和7年5月の「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめでは、「地域移行」の名称を「地域展開」に変更することや、令和8年度からの次期改革期間（改革実行期間）の在り方等が示されました。

本市においては、令和3年7月に「浜松市地域部活動検討委員会」を設置し、休日の部活動の地域移行について検討を進めてきました。令和5年5月には、学校教育部が「休日の部活動の地域移行に向けた取組方針」を策定しました。この取組方針において、本市では、令和8年9月より、休日の部活動を地域クラブ活動へ随時移行していくことを示しました。

そして、令和5年7月には、有識者や保護者・地域・学校・中学校体育連盟（以下「中体連」という。）・静岡県中学校吹奏楽連盟・スポーツ関係団体・学校教育部・市民部などの代表で構成される「地域クラブ活動協議会」を設置し、本市における「休日の部活動の地域展開に関するガイドライン」（以下「はまクルガイドライン」という。）の策定に向け、個別課題の検討を進めてきました。

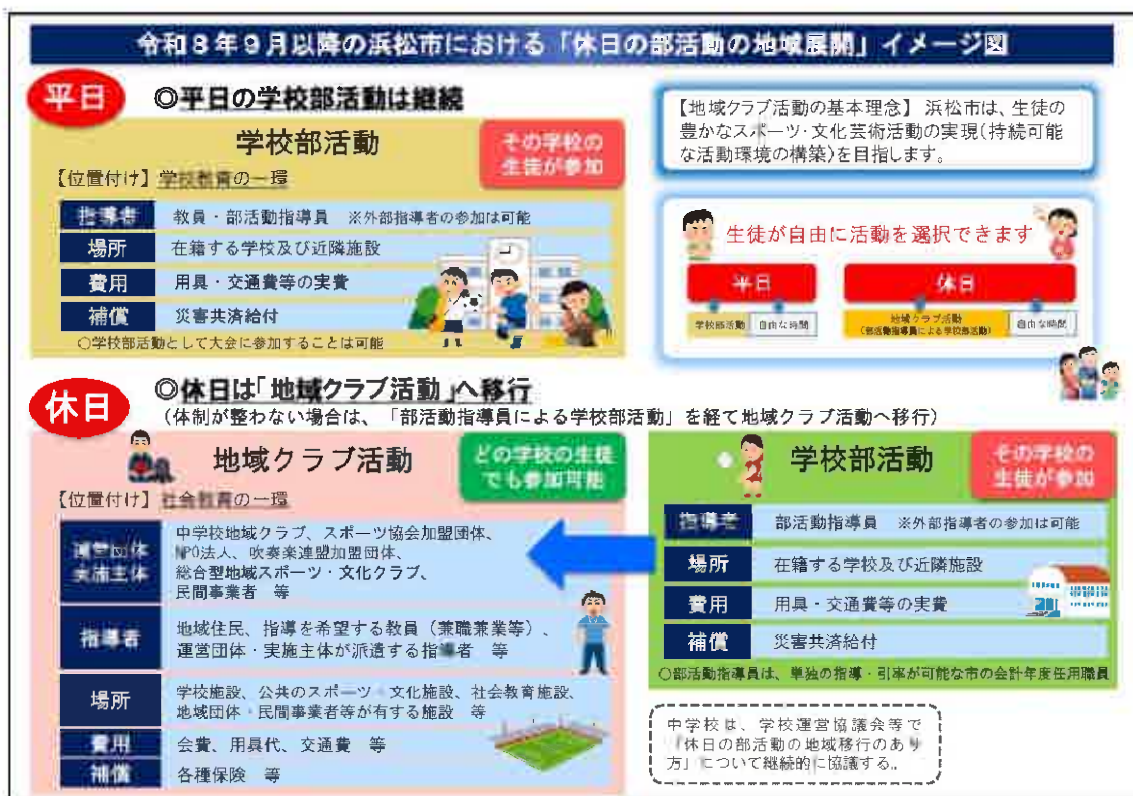
はまクルガイドラインは、浜松市の地域クラブ活動に携わる保護者、指導者、運営スタッフ、地域の方々にとって、持続可能な運営体制が構築できるようにするための指針であり、何より参加する子供たちにとって充実した活動が展開されるための、必要な手続きや留意事項等を示したものです。

休日の地域クラブ活動は、これまでの部活動に代わり、社会教育の一環となる新たな活動であるため、参加される皆さんの協力や連携、創意工夫が必要な活動となります。部活動の意義を継承しつつ、子供を中心とした地域の新たなコミュニティを生むことに発展させるなど、新たな価値を創出する活動が展開されることを期待しています。

第1章 基本理念と活動指針

1 市の基本理念・全体像

本市の地域クラブ活動は、これまで部活動が果たしてきた役割を踏まえ、「生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現」や、「持続可能な活動環境の構築」を目指すことを基本理念としています。



令和8年8月までは、平日・休日ともにこれまで通りの学校部活動が行われます。令和8年9月以降は、①平日の学校部活動は継続する、②休日は地域クラブ活動へ移行する(地域展開¹⁾)、③地域クラブの体制が整わない状況であれば、部活動指導員による学校部活動(地域連携)を経て地域クラブ活動へ移行することとなります²⁾。

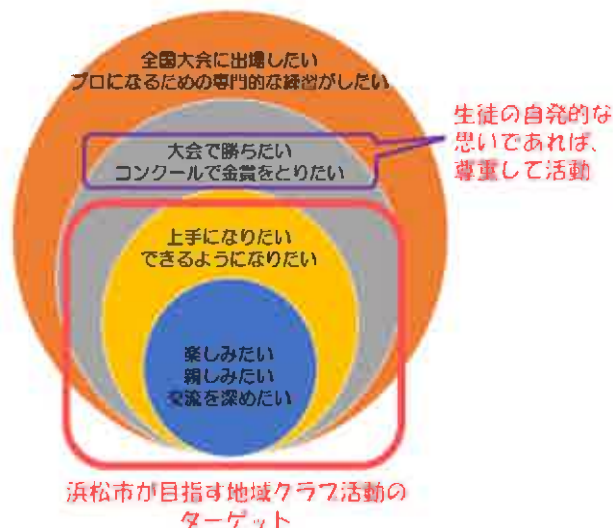
よって、原則的には令和8年9月以降、教員が休日の部活動に携わることはありません。ただし、中体連や吹奏楽連盟等が主催する大会に部活動として参加する場合は、教員及び部活動指導員が引率指導できるようにしていきます³⁾。また、平日の部活動の地域展開については、国の検証も踏まえ、休日の移行が円滑に進んだ後に検討していくこととします。

なお、地域が主体となる地域クラブ活動の実施にあたっては、学校施設の活用、指導を希望する教員の関わり、学校からの情報提供等、地域クラブと学校との連携を図る必要があり、地域展開した場合にも、学校は地域の一部として関わりをもつこととなります。

- 1) 「地域移行」から「地域展開」への名称変更については、「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ(令和7年5月)において、「(部活動)改革の理念や地域クラブ活動の在り方等をより的確に表す観点から名称を変更することとする」としています。
- 2) はまクルガイドラインで示す本市の休日の部活動の地域展開は、市立中学校の部活動を対象としたものです。国立・県立・私立等の中学校については対象ではありません。
- 3) 地域クラブと部活動のどちらでも参加できる大会については、参加する生徒の選択を尊重したうえで、地域クラブと学校との事前の連絡・調整等の連携が必要になります。

本市が目指す地域クラブ活動は、前述の基本理念に基づき、下の図にあるように、生徒が自分でやりたい活動を選択し、「活動を楽しみたい」、「上手になりたい」、「仲間や地域の方との交流を深めたい」といった目的をもつ生徒を対象とした活動を行うことが前提となります。

よって、活動を通して、生徒が自主的・自発的に「大会で勝ちたい」などの思いが生まれれば、その思いを尊重した活動に展開されることは想定できます。しかし、「全国大会に出場させたい」等の指導者の個人的な思いだけで、勝利至上主義的な活動にはならないよう、クラブとしての十分な配慮が必要です。また、大会での勝利を優先するあまり、例えばクラブ員や保護者に過度な負担をかける練習日程や内容、高額な参加費等を徴収しての頻繁な遠征等は、地域クラブ活動の基本理念の視点からも、望ましい活動とは言えません。



2 市が目指す地域クラブ活動「はまクル」について

(1) 「はまクル」とは

本市が目指す地域クラブ活動は、市の基本理念や目的を明確化するためにも、民間のスポーツクラブや文化・芸術クラブと区別する必要があります。例えば、プロの下部組織であるクラブチームやピアノ教室などは、それぞれが目指す経営理念や方針のもとに練習内容や練習環境、参加費等が設定され、その趣旨に賛同する児童や生徒が参加します。

一方で、地域クラブ活動は、国のガイドライン⁴⁾の趣旨からも、営利目的を主とした運営ではなく、できる限り低廉な参加費等を設定し、これまでの部活動と同様にどの生徒でも参加できる公共的団体としての要素が必要です。

これらを踏まえ、本市では、市が目指す地域クラブ活動を「はまクル」⁵⁾と定義し、「はまクル」の趣旨に沿って市が定める要件を規約に明記して申請した団体やクラブを「はまクル認定クラブ」として登録し、各クラブの管理責任のもとに、参加する生徒や保護者が安心して参加できる体制を構築していくこととします⁶⁾。

4) 国のガイドラインには、「学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要であること、地域のスポーツ文化芸術団体、学校等の関係者の理解と協力の下、生徒の活動の場の整備をすること」が示されています。

5) 「はまクル」は、「はままつ+地域クラブ (CLUB)」を短縮、融合させた造語であり、これからの新しい取り組みである地域クラブ活動にふさわしい、斬新でイメージしやすい愛称となるように命名されました。

6) 「部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議」(令和7年6月～)において、国が示した要件、認定手続等に基づき、市区町村等が、学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として認定した活動を「認定地域クラブ活動」と定義することとしています。

(2) はまクルの対象者

はまクルは、生徒の自主的・自発的な参加が原則であり、参加を強制されるものではありません。自分の興味や関心に応じてクラブを選択し、参加することができます。はまクル認定クラブの活動と部活動の両方に参加することや、複数のはまクル認定クラブに参加することも可能です⁷⁾。

はまクルについては、従来の部活動に所属している生徒はもとより、部活動に所属していない生徒、各種スポーツ・文化芸術活動を苦手としている生徒等、障がいの有無に関わらず、希望するすべての生徒が参加できます⁸⁾。参加の対象となるのは、浜松市立中学校に在籍する生徒、浜松市の私立・県立・国立中学校に通学する生徒、浜松市内に在住の中学生が基本となります⁹⁾。

対象者については、はまクル認定クラブが参加者の意欲や技能等を審査して選抜するような方法(セレクション等)は、地域クラブ活動の基本理念に沿わないため、認められません。ただし、活動場所の広さや指導者の配置人数等の安全面、平日の部活動との連携の面などの理由から、「〇〇中学校区の生徒を対象にする」等、学校や地域を限定して対象者を制限することは可能です。

7) 複数のはまクル認定クラブの活動に参加することは可能ですが、大会への参加については、大会主催者が定める規定や各クラブの方針等によって、出場できない場合も想定されます。クラブへの入会前に、各クラブ責任者へ確認をしてください。

8) はまクル認定クラブの活動は、中学生が対象の中心となることが基本ですが、小学生や高校生、大人も含めた幅広い年代の参加も可能です。

9) 浜松市外に在住する生徒の参加も可能ですが、本市がはまクル参加者を対象とした経済的支援等を行う場合は、その適用外となります。また、大会参加についても、主催団体の規定により、参加できない場合が想定されます。

(3) はまクル認定クラブの要件

本市では、次に示す5点をはまクル認定クラブの要件¹⁰⁾として定めています。

認定を希望する団体は、要件に関わる具体的な規定を団体規約や提出書類等に明記して申請することになります¹¹⁾。

※具体的な申請方法等については、**第2章2 はまクル認定クラブの運営をしたい方へ** (p.12) を参照してください。

〔要件1〕基本理念に沿った活動の目的及び活動計画

◎クラブ員や保護者が安心して活動に参加できるように、各クラブは基本理念である生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現に沿った活動の目的や活動計画が定められていること。

【要件1に関する具体的事項】

- 各クラブの活動目的は、選択する生徒や保護者にとって大変重要なものであるため、クラブ内での共通理解を図り、すべてのクラブ員が平等に活動できることを前提とした目的を設定します。
 - 活動計画では、定期的な練習日や年間の主な活動(参加する大会等)を示すこととします。
 - クラブ員の心身の成長に配慮し、クラブ員や保護者にとって過度な負担にならないよう、浜松市立中学校部活動運営方針に準じ、適切な活動時間や休養日を設定します。
 - クラブ員の多様な志向を尊重し、勝利至上主義とならないように活動を計画します。また、障がいの有無に関わらず、希望するクラブ員が参加できる安心で多様な活動を展開していくことを目指します。
 - 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守します。法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守します。
 - はまクルは、生徒が自主的、自発的に活動を選択できることが大原則です。各クラブは、生徒が多様な活動に参加できる機会を確保し、生徒に入会を強制したり退会を引き留めたりすることはできません。
- ※ 部活動にはない競技・種目やレクリエーション的な活動を実施する団体も、はまクル認定クラブとして活動することができます。

10) はまクル認定クラブの要件については、国が想定する「認定地域クラブ活動」の要件に基づき、国のガイドライン(スポーツ庁・文化庁 令和4年12月)、「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」(スポーツ庁 令和5年11月30日改定)、「子どもの権利とスポーツの原則」(日本ユニセフ協会 令和元年8月)、「浜松市立中学校部活動運営方針」(浜松市教育委員会 令和7年9月改正)を参考に作成しています。



国のガイドライン



スポーツ庁「スポーツ団体
ガバナンスコード」



ユニセフ「子どもの権利と
スポーツの原則」



浜松市立中学校部活動運営方針

11) はまクル認定クラブに関わる内容については、「浜松市地域クラブ認定要綱」にて定めています。

※この要綱については、ガイドライン策定時に公表します。

〔要件2〕複数の指導者や活動場所の確保等の指導体制

◎クラブ員が安全に活動できるように、各クラブは指導者や活動場所等を適切に確保し、持続可能な活動環境を構築できる体制が整うものであること。

【要件2に関する具体的事項】

- その競技・種目の指導実績や指導者資格等を有する者を、指導者として確保するように努めます。
- 活動を適切に運営できるよう、指導者以外に人管理体制の整備を行います。
- クラブ員の健康状態や気温等の環境を考慮して活動します。
- クラブの活動拠点（クラブ代表者の居住地及び主な活動場所）が浜松市内にあることとします。
- 活動場所については、主に中学校施設を使用します。拠点となる練習会場として想定している施設を明記し、安定した活動ができるような指導環境を整えます。
- 原則として2名以上の指導者を確保し、指導者不在で活動が滞ったり、安全面において目が行き届かなかったりすることがないようにします。

〔要件3〕コンプライアンス意識の徹底を図るための方策

◎各クラブは、活動の目的を理解したうえで、練習が過度な負担とならないように配慮するとともに、体罰、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の根絶に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るための方策が定められていること。

【要件3に関する具体的事項】

- 各クラブの指導者は、原則、本市が定める所定の研修を受講することとします。（研修内容についてはp.18参照）。指導者が所定の研修を受講していない場合は、はまクル認定クラブとしての活動を開始することができません。
 - 各クラブの代表者は、指導者や運営スタッフに対し、スポーツ協会等の研修会へ積極的に参加を促したり、自ら研修の機会を設定したりすることに努めます。
- ※ コンプライアンスに関する研修は、以下の内容が考えられます。
1. 体罰、暴力行為、セクハラ、パワハラについて
 2. 人種、障害、信条、性別、性的指向及び性自認、社会的身分等に基づく差別の禁止について
 3. SNSの適切な利用を含む交友関係（反社会的勢力との交際問題を含む）、社会常識について
 4. 不正行為の防止について（ドーピング等）
 5. スポーツ事故防止及び事故発生時に関する安全管理について
 6. その他の違法行為について（20歳未満の飲酒・喫煙、違法賭博、交通違反・事故等）
（スポーツ庁「スポーツ団体ガバナンスコード」p.11より）

〔要件4〕公正かつ適切な会計処理及び資金管理体制

◎各クラブは、営利を目的とした運営ではないことを前提に、会計処理及び資金管理を公正かつ適切に行うための実施体制が整っているものであること。

【要件4に関する具体的事項】

- 会計処理及び資金管理について、組織運営の透明性を確保するため、参加するクラブ員や保護者等の関係者に対する情報開示を適切に行います。
- 各クラブは、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等を設定し、規約に明記します。
- クラブ員や保護者に対して、入会の際に費用等に関する説明を行い、理解を得るように努めます。
- 財産の管理・運営については、個人の私的な口座ではなく、団体活動のための専用の口座を用い、財産を分別して管理・運営します。

〔要件5〕活動中のけがや賠償等のための保険への加入

◎各クラブは、クラブ員が安心して地域でのスポーツ・文化芸術活動に参加できるよう、指導者も含めて活動中のけがや賠償等のための保険へ加入すること。

【要件5に関する具体的事項】

- 加入する保険については、活動中のクラブ員同士のトラブルや万が一の事故等が起こった場合のことを十分に予測し、第一義的には管理責任が各クラブにあることを踏まえ、慎重に選定することが必要です。

(4) はまクル認定クラブの活動状況の調査・指導

はまクルの認定を受けた後、はまクル認定クラブとしての要件を満たしていないことが疑われる事由や、虚偽申告などの不適切な問題の発生等、本市が必要と判断した場合は、活動中の調査を行い、改善に向けての指導を行うことがあります。

(5) はまクル認定の取消

はまクル認定クラブの登録後、以下の内容に抵触した場合は、クラブの認定を取り消すこととします。

- ①クラブの運営や活動内容が著しく不相当と認められ、改善の指導に従わないとき
- ②クラブが組織的な違法行為を行い、活動を継続することが社会通念上著しく不相当と判断されるとき
- ③はまクル認定クラブ取消願書（第8号様式）の届出があったとき
- ④その他、クラブ活動を継続することが不相当と認められるとき

認定を取り消す場合は、はまクル認定クラブ取消通知書（第7号様式）を当該クラブ代表者に交付します。

3 はまクル認定クラブの活動指針

(1) 運営団体・実施主体

運営団体・実施主体¹²⁾ となりうるのは、中学校地域クラブ¹³⁾、県及び市スポーツ協会に加盟する各競技団体、合唱や音楽などの文化団体、NPO 法人、スポーツ少年団、総合型地域スポーツ・文化クラブ、協働センターで活動する地域団体、民間事業者などです。

また、市民や地域団体、民間事業者等が、新たに地域クラブ団体を創設し、はまクル認定クラブとして活動を開始することもできます。各団体は、持続可能な活動環境構築の観点から、法人格を取得して活動を運営することが考えられます。

本市は、生徒が豊かなスポーツ・文化芸術活動に親しむために、多様な団体はまクル認定クラブとして活動を展開できるような体制整備に努めます。

(2) 指導者

指導者は、はまクルの基本理念を理解し、各クラブで確保したスポーツ・文化芸術活動の有資格者や経験者、部活動指導の経験者、保護者等が担います。すべての活動において、体罰・言葉の暴力・性暴力・ハラスメントなどの行為を行うことは許されません。

報酬等については、国から示される費用負担の在り方等を参考に、各クラブで適切な金額を決定できることとします¹⁴⁾。はまクル認定クラブの指導や運営スタッフを希望する浜松市立学校の教職員については、教育委員会の許可を得て従事することができます¹⁵⁾。

本市では、「はまクル人材バンク¹⁶⁾」を設置し、県や市、競技団体、文化芸術団体等と連携し、希望するはまクル認定クラブへ指導者を派遣することができる体制整備を行います。また、はまクルの活動に従事する全ての指導者に対し、コンプライアンスに関する内容を中心に、適切な研修体制¹⁷⁾ を構築していきます。

各指導者には、クラブ員が充実した活動を行えるように、自ら研修の機会を確保して指導者としての研鑽を積むことが求められます。

(3) 活動内容（競技・種目、休養日、活動時間）

本市では、部活動に設置している競技・種目を中心に、設置していない競技・種目においても、クラブ員の多様なニーズに応じた活動ができるよう、活動環境の整備に努めます。

はまクルの活動については、クラブ員の心身の成長に配慮して、健康な生活を送れるよう、浜松市立中学校部活動運営方針に準じ、適切な活動時間や休養日を設定します。

12) 「運営団体」は地域クラブを統括する団体、「実施主体」は個別の地域クラブ活動を実際に行う団体を指します。「〇〇地区バレーボールクラブ」のように、運営団体と実施主体は同一の団体になる場合もあります。

13) 「浜松市立中学校部活動運営方針」による活動日や活動時間の制限を受け、休日に保護者や地域が主体となり、子供がスポーツ・文化活動に自主的に取り組む場を確保する目的として、令和元年度に設立しました。

14) 令和7年9月末現在、国では「部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議」にて、地域クラブ活動における費用負担の在り方等について検討しています。報酬の目安の1つとして、本市の部活動指導員（市会計年度任用職員）は時給1,600円となっています。なお、報酬を得る場合には、源泉徴収や確定申告等の税務処理に留意するようにしてください。

15) 具体的な申請方法等の要項や申請書類については、教職員向け校務支援システムに格納します。

16) 本市地域クラブ活動の人材バンクシステムについては、「はまクル人材バンク設置要綱」にて定めています。

17) 本市の指導者研修については、オンラインも含めた研修会や動画コンテンツの視聴等の方法で受講できるように準備を進めています。

- ・原則として土日のどちらか1日を休養日とします。(長期休業中も同様)
- ・大会参加等において、土日連続で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えます。
- ・クラブ員が在籍する中学校の行事や定期テスト、校区の地域行事等に配慮した計画を立てるようにしてください。
- ・1日の活動時間は、長くても3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的で効果的な活動を行います。(大会等はその限りではありませんが、クラブ員に過度な負担がかからないように配慮してください)

(4) 活動場所 (活動用具)

原則として市立中学校の施設を活動場所とします。休日の昼間は、学校教育活動に支障のない範囲で、はまクル認定クラブが市立中学校の施設を利用する場合の使用料を免除し、優先的に利用できるものとします。また、活動用具については、所定の借用願等で申請を行うことで、学校備品を使用できます¹⁸⁾。

はまクル認定クラブが、市立中学校の施設を使用する場合の予約や調整に関わる業務については、当面の間、当該中学校の教職員等が行うこととします。

なお、はまクル認定クラブが中学校施設以外の公共のスポーツ・文化施設を使用する場合には、他の一般団体と同様の手続きが必要です。

(5) 大会・コンクール等への参加

活動の成果発表の場である大会やコンクール等に参加することは可能です。参加にあたっては、クラブ員の主体的な選択により決定されるよう、十分留意します。大会によって参加対象者や指導者の条件が異なるため、事前に各種大会の参加規程や要項等を確認し、適切に対応する必要があります。

また、当面の間、平日の部活動は継続するため、中体連夏季大会などの一部大会は、部活動での参加も可能¹⁹⁾ ²⁰⁾ です。はまクル認定クラブか部活動のどちらで大会に参加するかは、クラブ員の希望を尊重しつつ、学校(部活動)とクラブ側で連携、調整が必要です。

(6) 費用

はまクル認定クラブの運営は、受益者負担を基本とします。クラブ員や保護者等の理解を得たうえで、活動の維持・運営に必要な範囲で、各クラブが可能な限り低廉な参加費等²¹⁾を設定します。

本市は、経済的に困窮する家庭に対し、参加費等について適切に支援を行う取組を進めています。

18) 学校施設の予約・調整、学校備品の借用の申請等の各種手続きについては、p.14を参照してください。

19) 平日の部活動での練習成果として、学校単位で大会に参加する場合は、これまで通り部活動顧問が引率・指導をすることとなります。(部活動として参加できる休日の大会については検討中)

20) 夏季休業中など、平日に大会が開催される場合、学校の教育活動に支障がない限り、はまクル認定クラブとして参加することができます。

21) 本市が令和5年9月に実施した「休日の部活動の地域移行に関する実態調査」では、地域クラブ活動における1か月の活動費(参加費等)について、小学生保護者、中学生保護者ともに「2,000円～4,000円程度が妥当」と回答した割合が5割程度となっています。

(7) 保険

クラブ員や指導者は、自身のけが等を補償する保険と個人賠償責任保険に加入します。自転車を使用する場合は、自転車保険に加入しているものとします。

また、団体保険や争訟対応に関わる保険の加入については、各クラブ及び参加者の判断とします。

なお、児童生徒がすでに加入している「浜松市学童等災害共済制度」については、クラブ名で団体登録し、補償の適用範囲とすることが可能です。

(8) 学校との連携

はまクル認定クラブと学校は、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、情報共有等を積極的に行い、生徒の望ましい成長を支援します。

特に、学校に設置されている部活動の競技・種目のクラブは、学校との密接な連携が求められます。はまクル認定クラブと部活動が共に参加が認められる大会の場合は、参加の仕方などについて、適切な時期に該当部活動の顧問等の教員と共通理解を図る機会を設けます。

また、はまクル認定クラブは、活動中のクラブ員同士のトラブル（いじめ²²⁾も含む)や事故等について、状況によっては保護者等の了承を得つつ、学校に情報提供を行います。

(9) 管理責任

はまクル認定クラブ団体及び各指導者には、活動時において「事故やけががないように安全に配慮する義務（安全配慮義務）」が生じています。もし活動中に、事故やけが、クラブ員同士のトラブル等が起こった場合は、各クラブの管理責任において適切に対応するとともに、保護者への連絡を確実にを行います。また、必要に応じて学校や警察等の関係機関と連携します。なお、クラブ員や保護者の個人情報の取り扱いについては、個人情報保護法に則り、適正を行います。

本市は、はまクル認定クラブの運営や創設に関わる相談窓口（p.22 参照）を設置し、各クラブや参加者及び保護者の相談体制を確立します。

22) 本市のいじめ対応については、「浜松市いじめ防止等のための基本的な方針」（浜松市教育委員会 令和7年4月改定）及び「いじめの理解と未然防止等のためのリーフレット」（浜松市教育委員会 令和6年9月）を参照してください。



浜松市いじめ防止等のための基本的な方針



いじめの理解と未然防止等のためのリーフレット

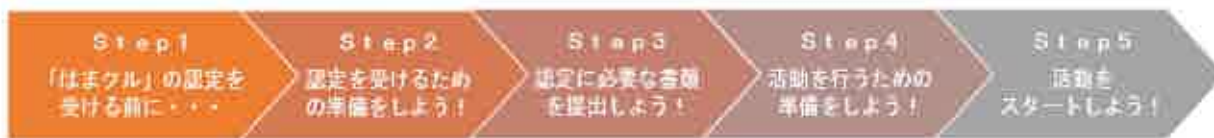
第2章 はまクルに参加するために

1 はまクルへの参加に向けての流れ



2 はまクル認定クラブの運営をしたい方へ

《はまクル認定クラブ設立の流れ》



・Step 1 「はまクル」の認定を受ける前に・・・

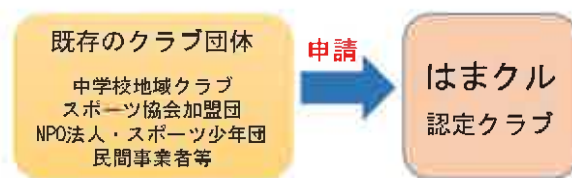
浜松市の子供たちのために、地域クラブを創設し、はまクルの認定を受けたいと思ったら、この「はまクルガイドライン」を読み、基本理念や活動指針について理解を深めましょう。設立パターンやクラブの形によって、設立までの流れは異なります。まずは、どのような形のクラブを創設したいのかを明確にし、設立までの流れのイメージをもつことが大切です。

Check! 設立パターン

① ゼロからはまクル認定クラブを設立

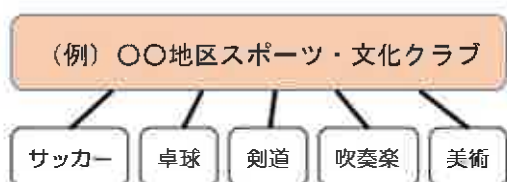


② 既存クラブからはまクル認定クラブへ移行

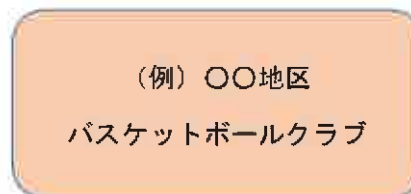


Check! クラブの形

① 運営団体が多くの実施主体を統括



② 運営団体と実施主体を兼ねる



次に、実際に運営や指導をする仲間を集めましょう。指導者の確保が難しい場合は、市の「はまクル人材バンク」に登録している指導者に依頼することも可能です。

Check! 指導者・運営スタッフの配置について

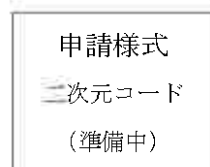
- はまクル認定クラブでは、代表者（指導者との兼務可）及び会計担当者（指導者との兼務可）、指導者を配置し、最低2名以上で構成することを原則とします。代表者は18歳以上（高校生は除く）の成人とします。
- 代表者、会計担当者以外に、クラブとして副代表、監査役等の役職を設置することは構いません。
- 浜松市立小・中・高等学校の教員が、クラブの代表者になることはできません。

- 生徒に技術指導等を行う指導者は2名以上を確保し、活動の際には、必ず1名の指導者がつくようにしてください。また、参加者の人数に応じて、見守りの運営スタッフ（保護者も可）を配置し、安全に活動できるように配慮してください。
- 複数の競技・種目のクラブを運営する場合（同一競技でも複数の地区で複数のクラブの運営を行う場合）には、運営責任者及び会計担当者は兼務することができます。指導者が複数のはまクル認定クラブで指導を行うことも可能です。
- はまクル認定クラブとして大会やコンクールに参加する場合は、指導者の審判資格の保持等、大会参加要件を事前に確認してください。
- クラブの代表者は、指導者確保において、平日の部活動を担当する教員を含め、指導を望まない方に参加を強いることがないよう十分に配慮してください。また、指導者の健康や生活等に支障がないことを常に確認するようにしてください。

・Step2 「はまクル」の認定を受けるための準備をしよう！

Check! 「はまクル」の認定を受けるために必要な書類について

- はまクル認定クラブ認定（更新）申請書（第1号様式）
- クラブで使用する金融機関の口座番号が分かる書類
※口座の開設は必須とし、個人の私的な口座で管理・運営を行うことはしないでください。（口座名にクラブ名もしくは運営団体名が記載されている口座を使用）
- クラブ員名簿（第2号様式）
※第2号様式は、申請時にクラブ員がいない場合は、指導者や運営スタッフのみの記載で構いません。
- クラブ規約
※クラブ規約については、作成にあたっての見本例があります。
- クラブ員及び指導者が保険に加入していることが分かる書類
※申請時にクラブ員がいない場合は、活動開始までに提出してください。



【必要に応じて】

- 中学校施設使用希望届（第3号様式）
※中学校施設を活動場所としたい場合
- 学童災害共済団体登録関係書類（浜松市学童等災害共済条例施行規則第2号様式）
※登録を申し込む場合

申請に関わる様式については、上記二次元コードからダウンロードできます。

・Step3 認定に必要な申請書類を提出しよう！

必要書類の準備が整ったら、はまクル事務局まで提出してください。提出は、メールまたは郵送で行います。

送付先 〒430-0929 浜松市中央区中央一丁目2-1 イーステージ浜松オフィス棟6階
浜松市教育委員会 学校・地域連携課 部活動地域展開グループ 宛
メールアドレス chiikitenkai@city.hamamatsu-szo.ed.jp

※書類の不備や訂正が必要な場合は、事務局よりクラブ代表者に連絡をします。

☆ 「はまクル認定クラブ」に認定！

申請書類の審査を行い、認定の可否については、クラブ代表者へはまクル認定（更新）結果通知書（第4号様式）を送付します。

認定後は、はまクル認定クラブであることを市民に周知するために、クラブが作成するたよりや活動着等には、右のロゴマークを使用することを推奨します。ロゴマークのデータについての情報は、はまクル登録完了通知書の送付時にお知らせします。（ロゴマークは本年度中に作成します。）



はまクルロゴマーク（例）

はまクル認定クラブへの申請については、令和8年4月より開始予定です。申請開始日等の情報については、市のホームページ等で周知していきます。

なお、認定期間は3年間とし、更新する場合は、はまクル認定クラブ認定（更新）申請書（第1号様式）にクラブ員名簿（第2号様式）を添えて提出することとします。

・Step 4 はまクル認定クラブとして、活動ができるように準備をしよう！

① クラブ員を集めよう

クラブの活動に参加する生徒を集めましょう。はまクルは、生徒が自主的・自発的に活動を選択できることが大原則です。よって、生徒に入会を強制したり退会を引き留めたりすることはできません。

Check! クラブ員の募集について

- 各はまクル認定クラブのプロフィールは、市ホームページ（ポータルサイト）に掲載します。
- クラブごとにチラシ等を作成し、配布や掲示をして周知をすることは可能です。作成物の掲示場所等には注意してください。
- 入会を検討している生徒や保護者のために、見学会や体験会等を開催することも考えられます。参加を検討している生徒が実際活動する場合は、体験会であっても保険に加入するようにしてください。

② 活動場所となる施設を予約し、活動に必要な道具を揃えよう

はまクル認定クラブは、休日（祝日含む）の昼間（8:00～17:00）について、中学校施設を無償かつ優先的に使用することができます。中学校施設の使用を希望する場合には、認定申請時に、中学校施設使用希望届（第3号様式）を提出してください。

なお、校舎内の使用については、セキュリティ等の面から、一部の学校は使用することができません。

Check! 学校施設の予約及び学校備品の使用について

- はまクルの活動場所として使用できるのは、中学校施設が基本となります。小学校施設は無償かつ優先使用の対象ではありません。
- 主な活動場所となる中学校施設については、中学校施設使用希望届（第3号様式）の提出があったクラブを対象に、はまクル事務局にて活動場所を決定します。
- 主な練習会場となる学校施設以外の施設も使用することは可能です。

- 学校施設の前予約から決定までの流れは、別紙マニュアル（現在準備中）を確認してください。
- 学校備品の使用について、使用したい備品の借用願を学校に提出し、学校長の許可のもと使用を認めることとします。
- 学校施設及び備品の破損、紛失等があった場合は、過失や故意に関わらず、速やかに当該校まで連絡をしてください。
- はまクル認定クラブの活動で使用する用具については、原則毎回持ち帰りとし、ただし、毎回の持ち運びが困難な大きな道具、重い道具等については、学校長の了承を得たうえで、学校施設での保管を認めます。

③ 活動開始時までには、クラブ員及び指導者は確実に保険へ加入しよう

認定申請時、もしくは活動開始までにクラブ員及び指導者の保険加入が証明できる書類を事務局まで提出してください。クラブ員や指導者が保険に加入していない状況では、活動をすることは認められません。

④ 保護者説明会等を開いて共通理解を図ろう

クラブの活動開始前には、参加する生徒の保護者を対象とした説明会等を開催しましょう。活動の方針や状況、会計処理等の情報については、保護者に理解してもらい、円滑な運営をしていくためにも、定期的に保護者会を開催するなどして報告することが望ましいです。また、定期的な保護者会でなくても、連絡ツールやたより等で活動の様子を情報発信していくことも、保護者の活動への安心感を高めるうえで有効です。

Check! 保護者説明会で伝えること

- 活動の目的
- 活動場所・活動計画・スケジュール
- 指導者
- 参加費等必要経費
- 保険
- 緊急時の対応

・Step5 活動をスタートしよう！

はまクルガイドラインを遵守し、安全かつ充実した活動ができるようにしてください。

また、クラブの運営は、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行ってください。

なお、認定申請時に提出した書類から、規約の内容や活動計画等、変更が生じた場合には、速やかにはまクル認定クラブ申請事項変更届（第5号様式）を提出してください。

Check! 次年度の5月末日までに提出が必要な書類

- はまクル認定クラブ活動報告書（第6号様式）
- 収支報告書（形式は任意）

Check! 大会やコンクール等に参加する場合

- 大会に参加する場合、クラブとして各競技協会等への登録が必要になる場合があります。
- 事前に各種大会の参加規程や要項等を必ず確認してください。参加者の条件や指導者の資格によっては、大会に参加することができない場合もあります。
- 大会への参加については、指導者の一方的な思いだけで決めるのではなく、参加者や保護者の考えを尊重し、了承を得て適切に参加できるようにします。
- 大会主催者からの依頼があれば、大会役員やスタッフの業務等、大会の運営に協力するようにしてください。

3 はまクル認定クラブに指導者、運営スタッフとして参加したい方へ

《はまクル人材バンクへの登録から決定まで》

はまクル認定クラブに指導者や運営スタッフとして関わりたい場合、2つの方法があります。

① クラブ代表者から直接依頼を受けて関わる場合

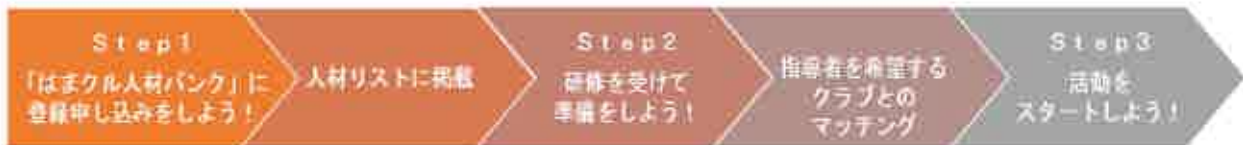
クラブの代表者と直接交渉をして、指導者や運営スタッフとなります。役割や報酬、参加頻度等、活動前に十分に話し合ったり、文書で示したりするなどして、契約上のトラブルにならないようにすることが大切です。代表者が指導者を兼ねることもできます。

クラブ員名簿（第2号様式）に記載した指導者は、指導者研修受講の把握等の理由から、市の地域クラブ活動人材バンクシステム「はまクル人材バンク」に登録を行います。

② 指導者等を希望するクラブに派遣されて関わる場合

事前に「はまクル人材バンク」に登録を行います。その後、指導者等を希望するはまクル認定クラブ側とのマッチングを行い、双方の合意のもと、指導するクラブを決定していきます。

以下の Step 1 からは、②の方法で指導者になるまでの流れを示しています。



・Step 1 「はまクル人材バンク」に登録申し込みをしよう！

活動に携わるために必要な資格等はありません。ただし、生徒理解、事故やトラブルへ対応する際に必要な知識や考え方などの知見を身に付けておくことが望ましいため、スポーツ協会や吹奏楽指導者協会等の指導者資格を取得することを推奨します。また、研修等への参加により指導者としての研鑽を積み、可能な限り資格取得に努めることが望まれます。

浜松市立小・中・高等学校の教員が、はまクル認定クラブの活動の指導や運営スタッフとして携わる場合は、勤務校の校長の了承を得たうえで、教育委員会に申請をする必要があります。

☆はまクル人材バンクのリストに掲載！

はまクル人材バンクに登録した情報は、本市のホームページ（ポータルサイト）上に、人材リストとして掲載されます。（掲載される情報は、個人情報に配慮し、限定した内容となります。）

指導者自身が、はまクル人材バンク専用のフォームへ必要事項を入力します（現在準備中）。必要に応じて、はまクル事務局から入力情報について確認することがあります。また、入力内容によっては、人材リストに登録ができない場合があります。

・Step2 所定の研修を受けて、準備をしよう！

はまクル認定クラブの代表者は、登録情報を確認し、依頼をしたい指導者がいる場合には、事務局に連絡をします。クラブ側が依頼したい場合でも、決定は指導者本人の意思が尊重されます。

はまクル認定クラブの指導者は、活動の開始時までには、本市指定の研修（研修動画の視聴等）を受講しなければなりません。また、中学生を指導する上でのコンプライアンスや競技指導力の向上に関わる研鑽を積むことが望ましいです。さらに、指導者資格の取得や救急救命講習の受講等も、参加者の安心・安全な活動につながります。

Check! 指導する前に受講しておくべき研修内容

(★…本市作成の研修動画に掲載)

- 中学生の指導にあたり配慮すべき事項★
- けがの予防や事故の防止★
- 熱中症予防★
- 体罰・ハラスメントの防止★
- 緊急対応等のリスクマネジメント★
- 競技・種目の指導力向上

☆指導者を希望するクラブとのマッチング！

指導者を希望するクラブからの依頼があった場合、はまクル事務局が仲介し、クラブ側と指導者の面談の機会を設けます。両者の合意ができれば当該クラブの指導者として契約することができます。不成立の場合は、他のクラブからの依頼を引き続き待つこととなります。

・Step3 指導者、運営スタッフとして活動をスタートしよう！

クラブ代表者の指示のもと、活動での指導をスタートします。地域クラブ活動の基本理念やクラブの方針に沿った指導が求められます。

Check! 活動中の指導について

- 指導者等は、実技指導のほか、安全・傷害予防に関する知識・技能の指導、大会等の引率、用具の点検・管理、保護者との連絡など、多様な職務に従事します。そのため、できるだけ幅広い知識や技能の習得に努めてください。
- 各競技・種目の指導者資格は必須ではありませんが、専門的な指導や事故、トラブル等の適切な対応を行うために、資格の取得に努めることを推奨します。
- 体罰、暴言や暴力、ハラスメントなどの行為を絶対に行ってははいけません。指導にあたる際には、意見表明権を含む生徒の基本的な人権（意思の尊重）などの権利擁護の観点に留意してください。
- 活動中は、常にクラブ員の安全を確保し、練習等が過度な負担にならないよう徹底してください。特に熱中症等の対策は万全に行い、休養と水分補給の時間を確実に設定してください。
- 気温や気象等の状況に十分留意して活動してください。特に暴風雨や落雷の危険性がある場合は、活動を直ちに切りやめ、クラブ員の安全を確保してください。

- クラブ員間で事故やトラブルがあった場合は、速やかに適切な対応をとるようにしてください。クラブ員の命を守ることを最優先に、緊急事態の場合は、躊躇なく警察や消防等への通報を行ってください。また、クラブ員間でいじめや暴力等があった場合、状況によっては保護者の了承を得つつ、クラブ員の在籍校への情報共有を行うようにしてください。

(事故の防止やクラブ員の健康管理については p. 22)

☆はまクル人材バンクリストからの削除

はまクル人材バンクに登録されている指導者や運営スタッフに、触法行為や不適切な指導等があった場合は、人材バンクリストから削除され、該当する指導者や運営スタッフは、はまクル認定クラブの活動に携わることができなくなります。

4 はまクル認定クラブの活動に参加したい生徒、保護者の方へ

《参加までの流れ》



・Step 1 参加したい「はまクル認定クラブ」を探そう！

休日の過ごし方を考え、はまクル認定クラブの活動に参加したい場合は、市ホームページ（ポータルサイト）に掲載されているはまクル認定クラブの中から、希望に合うものを探しましょう。どのクラブに参加するかは、クラブの方針、活動場所への移動手段、参加費等を考慮し、家庭で相談して決定しましょう。

Check! はまクル認定クラブを探す方法

- 本市ホームページ（ポータルサイト）から団体プロフィールを閲覧します。
アドレス：[https://www・・・](https://www...)（現在準備中）

・Step 2 参加したいクラブと連絡を取ろう！

参加したいはまクル認定クラブが決まったら、各家庭から直接クラブ担当者に連絡を取り、入会や体験希望の意思を伝えます。

Check! はまクル認定クラブと連絡を取る方法

- 市ホームページ（ポータルサイト）の「はまクル認定クラブリスト」に記載の方法で連絡をします。
※各クラブによって、連絡方法は異なります。

・Step 3 参加したいクラブに入会しよう！

クラブへの入会前には、必要に応じてクラブ担当者との面談や活動の見学・体験を行い、以下の項目を確認した上で、入会を決めましょう。

Check! 事前に確認すべき内容例

- 活動の目的
- 活動場所・活動計画・スケジュール
- 指導者
- 参加費等必要経費
- 保険
- 緊急時の対応

Check! はまクル認定クラブの参加費等について、支援を受けたい場合

- ・経済的に困窮する世帯の生徒で、はまクルの活動に参加したい場合の支援については、その在り方を現在検討中です。

※支援の詳細については、対象の世帯に別途通知します。

・Step4 活動をスタートしよう！

参加する皆さんは、「仲間と活動を楽しみたい」、「技術を向上させたい」など、ぜひ自分なりの目標をもち、過度な負担にならないよう活動に取り組んでください。もし、活動中にトラブルがあった場合は、保護者や指導者に相談するなど、決して一人で悩むことがないようにしてください。

第3章 その他

1 事故の防止やクラブ員の健康管理

はまクル認定クラブの活動を安全に行うために、各クラブは、活動中や移動中における各種事故の防止及びクラブ員の健康管理に十分注意して、活動を行う必要があります。

特に熱中症の防止のため、暑さ指数（WBGT）31℃以上の場合は原則運動を中止してください。また、屋外での活動において、天候の急変や落雷の危険を感知した際には、すぐに活動を中止し、安全な場所に避難するようにしてください。

事故の防止や参加者の健康管理に関する資料を二次元コードにて掲載します。クラブの指導者及び運営スタッフは必ず目を通し、緊急時の対応についての共通理解を図るようにしてください。



スポーツ事故防止ハンドブック
(独立行政法人日本スポーツ振興センター)



119救急ガイド
(浜松市消防局)

2 はまクルガイドラインの見直し

国のガイドライン等の改定内容やはまクル認定クラブの運営状況によって、本ガイドラインの見直しを、必要に応じて行うこととします。

3 問い合わせ先

「休日の部活動の地域展開」について、ご不明な点やご質問等がありましたら、下記にご連絡ください。また、はまクルの認定手続きや認定クラブへの参加等についての相談も随時受け付けています。

浜松市教育委員会 学校・地域連携課 部活動地域展開グループ

TEL : 053-457-2405

E-mail : chiikitenkai@city.hamamatsu-szo.ed.jp

(あて先)
浜松市教育委員会

令和 年 月 日

様式(案)

申請者

令和 年度 はまクル認定クラブ認定(更新)申請書

下記のとおり、はまクル認定クラブの要件を確認のうえ、遵守事項(第1号様式一2)、活動計画書(第1号様式一3)、クラブ員名簿(第2号様式)、クラブ規約を添えて申請いたします。

記

| 新規認定 | | 更新 | | どちらかに○をつける | | | | |
|--|-----------------------|----|------|------------|------|---|------|---|
| クラブの名称 | | | | | | | | |
| 活動種目 | | | | 男・女・男女 | | | | |
| 代表者氏名 | | | | | | | | |
| 主な活動場所 | | | | | | | | |
| 認定を受けようとする期間 | 始 | 年 | 月 | 日 | ～終 | 年 | 月 | 日 |
| 代表者連絡先・住所 | 連絡先 自宅： | | 携帯： | | | | | |
| | ※ホームページに掲載する連絡先に○をつける | | | | | | | |
| | 自宅 | | 携帯電話 | | mail | | 掲載不可 | |
| mail アドレス： | | | | | | | | |
| 住所 | | | | | | | | |
| 活動目的 | | | | | | | | |
| 指導者数 <small>※未定の場合は「マッチング希望」と記入</small> | 名 | | | | | | | |
| クラブ員の募集対象範囲 | | | | | | | | |
| 参加費等 | 月額 | 円 | 年間 | 円 | | | | |
| 金融機関・口座番号 | 金融機関・店名 | | | | | | | |
| | 口座名義 | | | | | | | |
| | 口座番号 | | | | | | | |
| 備考・その他 | | | | | | | | |

※ はまクル認定クラブの認定期間は、3年間を上限とする。

※ 主な活動場所については、希望が重複した場合、必ずしも記載した活動場所が使用できるわけではない。

(あて先)
浜松市教育委員会

令和 年 月 日

申請者

令和 年度 はまクル認定（更新）申請書

下記のとおり、はまクル加盟クラブ遵守事項を確認のうえ、はまクル加盟クラブ遵守事項（第1号様式-2）、運営団体クラブ規約と、実施主体ごとのはまクル活動計画書（第1号様式-3）、クラブ員名簿（第2号様式）を添えて、はまクルの認定（更新）を申請いたします。

記

| 新規認定 | | 更新 | | | どちらかに○をつける | | | | |
|---------------|-----------|-----------------------|----|----|------------|--|------|--|--|
| 運営団体の名称 | | | | | | | | | |
| 活動目的 | | | | | | | | | |
| 運営団体代表者氏名 | | | | | | | | | |
| 運営団体代表者連絡先・住所 | | 連絡先 自宅： | | | 携帯： | | | | |
| | | ※ホームページに掲載する連絡先に○をつける | | | | | | | |
| | | 自宅 | | | 携帯電話 | | mail | | |
| | | mail アドレス： | | | | | | | |
| | | 住 所 〒 | | | | | | | |
| 認定を受けようとする期間 | | 始 年 月 日～終 | | | 年 月 日 | | | | |
| 実施主体の名称 | 種目 | 指導者数 | 会費 | 性別 | | | | | |
| | クラブ員の募集対象 | 名 | 月 | 円 | 選択 | | | | |
| 実施主体の名称 | 種目 | 指導者数 | 会費 | 性別 | | | | | |
| | クラブ員の募集対象 | 名 | 月 | 円 | 選択 | | | | |
| 実施主体の名称 | 種目 | 指導者数 | 会費 | 性別 | | | | | |
| | クラブ員の募集対象 | 名 | 月 | 円 | 選択 | | | | |
| 金融機関・口座番号 | 金融機関・店名 | | | | | | | | |
| | 口座名義 | | | | | | | | |
| | 口座番号 | | | | | | | | |
| 備考・その他 | | | | | | | | | |

- ※ はまクル加盟クラブの認定期間は、3年間を上限とする。
- ※ 主な活動場所については、施設利用委員会で決定するため、必ずしも記載した活動場所が使用できるわけではない。
- ※ 実施主体の欄が足りない場合は、行を増やすなどして調整する。

遵守事項

以下の項目がクラブ規約または申請書類に記載されているか確認し、☑チェックをしてください。

| | 項目 | チェック |
|-------------------|---|--------------------------|
| 第2条第1項1号 【要件1】 | クラブ員や保護者が安心して活動に参加できるように、各クラブは基本理念であるクラブ員の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現に沿った活動の目的や活動計画を明確に示している。 | <input type="checkbox"/> |
| | 各クラブの活動目的は、選択する生徒や保護者にとって大変重要なものであるため、クラブ内での共通理解を図り、すべてのクラブ員が平等に活動できることを前提とした目的を設定している。 | <input type="checkbox"/> |
| | 活動計画では、定期的な練習日や年間の主な活動（参加する大会等）を示している。 | <input type="checkbox"/> |
| | クラブ員の心身の成長に配慮し、クラブ員や保護者にとって過度な負担にならないよう、浜松市立中学校部活動運営方針に準じ、適切な活動時間や休養日を設定している。 | <input type="checkbox"/> |
| | クラブ員の多様な志向を尊重し、勝利至上主義とならないように活動を計画している。また、障がいの有無に関わらず、希望するクラブ員が参加できる安心で多様な活動を展開していくことを目指している。 | <input type="checkbox"/> |
| | 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守している。法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守している。 | <input type="checkbox"/> |
| | 活動において、クラブ員が自主的、自発的に活動を選択でき、クラブ員が多様な活動に参加できる機会を確保するために、生徒に入会を強制したり退会を引き留めたりすることはしない。 | <input type="checkbox"/> |
| 第2条第1項2号 【要件2】 | クラブ員が安全に活動できるように、指導者や活動場所等を適切に確保し、持続可能な活動環境を構築できる体制を整えている。 | <input type="checkbox"/> |
| | その競技・種目の指導実績や指導者資格等を有する者を、指導者として確保するように努めている。（はまクル人材バンクを通して指導者を希望する場合も可） | <input type="checkbox"/> |
| | 活動を適切に運営できるよう、指導者以外に人員体制の整備を行っている。 | <input type="checkbox"/> |
| | クラブ員の健康状態や気温等の環境を考慮して活動することとしている。 | <input type="checkbox"/> |
| | クラブの活動拠点（クラブ代表者の居住地及び主な活動場所）が浜松市内である。 | <input type="checkbox"/> |
| | 主な練習会場として想定している施設を第1号様式に明記し、安定した活動ができるよう環境を整えている。 | <input type="checkbox"/> |
| | 原則として2名以上の指導者を確保し、指導者不在で活動が滞ったり、安全面において目が行き届かなかったりすることがないように活動を行うこととしている。 | <input type="checkbox"/> |

| | | |
|-------------------|--|--------------------------|
| 第2条第1項3号 【要件3】 | 活動の目的を理解したうえで、練習が過度な負担とならないように配慮するとともに、体罰、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の根絶に向けたコンプライアンス意識の徹底を図っている。 | <input type="checkbox"/> |
| | クラブの代表者は、指導者に対して、原則、本市が定める所定の研修を受講させることとしている。 | <input type="checkbox"/> |
| | スポーツ協会等の研修会へ積極的に参加を促したり、自ら研修の機会を設定したりすることに努めている。 | <input type="checkbox"/> |
| 第2条第1項4号 【要件4】 | 営利を目的とした運営ではないことを前提に、会計処理及び資金管理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備している。 | <input type="checkbox"/> |
| | 会計処理及び資金管理について、組織運営の透明性を確保するため、参加するクラブ員や保護者等の関係者に対する情報開示を適切に行うこととしている。 | <input type="checkbox"/> |
| | 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等を設定し、規約に明記している。 | <input type="checkbox"/> |
| | 参加するクラブ員や保護者に対して、入会の際に費用等に関する説明を行い、理解を得るように努めている。 | <input type="checkbox"/> |
| | 財産の管理・運営については、個人の私的な口座ではなく、団体活動のための専用の口座を用い、財産を分別して管理・運営している。 | <input type="checkbox"/> |
| 第2条第1項5号 【要件5】 | クラブ員が安心して地域でのスポーツ・文化芸術活動に参加できるよう、指導者も含めて活動中のけがや賠償等のための保険へ加入することとしている。 | <input type="checkbox"/> |
| | 加入する保険については、活動中のクラブ員同士のトラブルや万が一の事故等が起こった場合のことを十分に予測し、第一義的には管理責任が各クラブにあることを踏まえ、慎重に選定している。 | <input type="checkbox"/> |

年 月 日

活動計画書

クラブの名称 ()

事業計画 (指導計画)

| 活 動 計 画 | | | | | |
|---------|----------|--|-----|----------|--|
| 4月 | 日 | | 10月 | 日 | |
| | 日 | | | 日 | |
| | 日 | | | 日 | |
| | 日 | | | 日 | |
| | 日 | | | 日 | |
| | 実施予定回数 回 | | | 実施予定回数 回 | |
| 5月 | 日 | | 11月 | 日 | |
| | 日 | | | 日 | |
| | 日 | | | 日 | |
| | 日 | | | 日 | |
| | 日 | | | 日 | |
| | 実施予定回数 回 | | | 実施予定回数 回 | |
| 6月 | 日 | | 12月 | 日 | |
| | 日 | | | 日 | |
| | 日 | | | 日 | |
| | 日 | | | 日 | |
| | 日 | | | 日 | |
| | 実施予定回数 回 | | | 実施予定回数 回 | |
| 7月 | 日 | | 1月 | 日 | |
| | 日 | | | 日 | |
| | 日 | | | 日 | |
| | 日 | | | 日 | |
| | 日 | | | 日 | |
| | 実施予定回数 回 | | | 実施予定回数 回 | |
| 8月 | 日 | | 2月 | 日 | |
| | 日 | | | 日 | |
| | 日 | | | 日 | |
| | 日 | | | 日 | |
| | 日 | | | 日 | |
| | 実施予定回数 回 | | | 実施予定回数 回 | |
| 9月 | 日 | | 3月 | 日 | |
| | 日 | | | 日 | |
| | 日 | | | 日 | |
| | 日 | | | 日 | |
| | 日 | | | 日 | |
| | 実施予定回数 回 | | | 実施予定回数 回 | |

令和 年度

クラブ員名簿

| クラブ名 | | | | | | | |
|-----------------|-----------|------|-----------------|-----|-----|--------------------|-----|
| 役職 | (ふりがな) 氏名 | | 住所 | | | 連絡先 ※昼間連絡が取れる番号 | |
| 代表者 | () | | | | | | |
| 会計 担当者 | () | | | | | | |
| 指導者 ① | () | 資格 | 指導者 ② | () | 資格 | 指導者 ③ | () |
| 運営 スタッフ ① | () | | 運営 スタッフ ② | () | | 運営 スタッフ ③ | () |
| 運営 スタッフ ④ | () | | 運営 スタッフ ⑤ | () | | 運営 スタッフ ⑥ | () |
| No. | 氏名 | ふりがな | 所属校 | 学年 | 居住地 | 備考 | |
| 1 | | | | | 〇〇町 | | |
| 2 | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | |
| 11 | | | | | | | |
| 12 | | | | | | | |
| 13 | | | | | | | |
| 14 | | | | | | | |
| 15 | | | | | | | |
| 16 | | | | | | | |
| 17 | | | | | | | |
| 18 | | | | | | | |
| 19 | | | | | | | |
| 20 | | | | | | | |

- ※ 指導者、運営スタッフ、クラブ員の欄が足りない場合は、行を増やすなどして調整する。
- ※ 代表者と会計担当者は兼務することができない。
- ※ 指導者の資格欄には、スポーツ協会や吹奏楽指導者協会等の指導者資格を有している場合は○を記入する。
- ※ 運営スタッフとは、活動の準備や片付け、活動中の見守りなど、クラブ員をサポートする役割である。
- ※ 名簿に必要な情報を得る際は、個人情報の取扱いについて十分注意する。
- ※ クラブ員の入退会が生じた際は、その都度本紙を提出し、報告する。

中学校施設使用希望届

活動場所として希望する中学校施設

| 希望 順位 | 中学校名 | 曜日 | 時間 | 学校施設 ※学校施設を利用する団体のみ記載 |
|----------|------|-----|-------|--|
| 1 | | 土・日 | AM・PM | 体育館・運動場 武道場（柔剣道場） テニスコート・音楽室 その他（ ） |
| 2 | | 土・日 | AM・PM | 体育館・運動場 武道場（柔剣道場） テニスコート・音楽室 その他（ ） |
| 3 | | 土・日 | AM・PM | 体育館・運動場 武道場（柔剣道場） テニスコート・音楽室 その他（ ） |
| 4 | | 土・日 | AM・PM | 体育館・運動場 武道場（柔剣道場） テニスコート・音楽室 その他（ ） |
| 5 | | 土・日 | AM・PM | 体育館・運動場 武道場（柔剣道場） テニスコート・音楽室 その他（ ） |

※ 本届出書は中学校施設の利用を確約するものではない。

※ 中学校施設の利用に関しては、中学校及び他クラブとの調整により決定するものとする。

※ クラブ員が所属する中学校施設から選択・記入することとする。

年 月 日

様

浜松市長

印

活動場所決定通知書

活動場所について、はまクル施設利用要項の規定に基づき決定しましたので通知します。

記

〇〇〇中学校 体育館

令和8年度は、令和8年9月1日から令和9年3月31日までの使用を認める。

令和 年 月 日

申請者 _____ 様

浜松市教育委員会

はまクル認定クラブ認定（更新）結果通知書

（認定の場合）

_____年 月 日付 で申請のあった下記団体について、浜松市地域クラブ認定要綱の規定に基づき、はまクル認定クラブとして認定しましたので通知します。

（不認定の場合）

_____年 月 日付 で申請のあった下記団体について、浜松市地域クラブ認定要綱の規定に基づき、はまクル認定クラブとして認定しないこととしましたので通知します。

記

団体 _____ ○○○○○○クラブ

認定期間

始 _____年 月 日～ 終 _____年 月 日

（不認定の場合）

不認定の理由

※記入上の注意：どの要件を充足しないのか明示するとともに、判断の基礎となった事実を記入すること。

【事務局】〒430-0929

浜松市中央区中央一丁目2-1

イーステージ浜松オフィス棟6階

浜松市教育委員会学校教育部学校・地域連携課

TEL 053-457-2405

(あて先) 浜松市教育委員会

団体名称：

代表者氏名：

はまクル認定クラブ申請事項変更届

認定を受けた内容に変更が生じたため、浜松市地域クラブ認定要綱第5条の規定に基づき、必要書類を添えて、次のとおり届出ます。

1 変更項目および内容

| 変更項目 | 変更内容 |
|------|-------|
| | (変更前) |
| | (変更後) |
| | (変更前) |
| | (変更後) |

2 変更の理由

3 変更年月日

【必要書類】

- ❖ 規約（変更が生じた場合のみ）
- ❖ クラブ員名簿（第2号様式 ※変更が生じた場合のみ）

はまクル認定クラブ活動報告書

クラブの名称 ()

| 活 動 の 詳 細 | | | | | |
|-----------|---|------|------|---|------|
| 活動日数 | | 活動内容 | 活動日数 | | 活動内容 |
| 4 | 日 | | 10 | 日 | |
| 月 | | | 月 | | |
| 5 | 日 | | 11 | 日 | |
| 月 | | | 月 | | |
| 6 | 日 | | 12 | 日 | |
| 月 | | | 月 | | |
| 7 | 日 | | 1 | 日 | |
| 月 | | | 月 | | |
| 8 | 日 | | 2 | 日 | |
| 月 | | | 月 | | |
| 9 | 日 | | 3 | 日 | |
| 月 | | | 月 | | |

年 月 日

様

浜松市教育委員会

はまクル認定クラブ取消通知書

浜松市地域クラブ認定要綱の規定に基づき、貴クラブの認定を取り消しましたので、次のとおり通知します。

| | |
|-----------------|--|
| 認定を取り消す クラブ名 | |
| 認定を取り消す 年月日 | |
| 認定を取り消す理由 | |

【事務局】〒430-0929

浜松市中央区中央一丁目2-1

イーステージ浜松オフィス棟6階

浜松市教育委員会学校教育部学校・地域連携課

TEL 053-457-2405

(あて先) 浜松市教育委員会

団体名称：

代表者氏名：

はまクル認定クラブ取消願書

はまクル認定クラブの取り消しについて、浜松市地域クラブ認定要綱の規定に基づき、次のとおり申請します。

| | |
|---------|--|
| クラブ名 | |
| 認定取消年月日 | |
| 理由 | |

浜松市「休日の部活動の地域展開」に関するガイドライン(案)

令和7(2025)年10月

発行:浜松市

編集:浜松市教育委員会学校・地域連携課

〒430-0929 浜松市中央区中央一丁目2-1

イーステージ浜松オフィス棟6階

TEL:053-457-2405

浜松市「休日の部活動の地域展開」に関するガイドライン（案）【概要版】

※記載内容については、今後の検討や来年度の予算の状況によって、変更・修正する可能性があります。

部活動改革の背景

- 少子化の進展や学校の働き方改革の推進により、これまでと同様の学校部活動の組織が困難
- 国の方針として、部活動の意義を継承・発展させた、新たな価値を創出する地域クラブ活動へ展開

スケジュール

- **令和8年9月以降、浜松市立中学校の休日部活動は地域クラブ活動へ移行**
- ※令和8年8月末で休日の部活動は原則終了(休日開催の一部大会については、学校部活動としての参加が可能)
- ※平日の学校部活動は継続、休日の移行が円滑に進んだ後に検討
- ※地域クラブの体制が整わない場合は、部活動指導員による部活動を経て地域クラブ活動へ移行

市が目指す地域クラブ活動 = 「はまクル」

基本理念 ○ 「生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現」と「持続可能な活動環境の構築」

ターゲット ○ 「活動を楽しみたい」、「上手になりたい」、「仲間や地域の方との交流を深めたい」という目的をもつ生徒

※勝利至上主義的な活動にならないよう、十分な配慮が必要

運営 ○ 営利を目的とした運営ではなく、できる限り低廉な参加費等を設定し、どの生徒も参加できるようにする

「はまクル」の趣旨に沿って市が定める要件を規約に明記して申請した団体やクラブ = 「**はまクル認定クラブ**」として登録

「はまクル認定クラブ」の概要

参加対象者

- 浜松市立中学校に在籍する生徒、浜松市の私立・県立・国立中学校に通学する生徒、浜松市内に在住の中学生が基本
- 希望するすべての生徒が参加可能 = 意欲や技能等を審査して選抜する方法(セレクション等)は禁止
- ※安全面、平日部活動との連携等の理由から、学校や地域を限定して対象者を制限することが可能
- 中学生を対象の中心に小学生や高校生、大人も含めた幅広い年代の参加が可能

5つの認定要件

| | |
|-------------------------|-------------------------|
| [1]基本理念に沿った活動の目的及び活動計画 | [4]公正かつ適切な会計処理及び資金管理体制 |
| [2]複数の指導者や活動場所の確保等の指導体制 | [5]活動中のけがや賠償等のための保険への加入 |
| [3]コンプライアンス章の徹底を図るための方策 | |

9つの活動指針

| 1. 運営団体・実施主体 | 2. 指導者 | 3. 活動内容(競技・種目、休養日、活動時間) |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・運営団体・実施主体は、中学校地域クラブ、スポーツ協会加盟団体、NPO法人、スポーツ少年団、総合型地域スポーツ・文化クラブ、民間事業者等を想定 ・市民や地域団体、民間事業者等が、新たに団体を創設し、「はまクル認定クラブ」して活動を開始することも可能 | <ul style="list-style-type: none"> ・指導者は、スポーツ・文化芸術活動の有資格者や経験者、保護者等を想定 ・報酬等は、各クラブで適切な金額を決めることが可能 ・指導を希望する浜松市立学校教員は、教育委員会の許可を得て従事することが可能 ・「はまクル人材バンク」を設置し、適切な研修体制を構築 | <ul style="list-style-type: none"> ・部活動に設置していない競技・種目、文化活動等、多様なニーズに応じたクラブ活動が可能 ・浜松市立中学校部活動運営方針に準じた活動 ・原則として土日どちらか1日を休養日に設定 ・1日の活動時間は3時間程度(大会等はその限りではない) |
| 4. 活動場所(活動用具) | 5. 大会・コンクール等への参加 | 6. 費用 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・原則として市立中学校の施設を活動場所に設定 ・休日の屋間は、学校教育活動に支障のない範囲で、無償かつ優先的に使用 ・学校備品の使用が可能(所定の借用等で申請) ・中学校以外の公共施設を使用する場合は、他の一般団体と同様の手続きが必要 | <ul style="list-style-type: none"> ・活動の成果発表の場である大会やコンクール等は、クラブ員の主体的な選択により参加することが可能 ・中体連夏季大会など一部大会は部活動での参加が可能 ・はまクル認定クラブが部活動のどちらで大会に参加するかについては、クラブ員の希望を尊重しつつ、学校(部活動)とクラブ側で連携、調整が必要 | <ul style="list-style-type: none"> ・受益者負担を基本とし、クラブ員や保護者等の理解のうえで、活動の維持・運営に必要な範囲で、各クラブが可能な限り低廉な参加費等を設定 ・経済的に困難な家庭に対し、参加費等について適切に支援を行う取組を推進 |
| 7. 保険 | 8. 学校との連携 | 9. 管理責任 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・クラブ員や指導者は、自身のけが等を補償する保険と個人賠償責任保険に加入 ・自転車利用者は自転車保険への加入が必須 ・団体保険や争訟対応に関わる保険加入は各クラブ及び参加者の判断 ・「浜松市学童等災害共済制度」の団体登録も可能 | <ul style="list-style-type: none"> ・クラブと学校は、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解や情報共有を積極的に実施 ・特に学校に設置されている部活動の競技・種目のクラブは、大会の参加等、学校との密接な連携が必要 ・活動中のクラブ員同士のトラブルや事故等について、保護者の了承を得つつ、学校に適切な情報を提供 | <ul style="list-style-type: none"> ・各クラブ及び指導者の活動時における安全配慮義務 ・活動中に起こった事故やけが、トラブルは、各クラブの管理責任において適切に対応 ・はまクル事務局内に、クラブの運営や創設に関する相談窓口を設置 |

はまクル認定クラブの活動開始まで

はまクル認定クラブの運営をしたい方

| | |
|--------------------|--|
| 指導者・スタッフの配置 | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 代表者(指導者との兼務可)及び会計担当者(指導者との兼務可)、指導者を配置し、最低2名以上で構成 ◇ 指導者が複数のはまクル認定クラブでの指導を行うことも可能 ◇ 代表者は、平日の部活動を担当する教員も含め、指導を望まない方に参加を強いることがないように十分に配慮 |
| 申請に必要な書類 | <ul style="list-style-type: none"> ◇ はまクル認定クラブ認定(更新)申請書(第1号様式) ◇ クラブ員名簿(第2号様式) ◇ クラブ規約 ◇ クラブで使用する金融機関の口座番号が分かる書類 ◇ クラブ員及び指導者の保険加入が分かる書類 <p>※令和8年4月中旬より、認定申請開始予定</p> |

はまクル認定クラブに指導者として参加したい方

| | |
|----------------------|---|
| 指導者として活動する条件等 | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 「クラブ代表者からの直接依頼」と「指導者等を希望するクラブに人材バンクを通じて派遣」の2つの方法で指導可能 ※どちらの場合も「はまクル人材バンク」に登録することが必須 ◇ 指導者として必要な資格等は特にないが、各種指導者資格の取得は推奨 ◇ すべての指導者は、活動の開始までに本市指定の研修(主に研修動画の視聴)を受講することが必須 |
| 活動中の指導 | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 体罰、暴言や暴力、ハラスメント等の行為の禁止 ◇ 暴風雨や落雷の危険性がある場合は活動中止 ◇ 休養と水分補給の時間を確実に設定 ◇ 緊急事態の場合は、躊躇なく警察や消防等へ通報 |

はまクル認定クラブの活動に参加したい生徒、保護者の方

| | |
|-------------|--|
| 参加方法 | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 市ホームページ(ポータルサイト)で各クラブの活動方針、活動場所、参加費等を確認 ◇ 各家庭から直接クラブ担当者に、入会や体験・見学の意思を連絡 |
|-------------|--|

問い合わせ先 浜松市教育委員会 学校・地域連携課 部活動地域展開グループ
 TEL 053-457-2405 E-mail:chiikitenkoi@city.hamamatsu-szo.ed.jp

浜松市が目指す 地域クラブ活動 『はまクル』始動

2026年9月より
休日の学校部活動は地域クラブ活動に変わっていきます



浜松市では、すべての中学生が安心して
スポーツや文化芸術活動を続けていける環境を目指し、
地域の人たちで運営し、中学生がだれでも参加できる
地域クラブ活動「はまクル」を推進していきます。

まずは休日から。

一人一人がやりたい活動を思いきり楽しみ、
上手になりたい人は力を伸ばし、
仲間とのキズナや地域の人たちとのつながりを深めていく。
そんな、ワクワクする地域クラブをみんなでつくっていきます。



お知らせ

『浜松市「休日の部活動の地域展開」に関するガイドライン』(案)を
2025年10月24日(金)に公表しました。

[運称「はまクルガイドライン」](#)



概要版



全文

ロードマップ

準備期間

～2026年3月

- ▶ 制度の周知や申請方法のご案内
- ▶ 団体・指導者は申請・登録の準備

申請期間(予定)

2026年4月～

- ▶ 「はまクル認定クラブ」の申請受付開始
- ▶ 指導希望者は「はまクル人材バンク」へ登録
- ▶ 参加を希望する生徒の入会受付開始

移行開始

2026年9月～

- ▶ 学校の休日部活動は原則終了
- ▶ はまクル認定クラブの活動開始

なぜ休日の学校部活動が 地域クラブの活動に変わるの



これまでの部活動は、学校の先生が中心となって指導をしてきました。しかし、少子化の影響で生徒数が減り、チームをつくるのが難しくなったり、先生の負担が大きくなってきたりと、今の形のまま続けるのが難しくなってきました。

そこで浜松市では、部活動のよさを残しつつ、休日については学校の部活動の枠にとらわれず、みなさんがスポーツや文化芸術活動に継続的に取り組むことができる環境をつくっていくこととしました。これを「休日の部活動の地域展開」といいます。

「はまクル」とは、浜松市が目指す地域クラブ活動のことです。はまクルの理念に沿って認定を受けた「はまクル認定クラブ」では、地域の人たちと共に、これまでの部活動にある競技や文化芸術活動だけでなく、さまざまな競技や活動を楽しめるようにしていきます。

ぜひ、自分に合ったクラブ活動を見つけて、参加してみてください！

※すでに入会しているクラブがはまクル認定クラブになる場合は、特に入会の手続きはありません。

参加の流れ

1 参加したいクラブを探そう

ポータルサイト（準備中）をチェックして、はまクル認定クラブからやってみたいクラブを探してみましょう。クラブの方針や活動場所への移動手段、参加費等を確認し、ご家族で相談して決定しましょう。

2 クラブに連絡を取ろう

参加したいクラブが決まったら、ポータルサイト（準備中）から問い合わせや申し込みをしましょう。最初は見学や体験から始めてみるのもよいでしょう。

3 クラブに入会して活動をスタートしよう

申し込み完了後、活動日時や場所、持ち物等をよく確認し、はまクル認定クラブの活動に参加しましょう！

いよいよ活動がスタートです！



「はまクル認定クラブ」のメリット

✓ 認定クラブだから安心

「はまクル認定クラブ」は、浜松市が定める認定要件をすべて満たした団体です。各クラブは、はまクルガイドラインに沿った活動を行っていくので、安心して参加できます。

✓ 自分の興味で選べる

休日に参加するクラブとして、興味のあるスポーツや文化芸術活動を、自分で選んで参加できます。複数のクラブに参加することもできます。

✓ 新たな活動にチャレンジできる

学校の部活動に設置されていない種目や分野でも、気軽にチャレンジすることができます。自分の新たな可能性を広げるチャンスです。

✓ 地域とのつながりが生まれる

クラブによっては、地域の大人や他の学校、他の年代の仲間と一緒に活動できて、交流が広がります。

はまクル認定クラブを運営したい方へ

市の認定を受けると 「はまクル認定クラブ」 として運営できます



「はまクル認定クラブ」は、ゼロからクラブを設立するパターンと既存クラブから移行するパターンのどちらかが考えられます。認定のために必要な5つの要件を規約に明記して申請することになります。認定を受けたクラブには、中学校施設を無償で使用できるなど、市としての支援をしていきます。

子どもたちの成長や地域のつながりを育む新しいクラブのカタチを、一緒につくっていきませんか。

指導者として関わりたい方へ

スポーツ・文化芸術活動の 経験を活かし、生徒の成長を 支える指導者を募集



浜松市では、子どもたちの地域クラブ活動を支えてくださる指導者を広く募集し、「はまクル人材バンク」に登録していきます。子どもたちのために、あなたのスポーツや文化芸術活動の経験を活かしてみませんか。特別な資格や条件などはありませんが、活動を開始する際には、原則、動画視聴等の研修の受講が必要です。既に資格や専門的な知識を持つ方であれば、より大きな力を発揮していただけます。

参加を希望される方は、ぜひ「はまクル人材バンク」へご登録ください。

〈お問い合わせ〉

「はまクル」の取り組みについて、ご不明な点やご質問等がありましたらご連絡ください。クラブの認定手続きや認定クラブへの参加等についての相談も随時受け付けています。

浜松市教育委員会 学校・地域連携課

TEL 053-457-2405

E-mail chiikitenkai@city.hamamatsu-szo.ed.jp

| 地区 | | 公園名 | 所在地 | 種別 | 所管 |
|-----|----|------------|---------------|-------|-------------------|
| 神久呂 | 1 | 大久保東谷公園 | 大久保町1202-6 | 街区 | 公園管理事務所 |
| 神久呂 | 2 | 大久保第二緑地 | 大久保町1437-3 | 緑地 | 公園管理事務所 |
| 神久呂 | 3 | 大久保第一緑地 | 大久保町1441-4 | 緑地 | 公園管理事務所 |
| 神久呂 | 4 | 大久保農村公園 | 大久保町3268-7 | 農村公園 | 農地整備課 |
| 神久呂 | 5 | 神ヶ谷公園 | 神ヶ谷町2873-2 | 街区 | 公園管理事務所 |
| 神久呂 | 6 | 西山モッコ公園 | 西山町808-103 | 街区 | 公園管理事務所 |
| 神久呂 | 7 | 西山北公園 | 西山町1055-126 | 街区 | 公園管理事務所 |
| 神久呂 | 8 | 西山南公園 | 西山町11551-9 | 街区 | 公園管理事務所 |
| 神久呂 | 9 | 西山子供の遊び場 | 西山町2118-1 | 児童遊園等 | 児童家庭課（西） |
| 入野 | 1 | ブリックパーク入野 | 入野町102-51 | 街区 | 公園管理事務所 |
| 入野 | 2 | 本竹公園 | 入野町9034-1 | 街区 | 公園管理事務所 |
| 入野 | 3 | 南平公園 | 入野町16117 | 街区 | 公園管理事務所 |
| 入野 | 4 | 町田公園 | 入野町16135 | 街区 | 公園管理事務所 |
| 入野 | 5 | 西平第二公園 | 入野町16433 | 街区 | 公園管理事務所 |
| 入野 | 6 | 西平第一公園 | 入野町16449 | 街区 | 公園管理事務所 |
| 入野 | 7 | 佐鳴湖公園 | 入野町19954-104 | 総合 | 公園管理事務所 （指定管理） |
| 入野 | 8 | 入野第二緑地 | 入野町20014-1 | 緑地 | 公園管理事務所 |
| 入野 | 9 | 入野第一緑地 | 入野町20022-1 | 緑地 | 公園管理事務所 |
| 入野 | 10 | 西岸さざんか公園 | 入野町20030-1 | 街区 | 公園管理事務所 |
| 入野 | 11 | 大平台第一緑地 | 大平台一丁目113-1 | 緑地 | 公園管理事務所 |
| 入野 | 12 | 西岸もくれん公園 | 大平台一丁目117-4 | 街区 | 公園管理事務所 |
| 入野 | 13 | 西岸むくげ公園 | 大平台二丁目11 | 街区 | 公園管理事務所 |
| 入野 | 14 | 大平台第二緑地 | 大平台三丁目118-1 | 緑地 | 公園管理事務所 |
| 入野 | 15 | 西岸中央公園 | 大平台三丁目37 | 近隣 | 公園管理事務所 |
| 入野 | 16 | 大平台第三緑地 | 大平台四丁目104-1 | 緑地 | 公園管理事務所 |
| 入野 | 17 | 西岸もくせい公園 | 大平台四丁目113-1 | 街区 | 公園管理事務所 |
| 入野 | 18 | 大平台第四緑地 | 大平台四丁目129-8 | 緑地 | 公園管理事務所 |
| 入野 | 19 | 志都呂東公園 | 志都呂町300-295 | 街区 | 公園管理事務所 |
| 入野 | 20 | 志都呂東平公園 | 志都呂町300-378 | 街区 | 公園管理事務所 |
| 入野 | 21 | 志都呂公園 | 志都呂町540 | 街区 | 公園管理事務所 |
| 入野 | 22 | 西都志都呂東公園 | 志都呂一丁目8 | 街区 | 公園管理事務所 |
| 入野 | 23 | 西都志都呂宮前公園 | 志都呂一丁目30 | 街区 | 公園管理事務所 |
| 入野 | 24 | 西都中央公園 | 志都呂一丁目41 | 近隣 | 公園管理事務所 |
| 入野 | 25 | 西都志都呂西公園 | 志都呂二丁目10 | 街区 | 公園管理事務所 |
| 入野 | 26 | 西都志都呂九領川公園 | 志都呂町二丁目1027-1 | 街区 | 公園管理事務所 |
| 入野 | 27 | 志都呂北公園 | 西鴨江町2901-36 | 街区 | 公園管理事務所 |
| 入野 | 28 | 西都台緑地 | 西鴨江町2986-1外 | 緑地 | 公園管理事務所 |
| 入野 | 29 | 西都西鴨江公園 | 西都台町5 | 街区 | 公園管理事務所 |

【所管記載】浜松市中央区西地域公園一覧（2）

| 地区 | | 公園名 | 所在地 | 種別 | 所管 |
|-----|----|------------|--------------|------|---------|
| 伊佐見 | 1 | 伊左地緑地 | 伊左地町1559 | 緑地 | 公園管理事務所 |
| 伊佐見 | 2 | 緑ヶ丘第二公園 | 伊左地町1795-4 | 街区 | 公園管理事務所 |
| 伊佐見 | 3 | 緑ヶ丘第一公園 | 伊左地町2091-78 | 街区 | 公園管理事務所 |
| 伊佐見 | 4 | 伊左地第二緑地 | 伊左地町3003-1 | 緑地 | 公園管理事務所 |
| 伊佐見 | 5 | 伊左地町北原運動公園 | 伊左地町8801-1 | その他 | 公園管理事務所 |
| 伊佐見 | 6 | 伊佐見農村公園 | 伊左地町457-1 | 農村公園 | 農地整備課 |
| 伊佐見 | 7 | 瞳ヶ丘中央公園 | 大人見町12-622 | 近隣 | 公園管理事務所 |
| 伊佐見 | 8 | 瞳ヶ丘東公園 | 大人見町12-652 | 街区 | 公園管理事務所 |
| 伊佐見 | 9 | ゆう公園 | 大人見町1500-223 | 街区 | 公園管理事務所 |
| 伊佐見 | 10 | 大人見緑道 | 大人見町1500-224 | 緑道 | 公園管理事務所 |
| 伊佐見 | 11 | 大人見緑地 | 大人見町1500-225 | 緑地 | 公園管理事務所 |
| 伊佐見 | 12 | しん公園 | 大人見町1600-282 | 街区 | 公園管理事務所 |
| 伊佐見 | 13 | さん広場 | 大人見町1600-284 | 街区 | 公園管理事務所 |
| 伊佐見 | 14 | ゆう緑地 | 大人見町1750-225 | 緑地 | 公園管理事務所 |
| 伊佐見 | 15 | あい公園 | 大人見町1750-233 | 街区 | 公園管理事務所 |
| 伊佐見 | 16 | 湖人見緑地 | 古人見町1432-1 | 緑地 | 公園管理事務所 |
| 伊佐見 | 17 | 湖人見公園 | 古人見町1432-96 | 街区 | 公園管理事務所 |
| 伊佐見 | 18 | 瞳ヶ丘西公園 | 古人見町1538-92 | 街区 | 公園管理事務所 |
| 和地 | 1 | 湖東西公園 | 湖東町1039-20 | 街区 | 公園管理事務所 |
| 和地 | 2 | 湖東東公園 | 湖東町1169-79 | 街区 | 公園管理事務所 |
| 和地 | 3 | 桜台第五緑地 | 桜台一丁目115-12 | 緑地 | 公園管理事務所 |
| 和地 | 4 | 桜台第六緑地 | 桜台一丁目116-2 | 緑地 | 公園管理事務所 |
| 和地 | 5 | 大平山公園 | 桜台二丁目1-1 | 街区 | 公園管理事務所 |
| 和地 | 6 | 桜台第八緑地 | 桜台二丁目130-1 | 緑地 | 公園管理事務所 |
| 和地 | 7 | 桜台第七緑地 | 桜台二丁目130-2 | 緑地 | 公園管理事務所 |
| 和地 | 8 | 篠ヶ谷南公園 | 桜台二丁目17-1 | 街区 | 公園管理事務所 |
| 和地 | 9 | 篠ヶ谷北公園 | 桜台二丁目28-1 | 街区 | 公園管理事務所 |
| 和地 | 10 | 荒巻川ほたる公園 | 桜台三丁目1 | 近隣 | 公園管理事務所 |
| 和地 | 11 | 桜台第九緑地 | 桜台三丁目129-1 | 緑地 | 公園管理事務所 |
| 和地 | 12 | 桜台第四緑地 | 桜台三丁目131 | 緑地 | 公園管理事務所 |
| 和地 | 13 | 桜台第三緑地 | 桜台四丁目117-1 | 緑地 | 公園管理事務所 |
| 和地 | 14 | 桜台第二緑地 | 桜台四丁目117-2 | 緑地 | 公園管理事務所 |
| 和地 | 15 | 桜台第一緑地 | 桜台六丁目119-1 | 緑地 | 公園管理事務所 |
| 和地 | 16 | 沢渡公園 | 桜台六丁目6-1 | 街区 | 公園管理事務所 |
| 和地 | 17 | 和地農村公園 | 和地町1769 | 農村公園 | 農地整備課 |

【所管記載】浜松市中央区西地域公園一覧（3）

| 地区 | | 公園名 | 所在地 | 種別 | 所管 |
|----|----|-----------------|----------------|-------|---------------|
| 篠原 | 1 | 篠原東公園 | 篠原町145 | 街区 | 公園管理事務所 |
| 篠原 | 2 | しのはら・のぞみ公園 | 篠原町612-4 | 街区 | 公園管理事務所 |
| 篠原 | 3 | 仲村公園 | 篠原町4141-4 | 街区 | 公園管理事務所 |
| 篠原 | 4 | とおみ公園 | 篠原町9767-17 | 街区 | 公園管理事務所 |
| 篠原 | 5 | 坪井町ふれあい公園 | 篠原町9948-1 | 街区 | 公園管理事務所 |
| 篠原 | 6 | 中通公園 | 篠原町21650-4 | 街区 | 公園管理事務所 |
| 篠原 | 7 | 坪井光の街公園 | 坪井町235-4、233-5 | 街区 | 公園管理事務所 |
| 篠原 | 8 | 坪井児童遊園地 | 坪井町911-1 | 児童遊園等 | 児童家庭課（西） |
| 篠原 | 9 | かなで野第二公園 | 馬郡町1269-31 | 街区 | 公園管理事務所 |
| 篠原 | 10 | かなで野第一公園 | 馬郡町1397-10 | 街区 | 公園管理事務所 |
| 篠原 | 11 | シンフォニータウンかなで野公園 | 馬郡町1397-87 | 街区 | 公園管理事務所 |
| 篠原 | 12 | やまもも公園 | 馬郡町2251-12 | 街区 | 公園管理事務所 |
| 篠原 | 13 | 舞阪駅前北広場 | 馬郡町6124 | その他 | 公園管理事務所 |
| 庄内 | 1 | 館山寺総合公園 | 館山寺町195 | 総合 | 緑政課 （指定管理） |
| 庄内 | 2 | 館山寺ほりたち公園 | 館山寺町字堀立244-22 | 街区 | 公園管理事務所 |
| 庄内 | 3 | 館山寺第一公園 | 館山寺町2001 | 街区 | 公園管理事務所 |
| 庄内 | 4 | 協和農村公園 | 協和町661-22 | 農村公園 | 農地整備課 |
| 庄内 | 5 | 下田公園 | 村櫛町2633-1 | 街区 | 公園管理事務所 |
| 庄内 | 6 | 村櫛中明公園 | 村櫛町3725-5 | 街区 | 公園管理事務所 |
| 庄内 | 7 | 上の山公園 | 村櫛町3374 | その他 | 公園管理事務所 |
| 庄内 | 8 | 浜名湖ガーデンパーク | 村櫛町5475-1 | 広域 | 静岡県 （指定管理） |

【所管記載】浜松市中央区西地域公園一覧（4）

| 地区 | | 公園名 | 所在地 | 種別 | 所管 |
|----|----|------------|----------------|-------|-------------------|
| 舞阪 | 1 | 奉燈山児童遊園地 | 舞阪町浜田21 | 児童遊園等 | 児童家庭課（西） |
| 舞阪 | 2 | 長池南児童遊園地 | 舞阪町浜田753 | 児童遊園等 | 児童家庭課（西） |
| 舞阪 | 3 | 松並木ポケットパーク | 舞阪町浜田791-2 | その他 | 公園管理事務所 |
| 舞阪 | 4 | 西野島浦公園 | 舞阪町弁天島2658-103 | 街区 | 公園管理事務所 |
| 舞阪 | 5 | 西野島浦児童遊園地 | 舞阪町弁天島2658-103 | 児童遊園等 | 児童家庭課（西） |
| 舞阪 | 6 | 記念公園 | 舞阪町弁天島2669-129 | 街区 | 公園管理事務所 |
| 舞阪 | 7 | 観月園公園 | 舞阪町弁天島2911-21 | 街区 | 公園管理事務所 |
| 舞阪 | 8 | 弁天島公園(舞阪) | 舞阪町弁天島2971-6 | 風致 | 公園管理事務所 |
| 舞阪 | 9 | 乙女園水緑緑地 | 舞阪町弁天島3064-3外 | その他 | 公園管理事務所 |
| 舞阪 | 10 | 観月園児童遊園地 | 舞阪町弁天島3257-1 | 児童遊園等 | 児童家庭課（西） |
| 舞阪 | 11 | 千鳥園児童遊園地 | 舞阪町弁天島3290-5 | 児童遊園等 | 児童家庭課（西） |
| 舞阪 | 12 | 浜松市舞阪乙女園公園 | 舞阪町弁天島3481-25 | 条例 | 公園管理事務所 |
| 舞阪 | 13 | 浜松市弁天島海浜公園 | 舞阪町弁天島3775-2 | その他 | 西行政センター (指定管理) |
| 舞阪 | 14 | 浜松市渚園 | 舞阪町弁天島5005-1 | その他 | 西行政センター (指定管理) |
| 舞阪 | 15 | 十王児童遊園地 | 舞阪町舞阪21-1 | 児童遊園等 | 児童家庭課（西） |
| 舞阪 | 16 | 金山様児童遊園地 | 舞阪町舞阪383 | 児童遊園等 | 児童家庭課（西） |
| 舞阪 | 17 | 西町児童遊園地 | 舞阪町舞阪2118-1-20 | 児童遊園等 | 児童家庭課（西） |
| 舞阪 | 18 | 西町緑地 | 舞阪町舞阪2120-2 | その他 | 公園管理事務所 |
| 舞阪 | 19 | 中学校東児童遊園地 | 舞阪町舞阪2623-25 | 児童遊園等 | 児童家庭課（西） |
| 舞阪 | 20 | 浜松市舞阪表浜公園 | 舞阪町舞阪2668-1 | 条例 | 公園管理事務所 (指定管理) |
| 舞阪 | 21 | 浜松市舞阪表浜東公園 | 舞阪町舞阪2668-25 | 条例 | 公園管理事務所 |
| 舞阪 | 22 | 砂町やすらぎ公園 | 舞阪町舞阪4042 | 児童遊園等 | 児童家庭課（西） |
| 舞阪 | 23 | 長池児童遊園地 | 舞阪町舞阪5375 | 児童遊園等 | 児童家庭課（西） |
| 舞阪 | 24 | レークイースト公園 | 舞阪町舞阪5410-13 | 街区 | 公園管理事務所 |

【所管記載】浜松市中央区西地域公園一覧（5）

| 地区 | | 公園名 | 所在地 | 種別 | 所管 |
|----|----|-------------|---------------|-------|-------------------|
| 雄踏 | 1 | 堀出前中央公園 | 雄踏一丁目230-1 | 近隣 | 公園管理事務所 |
| 雄踏 | 2 | 堀出前第四号緑地 | 雄踏一丁目201-10 | 緑地 | 公園管理事務所 |
| 雄踏 | 3 | 堀出前五号緑地 | 雄踏一丁目201-4 | 緑地 | 公園管理事務所 |
| 雄踏 | 4 | 堀出前第二号緑地 | 雄踏一丁目201-44 | 緑地 | 公園管理事務所 |
| 雄踏 | 5 | 堀出前三号緑地 | 雄踏一丁目201-46 | 緑地 | 公園管理事務所 |
| 雄踏 | 6 | 堀出前東公園 | 雄踏一丁目204-1 | 街区 | 公園管理事務所 |
| 雄踏 | 7 | 堀出前第六号緑地 | 雄踏二丁目201-2 | 緑地 | 公園管理事務所 |
| 雄踏 | 8 | 堀出前第一号緑地 | 雄踏二丁目201-29 | 緑地 | 公園管理事務所 |
| 雄踏 | 9 | 堀出前西公園 | 雄踏二丁目209-1 | 街区 | 公園管理事務所 |
| 雄踏 | 10 | つるが丘西遊園地 | 雄踏町宇布見600-128 | 児童遊園等 | 児童家庭課（西） |
| 雄踏 | 11 | つるが丘東遊園地 | 雄踏町宇布見600-144 | 児童遊園等 | 児童家庭課（西） |
| 雄踏 | 12 | 小山東遊園地 | 雄踏町宇布見4616-1 | 児童遊園等 | 児童家庭課（西） |
| 雄踏 | 13 | 小山八幡宮内遊園地 | 雄踏町宇布見4723 | 児童遊園等 | 児童家庭課（西） |
| 雄踏 | 14 | 思い出ひろば | 雄踏町宇布見4898-1 | 児童遊園等 | 児童家庭課（西） |
| 雄踏 | 15 | 中村遊園地 | 雄踏町宇布見5213 | 児童遊園等 | 児童家庭課（西） |
| 雄踏 | 16 | 西之谷公園 | 雄踏町宇布見6024-1 | 緑地 | 公園管理事務所 |
| 雄踏 | 17 | 田端遊園地 | 雄踏町宇布見6231-1 | 児童遊園等 | 児童家庭課（西） |
| 雄踏 | 18 | 雄踏パーク遊園地 | 雄踏町宇布見6622-52 | 児童遊園等 | 児童家庭課（西） |
| 雄踏 | 19 | 西ヶ崎白山神社北遊園地 | 雄踏町宇布見7461-4 | 児童遊園等 | 児童家庭課（西） |
| 雄踏 | 20 | 西ヶ崎南新田遊園地 | 雄踏町宇布見8190-4 | 児童遊園等 | 児童家庭課（西） |
| 雄踏 | 21 | 領家息神社内遊園地 | 雄踏町宇布見8690-1 | 児童遊園等 | 児童家庭課（西） |
| 雄踏 | 22 | 浅羽北遊園地 | 雄踏町宇布見8972-6 | 児童遊園等 | 児童家庭課（西） |
| 雄踏 | 23 | 領家中学校東遊園地 | 雄踏町宇布見9591 | 児童遊園等 | 児童家庭課（西） |
| 雄踏 | 24 | 浅羽南児童遊園地 | 雄踏町宇布見9973-4 | 児童遊園等 | 児童家庭課（西） |
| 雄踏 | 25 | 浅羽亀崎遊園地 | 雄踏町宇布見9980-74 | 児童遊園等 | 児童家庭課（西） |
| 雄踏 | 26 | 雄踏総合公園 | 雄踏町宇布見9984-1 | 総合 | 公園管理事務所 （指定管理） |
| 雄踏 | 27 | 山崎高畑遊園地 | 雄踏町山崎1010-6 | 児童遊園等 | 児童家庭課（西） |
| 雄踏 | 28 | 山崎公民館内遊園地 | 雄踏町山崎3549-1 | 児童遊園等 | 児童家庭課（西） |
| 雄踏 | 29 | 山宮神公園 | 雄踏町山崎6440 | 街区 | 公園管理事務所 |
| 雄踏 | 30 | 山崎川原遊園地 | 雄踏町山崎川原（公有水面） | 児童遊園等 | 児童家庭課（西） |

浜松市中央区西地域 児童遊園地 一覧

| 地区 | № | 児童遊園地名 | 所在地 | 管理 |
|-----|----|---------------|---|------------|
| 神久呂 | 1 | 大久保児童遊園地 | 大久保町3278, 3279, 3280, 3281-1 | 大久保町自治会 |
| 神久呂 | 2 | 神ヶ谷町山の神南児童遊園地 | 神ヶ谷町6290-2 | 神ヶ谷町自治会 |
| 伊佐見 | 1 | 伊左地町一本松児童遊園地 | 伊左地町3245-1 | 伊左地町自治会 |
| 伊佐見 | 2 | 伊左地町北原児童遊園地 | 伊左地町8692 | 伊左地町自治会 |
| 伊佐見 | 3 | 大人見町児童遊園地 | 大人見町305 | 大人見町自治会 |
| 伊佐見 | 4 | 古人見町児童遊園地 | 古人見町752の一部 | 古人見町自治会 |
| 伊佐見 | 5 | 佐浜町東部児童遊園地 | 佐浜町2117 | 佐浜町自治会 |
| 伊佐見 | 6 | 佐浜町中西児童遊園地 | 佐浜町4916 | 佐浜町自治会 |
| 伊佐見 | 7 | 佐浜町中央児童遊園地 | 佐浜町5007 | 佐浜町自治会 |
| 和地 | 1 | 大山町西大山児童遊園地 | 大山町620 | 大山町自治会 |
| 和地 | 2 | 大山町東大山児童遊園地 | 大山町2635 | 大山町自治会 |
| 和地 | 3 | 大山町二の平児童遊園地 | 大山町3836 | 大山町自治会 |
| 和地 | 4 | 湖東町大平山児童遊園地 | 湖東町6079-1 | 湖東町自治会 |
| 和地 | 5 | 和地町児童遊園地 | 和地町2775 | 和地町自治会 |
| 篠原 | 1 | 篠原東児童遊園地 | 篠原町1165-1の一部 | 篠原町東自治会 |
| 篠原 | 2 | 篠原町北仲児童遊園地 | 篠原町2171 | 篠原町西自治会 |
| 篠原 | 3 | 篠原西児童遊園地 | 篠原町9353-1 | 篠原町西自治会 |
| 篠原 | 4 | 馬郡町春日児童遊園地 | 馬郡町1882-1 | 馬郡町舞阪駅前自治会 |
| 篠原 | 5 | 馬郡町児童遊園地 | 馬郡町95-2, 3, 4 | 馬郡町自治会 |
| 庄内 | 1 | 館山寺町堀江児童遊園地 | 館山寺町2551-1 | 館山寺町自治会 |
| 庄内 | 2 | 館山寺町第二児童遊園地 | 館山寺町2560-5 | 館山寺町自治会 |
| 庄内 | 3 | 協和町児童遊園地 | 協和町116-1, 116-3 | 協和町自治会 |
| 庄内 | 4 | 呉松町平久保児童遊園地 | 呉松町329-1 | 呉松町自治会 |
| 庄内 | 5 | 呉松町鳥居先児童遊園地 | 呉松町3585 | 呉松町自治会 |
| 庄内 | 6 | 呉松町なかよし広場 | 呉松町921-1 | 呉松町自治会 |
| 庄内 | 7 | 呉松町下久保児童遊園地 | 呉松町925 | 呉松町自治会 |
| 庄内 | 8 | 呉松町東児童遊園地 | 呉松町990, 992-1 | 呉松町自治会 |
| 庄内 | 9 | 庄内町児童遊園地 | 庄内町452 | 庄内町自治会 |
| 庄内 | 10 | 庄和町公民館児童遊園地 | 庄和町1657 | 庄和町自治会 |
| 庄内 | 11 | 庄和町南児童遊園地 | 庄和町1809-2 | 庄和町自治会 |
| 庄内 | 12 | 庄和町北児童遊園地 | 庄和町2566-2 | 庄和町自治会 |
| 庄内 | 13 | 白洲町東児童遊園地 | 白洲町2073-1 | 白洲町自治会 |
| 庄内 | 14 | 白洲町西児童遊園地 | 白洲町3115, 3117-1, 2986-2 | 白洲町自治会 |
| 庄内 | 15 | 平松町東児童遊園地 | 平松町592 | 平松町自治会 |
| 庄内 | 16 | 平松町西児童遊園地 | 平松町710-5 | 平松町自治会 |
| 庄内 | 17 | 平東児童遊園地 | 和地町507-1, -2, -3, 508-1, 509, 511-1, -2 | 平松町自治会 |
| 庄内 | 18 | 深萩町児童遊園地 | 深萩町306-4外 | 深萩町自治会 |
| 庄内 | 19 | 村櫛町西児童遊園地 | 村櫛町3349-1外2筆 | 村櫛町自治会 |
| 庄内 | 20 | 村櫛町保令児童遊園地 | 村櫛町3805-3 | 村櫛町自治会 |
| 庄内 | 21 | 村櫛町花緑児童遊園地 | 村櫛町4225-5, 14 | 村櫛町自治会 |

| | | | |
|-----|-----------------|---|-------|
| No. | 3 | 提案委員氏名 | 河瀬 俊夫 |
| 1 | 件名 | 道路沿いの雑草対応について | |
| 2 | 「地域課題」 | | |
| | | <p>雄踏地区だけではないが、県道・市道の道路上にはみ出した雑草、また歩道を覆う雑草がひどく車両走行、歩行に難を感じる。</p> <p>行政でも手入れをしているが、雑草の成長が早く通年上快適な状況になっていない。</p> <p>特に道路上まではみ出している雑草をよけようと車両がセンターラインをオーバーし対向車と追突事故を起こしかねない。</p> <p>（刈り取っていただいた時は見通しが良くなり運転するにも安心感が高まります。）</p> <p>また、歩道上にはみ出した雑草は歩行の妨げになり不快を覚えます。</p> <p>県道・市道の区分はあるが、是非、是正したい。</p> <p>（雄踏地区で）目に付く場所は次の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市営田端団地北 県道 325 号 宇布見浜松線 ・市営雄踏斎場 南側 ・浅羽亀崎団地北 歩道 | |
| 3 | 他の委員への依頼したいこと | | |
| | | <p>道路上にはみ出した雑草について、駆除活動を実施するなど地域で対応している場合は、その対策等を教えてください。</p> | |
| 4 | 行政から情報提供を求めたいこと | | |
| | | <p>次の点について教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人所有の土地から雑草が道路にはみ出している場合、土地所有者に対する雑草駆除の指導をどのように実施しているのか。 ・雑草駆除の担当部署は何処か。 ・どのような頻度で除草を実施しているのか。 | |
| 5 | 提案など | | |
| | | | |

【令和7年度第9回中央区協議会西地域分科会】 河瀬 俊夫 委員からの事前質問

| | | |
|---|----|--|
| 1 | 議事 | (2)【協議事項第10号】 浜松市生涯学習推進大綱(案)のパブリック・コメントの実施について |
| | 資料 | p.11(下段・左)「①学習情報の提供」、p.12(上段・左)「③学習環境の向上」 |
| 1 | 質問 | ①学習情報の提供 協働センターなどの担当者が適切な情報提供やアドバイスを行えるよう、対応力の向上を図ります。 ③学習環境の向上 地域内の各団体の連携化を図ります。 とあるが、協働センター職員の負担増につながらないのか？ |
| | 回答 | 協働センターの職員には、地域の相談に対し解決策をアドバイスすること、地域の人材情報や他の地域団体の活動事例などを地域へ提供すること、生涯学習講座や協働センター自主事業の企画及び運営、各地域団体の行事運営に関する指導・助言、各種団体間の連携促進などへの対応が求められています。 これらの職務の参考になる研修を実施し、職員の対応力の向上を図るものです。 なお、これまでも年1回以上の研修を実施しています。 |
| 2 | 議事 | (2)【協議事項第10号】 浜松市生涯学習推進大綱(案)のパブリック・コメントの実施について |
| | 資料 | p.12(上段・左)「③学習環境の向上」 |
| 2 | 質問 | ③学習環境の向上 老朽化施設については・・・と記載があるが、現在把握している設備はあるのか？ |
| | 回答 | 最近の事例では、西図書館の移転リニューアル、浜松科学館の展示リニューアル、新津協働センター、浜北文化センター、アクトシティ浜松の大規模改修等を実施しています。 今後は、光明ふれあいセンター、南陽協働センター、南陽図書館、和地協働センター等の大規模改修を予定しています。 |

| | | |
|---|----|--|
| 3 | 議事 | (2)【協議事項第10号】 浜松市生涯学習推進大綱(案)のパブリック・コメントの実施について |
| | 資料 | p.12(中段)「Ⅱ 学びを生かし、発展させることができる仕組みづくり」 ①参加・活動の場の拡大 ○人材発掘、人材登録体制の整備 |
| | 質問 | ・知識や技能を持つ人と、それを求める人を結びつける人材登録制度を整備します。 とのことであるが、具体的にはどのようなものなのか？ |
| 3 | 回答 | ①生涯学習講師登録 これまで身に付けてきた経験や専門的な知識や技術・技能等のノウハウを生かすことを希望する方に、主に協働センター・ふれあいセンター等における講座・教室・講演会等の講師として活躍する場や機会を提供することを目的とした制度です。 スポーツや芸術、歴史、語学、料理など、様々な分野で多数の人材が登録されています。 ②はままつ人づくりネットワークセンター 地域の魅力的な人材や企業、団体を登録し、学校の教育活動などに提供するもので、浜松市立小中学校の教員、土曜学習、放課後の子供の居場所づくり(放課後児童会や放課後子供教室等)の運営主体などが、授業、講座等を実施する際に利用することができます。 各学年の授業内容に応じた講座や、施設・工場見学、体験活動などのメニューがあります。 |
| 4 | 議事 | (5)【協議事項第13号】 浜松市「休日の部活動の地域展開」に関するガイドライン(案)の策定について |
| | 資料 | p.75(下段)「(6)費用」 |
| | 質問 | はまくる認定クラブの運営は、受益者負担を基本とする。 となっているが、家庭環境によっては「入会」できない家庭もあると思われる。また父母による送迎など負担が増すと思われる。 【当然学校の先生への負担軽減は絶対必要です。(働き方改革)】 どの様な対応策を考えているのか知りたい。 |
| 4 | 回答 | ・国の会議では、「家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることはないよう、経済的に困窮する世帯の生徒への支援については確実に措置を行う必要がある。」と意見が出ており、それを受けて、国は経済的困窮世帯の生徒への支援を検討しています。本市も国の動向を注視するとともに、他都市の事例も参考にするとともに、家庭環境による体験格差が生じないよう、支援制度の創設等について検討してまいります。また、地域展開に関して、学校や保護者等の意見も踏まえながら、保護者の負担が著しく増大することがないような対応方法について検討してまいります。 |

【令和7年度第9回中央区協議会西地域分科会】 中村 久実 委員からの事前質問

| | | |
|---|----|--|
| 1 | 議事 | (3)【協議事項第11号】 浜松市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(案)のパブリック・コメントの実施について |
| | 資料 | p.26(下段)「★浜松市域“RE100”へのチャレンジ目標」 |
| | 質問 | p.26「浜松市域“RE100”へのチャレンジ目標」の直近の実績を教えてください。 他のグラフは2023年度などがあり、2013年度から13年、経過しています。 |
| | 回答 | 「浜松市域“Re100”」については、再生可能エネルギー電力の自給率を2050年度までに100%とする目標になります。 再生可能エネルギー電力の自給率については、区協議会資料<24>ページに記載のとおり、直近の2023年度時点で54.1%となっています。 頂いたご意見を踏まえ、<26>ページの表に直近年度のデータを追加いたします。 |

アサリ遊漁の全面禁止について

2025.12 浜名漁協

(要旨)

浜名湖のアサリは近年極度の資源悪化により、漁獲がない状況となっている。浜名漁協では、資源の回復を図るため、従来、一定の制約のもと認めていた一般の方々のアサリ遊漁について、来年より全面禁漁とすることを検討している。

(背景の説明)

- 年間漁獲量、かつて最大5千トン以上、平年2-3千トン。令和元年、2年に千トンを割り3年はわずか100トン、その後一時的に回復の兆しがあったが、令和5年秋からほとんどない状況で出漁できていない。
- 原因として、害敵生物の食害、赤潮、湖水の栄養不足、海水温上昇などが指摘されたが、網による保護に効果があったことで、水質環境の問題もあるが、食害量が資源量を上回ることが原因と考えられる。
- 漁協は、漁業者数や漁獲量の制限、禁漁区、禁漁期間の設定とともに、外敵駆除、アサリ保護網、底質改良、アマモ場回復、企業と連携しての人工養殖研究など、増やす努力を行っている。
- アサリ、ハマグリは浜名漁協が共同漁業権を有し、資源管理の義務もある。これまでは一般客の潮干狩りについて条件付きで許容してきたが、一部に遊漁の範囲を超える者も見られ、親貝を守るためやむなく全面禁漁の方針とした。なお、ハマグリについては全面禁漁を継続する。漁業者は自主的な管理のもとに操業できる。
- 全面禁漁について事前（従来ルールで2月まで禁漁中）にマスコミ等により周知を図るとともに、湖岸への看板設置、漁場パトロールを実施する。違反者については警察等と連携して摘発し、漁業権侵害で告訴する。
- アサリなど水産資源は漁業者の生活のみならず、地域全体に恩恵が及ぶ大きな価値を持つ。漁協としては資源復活に使命感を持ち、引き続き努力するつもりである。

(遊漁制限の推移)

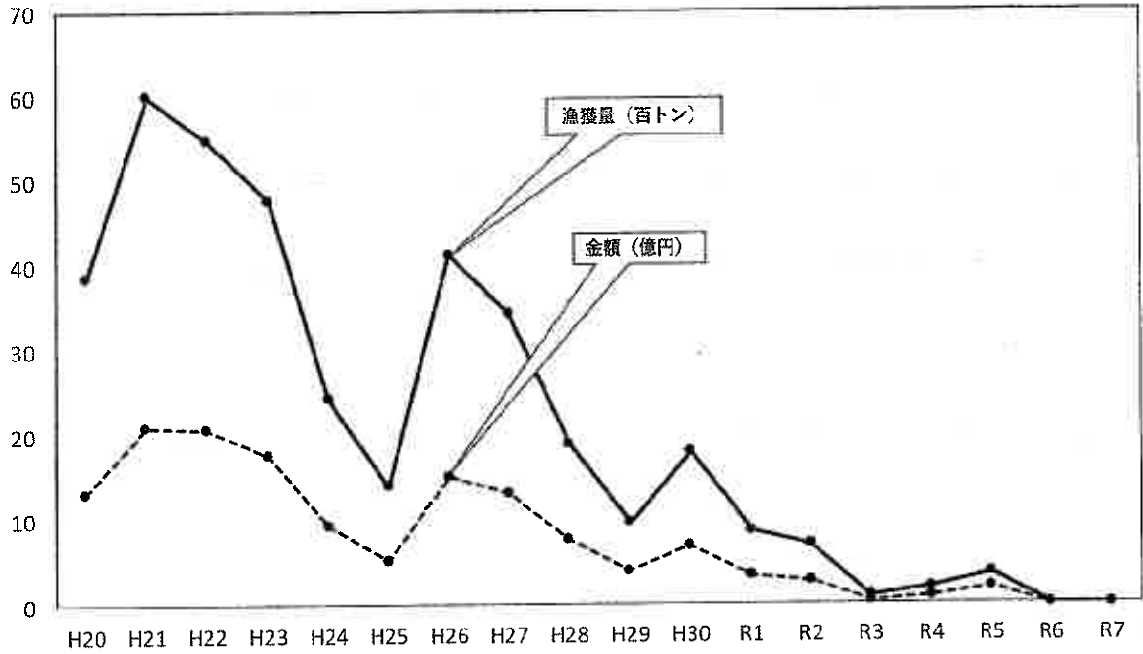
- 平成17年頃まで全く自由
- 平成17年頃から、岸から5m（沖瀬禁止）、1日2kgまでに制限
- 令和5年9月から、9月～2月禁漁、岸から5m、1日1kgまでに制限内容変更
- 令和6年3月から、三ヶ日町佐久米地区の禁漁区設定を追加

浜名湖のアサリ

浜名湖アサリ漁獲量と金額

| 年 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|------|------|------|------|------|--------|----|
| 漁獲量 (百トン) | 38.62 | 60.08 | 54.83 | 47.76 | 24.31 | 14.04 | 41.27 | 34.36 | 19.01 | 9.68 | 17.98 | 8.72 | 7.07 | 1 | 1.96 | 3.63 | 0.0018 | 0 |
| 金額 (億円) | 13.2 | 21 | 20.7 | 17.6 | 9.4 | 5.2 | 15.1 | 13.2 | 7.8 | 3.9 | 6.9 | 3.4 | 2.7 | 0.41 | 0.89 | 1.91 | 0.0011 | 0 |

(1-6月)



浜名湖のアサリ漁獲量と金額

